

大蔵省財政史室 編

# 昭和財政史

終戦から講和まで

第13巻

金融 (2)  
企業財務  
見返資金

東洋経済新報社

## 監修のことば

『昭和財政史——終戦から講和まで——』（全二〇巻）は、『明治財政史』（全一五巻）、『明治大正財政史』（全二〇巻）および『昭和財政史』（全一八巻）につづく大蔵省とその担当する財政・金融行政の歴史であり、副題に示されているように、昭和二〇（一九四五）年八月一五日の「終戦」から「サンフランシスコ平和条約」が発効した昭和二七（一九五二）年四月二八日までの、日本が連合国の占領の下におかれた期間を対象とするものである。

ところで、わたくしたち兩名は、昭和四六（一九七一）年四月、本財政史の編集事業が正式に発足するに当たり大蔵省から監修を委嘱され、ひきつづいて、別欄にかかげられているメンバーが共同研究者として決定された。以後監修者と共同研究者は研究会を組織するとともに、「一般」「財政」「金融」の各部会に分属し、かつて大蔵省の要職にあって占領期の行政を担当された方々のほか占領期財政に関係の深かった各界学識経験者（元占領政策担当官等アメリカ側関係者をふくむ）からのヒヤリングを中心とした共同研究会と部会を度重ねて開催し、資料調査と研究を進めた。

この間、資料の収集、整理も精力的に行なわれたが、とくに後述するような在米資料をふくめて未発掘、未公表資料の収集整理も積極的に行なわれたのである。資料調査と研究が一段落した段階で執筆段階に入り、共同研究者とわたくしたち兩名が全員執筆を分担することとなり、また、特定の項目については大蔵省内から若干の関係者が執筆に加わることとなった。

わたくしたちは、大蔵省の省議によって今回の財政史の編さん、刊行の具体的計画が決定した際、そのなかにおいて決められた「大蔵省の担当した財政・金融行政の実績を実証的に記述分析することを主とするが、時期の特殊性にかんがみ、社会経済的背景の把握ならびに米国の対日経済政策の解明に留意する」という主旨の基本方針を尊重するとともに、新しくかつ豊富な資料をでき得る限り発掘活用し、客観的で詳密な財政史をつくり上げることに意を用いてきた。

今回の財政史が対象とする期間は、『明治財政史』の三五年間、『明治大正財政史』の二四年間、『昭和財政史』の二〇年間に比べて、わずか七年弱にすぎないが、日本がまだまだかつて経験したことのない外国の占領下におかれた時期であり、古い日本が新しい日本に生まれかわる激動の時期であったことをおもえば、けっして短い期間とはいえず、記録されなければならぬ事柄はむしろ戦前の二〇年ないし三〇年の歴史を述べる場合以上に多いといえよう。しかもそれらの多くは、財政・金融面のみならずその後の日本経済全体の復興と成長に大きな影響を

与え、あるいは、その原型となったものである。

したがって本財政史の内容が財政・金融の領域にとどまることなく、その経済的背景、さらに連合国、とくにアメリカ合衆国の対日占領政策にも及ぶのは当然であり、そうでなくてはこの占領期を対象とする財政史は財政史そのものとしてもきわめて不十分なものとならざるをえないのである。この意味において今回の財政史は、従来大蔵省が編さん刊行した財政史に比べて対象期間は短期間であるが、その内容は量的に膨大であるとともに、きわめて多角的なものとならざるをえなかったのである。しかも外国の占領下という時期であるため、従来のように国内の資料のみでは十分とはいえず、占領当事者である連合軍総司令部および連合国、具体的にはアメリカ側の資料を参照しなければならなかった。

これらの資料の大部分は従来非公開のものであったが、その多くは、年次の経過に従ってアメリカ政府の公文書取扱に関する規定に基づいて公開されるにいたったため、その利用が可能となった。これは、われわれにとって幸いなことであり、このため、共同研究者および財政史室スタッフによる在米資料の収集も行なわれたが、これらの資料を活用できたことは、この財政史を特徴づけるものとなったと思われる。

この財政史の執筆、監修に当たっては、もとより各巻とも執筆者がそれぞれ専門家としての立場から自主的に叙述したものはあるが、個人の著書を集めた全集といったようなものではな

く、全巻が有機的なつながりをもったものとし、出来る限り客観的で、正確な史実を後世に残すものであることに意が用いられた。そのためにも、執筆者の第一稿は未定稿として省内関係部局に回覧されるとともに、研究会における相互討論にも付されたのである。

なお、本財政史は、各執筆担当者の責任において書かれたものであるが、また全体の統一、調整についての責任は、わたくしたち監修者兩名が負うものである。

終りにわたくしたち監修に当たった兩名は、執筆者一同とともに、本財政史の編さん・刊行について示された大蔵省の非常な熱意と理解、ならびに種々行き届いたご配慮をいただいた舟山正吉顧問に対し深く感謝するとともに、快くヒヤリングに応じて貴重な談話をいただいた方々、省内省外の協力委員をはじめ編さん・執筆に積極的な協力ないし助言をいただいた方々、ならびに何くれとなくお世話をいただいた財政史室、大蔵省文庫の方々にも衷心より感謝申し上げます。また、あわせて本財政史刊行の業務を担当された東洋経済新報社の各位にも謝意を表するものである。

昭和五〇年一〇月一日

監修者

鈴木武雄  
安藤良雄

監修者の一人鈴木武雄博士は、本財政史の刊行をまたず昭和五〇年一二月六日、病氣のため逝去されたが、同博士は本財政史編集事業の発足以来、編集・執筆を指導され、全執筆者の原稿または執筆構想についても草稿の校閲、共同研究会における指導助言等を行なわれたので、実質的には全巻にわたっての監修の任を果たされた。この「監修のことば」も鈴木・安藤両博士が協議し執筆されたものである。

大蔵省財政史室

## 凡 例

- 一、本巻に収録した「政府関係金融」編は、第三章を伊牟田敏充が、第四章を中村隆英・伊牟田敏充指導の下に伊藤修が、それぞれ執筆した。「金融制度」編は原司郎が執筆した。以上を第一二巻「金融(1)」に続く「金融(2)」として編集した。また、「企業財務」編は中村隆英指導の下に宮崎正康が、「見返資金」編は加藤三郎指導の下に柴田善雅が、それぞれ執筆した。
  - 二、本書中の用語・用字・呼称等は、大蔵省の方式によることを原則とした。ただし資料等の関係から一般の通例にならう等、現在の大蔵省の方式によらなかった場合もある。
  - 三、暦年の表示は、原則として日本年号によった。
  - 四、人名の敬称は原則として省略させていただいた。
  - 五、引用資料は原則として原文のままとし、疑点のある箇所には(ママ)と注記した。ただし、漢字で新字体のあるものはこれに改め、誤記および全く技術的に不整合なものについては、編者の責任において訂正した。また明らかに判定しうる脱落は「」で補った。
  - 六、統計表の数値は、可能なかぎり原資料にさかのぼることによって訂正・補正した。
- なお、引用資料、巻末資料等の取扱い等については、「資料編」解題を参照されたい。

共同研究者等名簿(部会員は五十音順)

顧問	舟山正吉(元大蔵事務次官)	財政部会	加藤 睦夫(立命館大学教授)
執筆担当者			高橋 誠(法政大学教授)
監修者	鈴木武雄(元武蔵大学学長・故人)		西村 紀三郎(駒沢大学教授)
監修者	安藤良雄(京城大学学長)		林 健久(東京大学教授)
一般部会長	江見康一(一橋大学教授)		山村 勝郎(金沢大学教授)
財政部会長	中村隆英(東京大学教授)	金融部会	伊牟田 敏充(法政大学教授)
金融部会長	原 朗(東京大学助教授)		塩野谷 祐一(一橋大学教授)
幹事	犬田 章(東洋大学教授)		志村 嘉一(千葉大学教授)
一般部会	秦 郁彦(拓殖大学教授)		西川 俊作(慶応大学教授)
	原 朗(東京大学助教授)		原 司郎(横浜市立大学教授)
	藤村 幸雄(同志社大学教授)		宮崎 正康
	三和良一(青山学院大学教授)		伊藤 修(東京大学大学院)
財政部会	石 弘光(一橋大学教授)	財政部会	大森 とく子(大蔵事務官)
	植松 守雄(元大蔵事務官)		加藤 新一(大蔵事務官)
	宇田川 璋仁(横浜国立大学教授)		柴田 善雅(大蔵事務官)
	加藤 三郎(東京大学教授)		

目次

凡例  
監修のことば

政府関係金融(続編)

第三章 日本輸出入銀行……………三

第一節 日本輸出入銀行設立の背景……………三

第二節 設立過程における対米折衝……………一五

- 一 池田・ドッジ会談……………一五
- 二 輸出金融金庫案……………一九
- 三 輸出金融公庫案とその挫折……………三三
- 四 ドッジ来日と設立交渉の進展……………三七

第三節 「日本輸出銀行法」の制定……………三三

第四節 設立と初期の営業……………三六

第五節 昭和二七年四月一日の法改正……………三九

### 第四章 日本開発銀行……………三九

第一節 設立構想の背景……………三九

第二節 ドッジ来日と設立構想……………三九

一 大蔵省の構想……………一〇〇

二 ドッジの当初の構想……………一〇一

三 日本側要望に対するドッジの態度……………一〇四

四 復興金融公庫改組問題……………一一一

五 ドッジ覚書……………一二六

第三節 「日本開発銀行法」……………一二六

一 ドッジ帰国後の動き……………一二六

二 交渉の進展……………一二四

三 「日本開発銀行法案」の確定……………一二四

四 「日本開発銀行法」の制定と施行……………一二七

### 第四節 昭和二七年七月法改正その他……………一三〇

一 昭和二七年七月法改正……………一三〇

二 復興金融公庫・見返資金私企業貸付の承継、および中小企業金融公庫・農林漁業金融公庫への業務引渡し……………一三六

### 第五節 昭和二六年度営業実績……………一三七

一 運用原資……………一三七

二 融資計画……………一三八

三 融資実績……………一四〇

四 経理……………一四三

## 金融制度

### 第一章 金融機関の再建整備……………一四九

第一節 概観……………一四九

第二節 第二次大戦直後の金融機関と金融行政……………一五〇

第三節 再建整備の開始……………一五三

一 戦時補償打切りと金融機関……………一五三

二 再建整備の基本的構想……………一五五

- 三 金融機関の新旧勘定分離——「金融機関経理応急措置法」の制定……………三三三
- 四 「金融機関再建整備法」の制定……………三三八
- 第四節 再建整備の経過……………三三〇
  - 一 評価基準の決定と中間処理……………三三〇
    - (一) 暫定評価基準・確定評価基準の決定……………三三〇
    - (二) 中間処理の実施……………三三三
  - 二 新旧勘定合併促進と整備計画認可基準の指示……………三三六
    - (一) 「金融機関再建整備法」の改正(第一次—第三次)……………三三六
    - (二) 銀行局の新旧勘定合併促進方針……………三三八
    - (三) 新旧勘定早期合併方針の決定……………三三九
    - (四) 未払込資本金徴収に関する司令部覚書……………三三九
  - 三 金融債の処理問題……………三三九
  - 四 最終処理方法書の認可と新旧勘定の合併……………三四〇
    - (一) 「金融機関再建整備法」の改正(第四次)……………三四〇
    - (二) 最終処理方法書の改訂……………三四六
    - (三) 最終処理方法書の認可と新旧勘定合併……………三四六
    - (四) 金融機関の再建整備と「集排法」適用問題……………三四〇
    - (五) 各金融機関の最終処理状況……………三四四
- 第五節 再建整備の完了……………三四〇
  - 一 整備計画の認可と新旧勘定合併後の増資……………三四〇

- 二 政府補償の実施と調整勘定の設定……………三四五
  - (一) 政府補償と調整勘定に対する検討……………三四五
  - (二) 「金融機関再建整備法」の改正(第五次)……………三四八
  - (三) 調整勘定の設定と政府補償の実施……………三四九
- 三 調整勘定の閉鎖……………三三〇
  - (一) 調整勘定利益金の中間分配……………三三〇
  - (二) 「金融機関再建整備法」の改正(第六次)……………三三三
  - (三) 在外勘定の設置……………三三三
  - (四) 調整勘定の閉鎖……………三三三

## 第二章 金融制度の再編成問題……………三三九

- 目次
- 第一節 戦後金融制度改革の方向……………三三九
  - 「金融業法」案以前の金融制度改革論議……………三三九
  - 一 日本銀行制度改正準備委員会……………三三〇
  - 二 第一次金融制度調査会……………三三三
  - 三 第二次金融制度調査会……………三三三
  - 四 政府における金融制度改革の検討……………三三三
- 第二節 「金融業法案要綱」をめぐる論議……………三三九



第三章 「銀行法」改正問題と日本銀行政策委員会の設置……………四七

第一節 金融行政をめぐる諸問題……………四七

- 一 金融機関に対する検査体制……………四七
  - 二 預金保険機構……………四七
  - 三 地方銀行の設立免許……………四八
  - 四 店舗政策……………四八
  - 五 外国銀行対策……………四八
  - 六 貯蓄銀行の消滅……………四九
  - 七 金融機関の経理規制……………四九
    - (一) 「金融機関の経理に関する法律」の立案……………四九
    - (二) 配当問題……………五〇
    - (三) 滞償償却引当積立金制度と貸倒準備金制度……………五〇
    - (四) 金融機関保有の有価証券の含み益の取扱い……………五一
- 第二節 日本銀行政策委員会の設置……………五三
- (一) ポリシー・ボード構想の提示……………五三
  - (二) 「日本銀行法の一部を改正する法律」の制定経過……………五三
  - (三) 政策委員会をめぐる大蔵省と日本銀行の関係……………五三
  - (四) 政策委員会の設置とマーケット・ステートメント……………五三

第三節 「銀行法」改正論議……………五三

- 一 銀行法改正案(第二次)までの動向……………五三
- 二 昭和二五年以降の動向……………五三

第四章 特殊銀行の廃止と長期金融機構の再編成……………五七

第一節 特殊銀行の再建整備と長期金融機構の再編成構想……………五七

- 一 横浜正金銀行の東京銀行への改編……………五七
- 二 長期金融機構の再編成構想——特殊銀行の再建整備——……………五七
  - (一) 司令部方針の提示(昭和二三年六月)まで……………五八
  - (二) 日本興業銀行、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行の再編成……………五八

第二節 「銀行等の債券発行等に関する法律」の制定……………五八

- 一 ドッジ・プラン下の長期金融制度と債券発行銀行……………五八
- 二 不動産金融機関設立構想……………五八
- 三 「銀行等の債券発行等に関する法律」制度の経緯……………五八

第三節 「長期信用銀行法」の制定……………六〇

- 一 「長期信用銀行法」成立事情……………六〇
- 二 長期信用銀行の設立……………六〇

第一節 農業系統金融機関の再編成……………六二七

一 「農業協同組合法」の制定と農業会の解散……………六二七

二 農業手形制度と農林漁業復興金庫構想……………六三三

三 農林漁業復興資金融通に関する暫定措置……………六三八

四 農林中央金庫の民主化……………六三五

五 漁業手形制度……………六四〇

六 農業協同組合の再建整備……………六四七

第二節 中小企業金融機関の再編成……………六五五

一 中小企業金融対策と金融制度……………六五五

二 信用組合と信用金庫……………六六〇

三 相互銀行……………六六七

四 殖産会社……………六七四

五 中小企業信用補完制度……………六八一

六 商工組合中央金庫の再編……………六八五

第三節 信託会社の再編成と「貸付信託法」の制定……………六九四

## 企業財務

第一章 戦時補償打切り関連法案……………六九二

第一節 戦時補償特別税概算額……………六九二

第二節 法案の作成……………七〇三

第二章 「会社経理応急措置法」……………七三二

第一節 「会社経理応急措置法」の成立……………七三二

一 応急措置の成立……………七三一

二 労働対策……………七三三

第二節 特別経理会社……………七四〇

一 範 囲……………七四〇

二 新旧勘定分離……………七四三

第三章 「企業再建整備法」……………七五二

第一節 日本案の作成……………七五二

第二節 司令部「重要修正提案」……………七六二

第三節 「企業再建整備法」の成立……………八〇五

第四章 企業再建整備の発足……………八三

第一節 資産評価基準……………八三

一 日本案と司令部の修正……………八三

二 企業再建整備資産評価基準(案)……………八六

三 「企業再建整備法に基く資産の評価換に関する認可基準」……………八四

第二節 未払込株金徴収……………八五

第三節 企業再建整備の認可基準……………八七

第五章 企業再建整備の実施……………八九

第一節 実施状況……………八九

第二節 特別損失計算……………九〇

第三節 企業財務の推移……………九二

見返資金

第一章 見返資金の成立……………九七

第一節 アメリカの援助と見返資金制度……………九七

一 アメリカの対日援助……………九七

二 西欧の見返資金……………九二

第二節 米国対日援助見返資金の設置……………九三

一 司令部側の見返資金制度の検討……………九三

二 「米国対日援助見返資金特別会計法」……………九三

三 見返資金の運営要綱と運営手続……………九四

四 運用条件の決定……………九五

五 米国目的利用の出現……………九五

第二章 見返資金の運営……………九七

第一節 見返資金の繰入機構……………九七

一 貿易特別会計援助物資勘定……………九七

二 米国対日援助物資等処理特別会計……………九六

第二節 見返資金関係法制の整備……………九七

第三節 各年度運営計画と実績……………九七

一 昭和二四年度……………九七

二 昭和二五年度……………九八

- 三 昭和二六年度……………一九五
- 四 昭和二七年度……………一〇〇
- 五 昭和二八年度……………一〇三

### 第三章 見返資金の運用使用状況……………一〇六

- 第一節 債務償還および国債買入れ……………一〇六
  - 一 復興金融債券の償還と国債買入れ……………一〇六
  - 二 短期証券保有……………一〇八
- 第二節 政府事業投資……………一〇六
  - 一 電気通信事業特別会計……………一〇六
  - 二 日本国有鉄道……………一〇八
  - 三 国有林野事業特別会計……………一〇九
  - 四 公共事業……………一〇九
- 第三節 私企業投資……………一〇九
  - 一 電力……………一〇九
  - 二 海 運……………一〇九
  - 三 その他産業……………一〇九
  - 四 中小企業……………一〇九

- 五 優先株式引受け……………一〇九
- 第四節 政府金融機関投資……………一〇九
  - 一 住宅金融公庫……………一〇九
  - 二 日本輸出入銀行……………一〇九
  - 三 日本開発銀行……………一〇九
  - 四 農林漁業資金融通特別会計……………一〇九
- 第五節 司令部指示による見返資金の利用……………一〇九
  - 一 連合国軍人等住宅公社……………一〇九
  - 二 特定教育事業……………一〇九
  - 三 学校および保育所給食用脱脂粉乳……………一〇九

### 第四章 産業投資特別会計への承継……………一〇九

- 第一節 「産業投資特別会計法」の制定……………一〇九
- 第二節 見返資金の終了……………一〇九

統計表・図目次

政府関係金融(統編)

表 4-1 復興金融公庫承継諸勘定(昭和二十七年一月一日)……………一六九

表 4-2 復興金融公庫承継債権回収状況(昭和二十八年三月末現在)……………一七〇

表 4-3 米国対日援助見返資金特別会計承継債権内訳……………一七一

表 4-4 見返資金承継債権回収状況(昭和二十七年三月末)……………一七三

表 4-5 中小企業金融公庫承継債権内訳……………一七三

表 4-6 農林漁業金融公庫承継債権内訳……………一七四

表 4-7 資本金・政府借入金の推移(昭和二十六年度)……………一七六

表 4-8 産業別設備投資額中の開発銀行融資(昭和二十六年度)……………一八五

表 4-9 昭和二十六年度設備資金調達先……………一八五

表 4-10 開銀融資申込み・承諾・貸付実行状況(昭和二十六年度)……………一八六

表 4-11 月別貸付および回収実績(昭和二十六年度)……………一八六

表 4-12 貸付額の利率別・貸付期間別内訳……………一八六

表 4-13 返済資金貸付額および使途……………一八九

表 4-14 単独融資および協調融資状況(昭和二十六年度)……………一八九

表 4-15 貸付額の融資対象企業資本金規模別および一口当り貸付額規模別内訳……………一九二

表 4-16 第一事業年度末貸借対照表(昭和二十七年三月三十一日現在)……………一九三

表 4-17 第一事業年度損益計算書(昭和二十六年四月二〇日―二十七年三月三十一日)……………一九五

金融制度

〈表〉

表 1-1 全国銀行預金・貸出、日本銀行貸出および日本銀行券発行高(昭和二〇年四月―二十二年三月)……………二〇六

表 1-2 特殊決済額(昭和二〇年八月三十一日現在)……………二〇七

表 1-3 全国銀行預金残高内訳(昭和二十二年三月末)……………二一〇

表 1-4 全国銀行預金新旧勘定別内訳(昭和二十二年八月末)……………二一六

表 1-5 金融機関再整備見込一覧(昭和二十二年九月末調)……………二四三

表 1-6 中間処理移換率……………二四五

表 1-7 金融債券発行残高の新旧勘定別推計(昭和二十一年八月一日現在)……………二二二

表 1-8 最終処理方法書(昭和二十三年一月一〇日大蔵大臣宛提出)……………二二四

表 1-9 金融機関最終処理状況……………二〇一

表 1-10 銀行・信託会社の最終処理状況……………二〇三

表 1-11 最終処理による債務切捨て状況……………二〇四

表 1-12 銀行の最終処理後の増資状況(昭和二十四年三月末現在)……………二二三

表 1-13 政府補償実績額……………二二〇

表 1-14 調整勘定利益金中間分配状況……………二三一

表 1-15 在外勘定支払額および閉鎖日……………二二三

表 1-16 調整勘定閉鎖状況別金融機関数(昭和三四年三月三十一日現在)……………二二五

表 1-17 調整勘定利益金分配総括表……………二二五

表 3-1 金融機関検査実績……………二四四

表 3-2 地方銀行新設状況……………二四五

表 3-3 銀行店舗異動状況(昭和二十四年三月、二十七年三月)……………二四九

表 3-4 在日外国銀行一覧(昭和二十七年三月末現在)……………二五三

表 3-5 金融機関別株式配当率(昭和二十四―二十六年度)……………二五〇

表 4-1 見返資金による優先株引受けと金融債の発行状況……………二〇五

表 4-2 日本興業・日本勧業・北海道拓殖三銀行の業況比較(昭和二十七年五月末)……………二五五

表 5-1 東京財務部管内貸金業者実態推定(昭和二十四年三月調査)……………二七六

〈図〉

図 3-1 ポリシー・ボード組織図(昭和二十四年三月三十一日 McDiarmid 提示)……………二七六

図 3-2 大蔵省と日本銀行との関係……………二七四

企業財務

表 1-1 戦時補償特別税請求権区分別推算……………七〇〇

表 1-2 戦時補償特別税支払区分別内訳……………七〇三

表 2-1 会社経理応急措置法関係申請受付認可件数(昭和二十二年―二月末現在)……………七三三

表 2-2 主要企業の貸借対照表(戦前より指定時まで)……………七五五

表 2-3 主要企業の損益計算および経営指標……………七五八

表 2-4 通貨発行量と全国銀行預金残高……………七六一

表 2-5 指定時の貸借対照表(産業別)……………七六三

表 4-1 業種別特別損失負担計算調(昭和二十二年一月―四月調査)……………八二九

表 4-2 特別損失負担程度別会社数(昭和二十二年一月―四月調査)……………八三三

表 4-3 特別経理会社の業種別特別損失負担額概算……………八三三

(昭和二二年八月四日現在)……………八三

表4-4 特別経理会社の業種別特別損失状況別会社数  
(昭和二二年八月四日現在)……………八四

表5-1 整備計画提出・処理状況……………九〇

表5-2 決定整備計画実行会社数……………九〇

表5-3 資本金規模別整備計画実施状況……………九〇

表5-4 特別損失計算総括表(昭和二七年九月末現在)……………九三

表5-5 産業別特別損失計算書(その一—金額・構成比)……………九五

表5-6 産業別特別損失計算書(その二—倍率)……………九七

表5-7 産業別企業整備状況(その一—存続会社)……………九八

表5-8 産業別企業整備状況(その二—解散会社)……………九八

表5-9 主要企業の貸借対照表(指定時から昭和二七  
年上期まで)……………九三

見返資金

表1-1 ガリオア・エロア対日援助……………九八

表1-2 ガリオア・エロア物資による対日援助額……………九〇

表1-3 占領軍物資払下額……………九〇

表1-4 中間援助見返資金使用認可額(一九四八年—  
二月末累計)……………九四

表1-5 西欧見返資金積立・使用状況(一九五一年—  
二月まで累計)……………九七

表1-6 西ドイツ・ガリオア援助見返資金収支累計……………九七

(一九五一年二月末)……………九六

表1-7 見返資金計画司令部案(一九四九年九月七日)……………九六

表2-1 貿易特別会計援助物資勘定歳入歳出(昭和二  
四年度)……………九六

表2-2 米国対日援助物資等処理特別会計歳入歳出  
(昭和二五—二八年度)……………九七

表2-3 昭和二四年度見返資金運営計画……………九八

表2-4 見返資金収支実績(昭和二四—二八年度)……………九八

表2-5 私企業設備資金調達(昭和二三—二七年度)……………九五

表2-6 昭和二五年度見返資金運営計画……………九七

表2-7 昭和二五年度私企業配分計画……………九八

表2-8 昭和二六年度見返資金運営計画……………九八

表2-9 昭和二七年度見返資金運営計画……………九九

表2-10 昭和二八年度見返資金運営計画……………九九

表3-1 政府短期証券保有状況……………一〇一

表3-2 電気通信事業設備投資財源と通信の復旧……………一〇二

表3-3 国有鉄道建設資金調達と国鉄復旧……………一〇三

表3-4 昭和二五年度国有林野事業特別会計予算中の  
見返資金の使途……………一〇四

表3-5 見返資金の公共事業支出計画……………一〇五

表3-6 電力融資実績……………一〇七

表3-7 海運融資実績……………一〇八

表3-8 石炭鉱業融資実績……………一〇九

表3-9 鉄鋼業融資実績……………一〇九

表3-10 その他産業(石炭・鉄鋼・農林漁業・中小企  
業を除く)融資実績……………一〇九

表3-11 農林漁業に対する見返資金の形態別投資実績……………一〇五

表3-12 農林漁業融資実績……………一〇五

表3-13 中小企業融資および協調融資実績……………一〇六

表3-14 金融債の発行余力および発行額……………一〇六

表3-15 住宅金融公庫への投融资と公庫融資実績……………一〇六

表3-16 農林漁業資金融通特別会計の資金調達および  
融資実績……………一〇七

表3-17 脱脂粉乳輸入および見返資金支出状況……………一〇八

表4-1 産業投資特別会計承継資産……………一〇九

政府關係金融(統編)

本巻で「政府関係金融」とは、政府の出資にかかる法人としての金融機関（「政府関係機関」のうちの金融機関）、具体的には、「復興金融金庫」、「国民金融公庫」、「住宅金融公庫」、「日本輸出入銀行」、「日本開発銀行」による金融である。

なお、本編第一章、第二章は第一二巻に収録されており、本巻にはその続編として第三章、第四章を収載した。

### 第三章 日本輸出入銀行

#### 第一節 日本輸出入銀行設立の背景

昭和二四年三月七日、マッカーサー Douglas MacArthur の財政顧問として来日していたドッジ Joseph M. Dodge は、記者会見で日本経済安定のための構想を発表したが、そのなかで財政の均衡、インフレーションの抑制、国内消費の抑制、アメリカの援助への依存の脱却、生産コスト低減、輸出増進などの必要を説いた。これは、ドッジ・ラインと呼ばれているドッジの「一挙安定」的インフレーション終息策を初めて公式に明らかにしたものであった。昭和二四年度予算は、前年一月一八日に司令部より発表された経済安定九原則に沿って編成されつつあったが、あらためてドッジ声明に対応して組み替えられ、一般会計・特別会計・政府関係機関を含めた総合予算の純計で一五六七億円もの黒字を計上した。この黒字額のはほとんどが究極的には政府債務（復金債を含む）の償還に充当された。このなかで最も重要であったのは復興金融債券（以下「復金債」と略称することもある）の償還であり、ドッジ・ラインによって復金債の新規発行が停止されたばかりでなく、既発行の復金債残高一〇九一億円をすべて昭和二四年度



中に償還すべきこととされたが、「復金インフレ」の根源を絶つ処置であった。<sup>(1)</sup>

ドッジ・ラインによる超均衡予算・復興金融庫（以下「復金」と略称することもある）の融資停止・見返資金積立ては、税収強化・政府債務償還とあいまってきびしいデフレ効果をもたらした。日本銀行券発行高は収縮し、政府資金（とくに大蔵省預金部資金）を増大せしめた。すでにデフレ効果は経済安定九原則の発表された昭和二三年末ごろからあらわれはじめていたが、昭和二三年度末にいたると、空前の税収額があったため民間の資金不足は激化し、昭和二四年度に入ってその資金不足はますます激しくなった。国債・復金債等の政府債務償還は市中銀行等民間保有分に対してもおこなわれたが、資金不足を解消するにはいたらず、日本銀行（以下「日銀」と略称することもある）は買オペレーションや高率適用制度の手直しを実施し、政府は余裕金を市中銀行や農林中央金庫に預託するというデフレ緩和策（デイス・インフレ政策）を実施せざるを得なかった。預金部資金も経済科学局 Economic and Scientific Section との交渉の結果、昭和二五年一二月から年末資金対策として市中金融機関への預託がおこなわれた。財政面でのデフレ効果を金融面から緩和する方式でデイス・インフレ政策が実施されたのであったが、これは市中金融機関のポジションを悪化させるものであり、再建整備・合理化の途上にあった企業の資金需要に応じうるものでもなかった。見返資金運用の窮屈さもあって、復金融資停止後の空間は容易に埋められず、政府資金の政策的運用のための新しい機関が要望されるようになった。

ドッジ・ラインの下で、企業の合理化と輸出増強が緊急の課題とされた。企業合理化はさしあたり人員整理や経費節減で実施されたが、新たな設備投資による抜本的な生産費低減も推進されねばならなかったし、輸出増強も国内不況による輸出への転換を越えて推進されねばならなかった。しかし、そのための企業への資金供給は、復金の機能停止により不十分なものとなっていた。また、貿易金融も貿易資金特別会計の改組によって市中銀行の短期的な手形買

取りに置き換えられたものの、金利・期間などの点で輸出入業者の要望に十全に応じうるものではなかった。例を輸出金融にとるならば、<sup>(2)</sup> 外国為替銀行による輸出手形買取りによる金融は日銀貸出しに依存していたが、在日外国銀行の資金コストよりも日銀貸出利率が高いために邦銀が競争上の圧迫をうける恐れがあり、輸出前貸金融についても貿易手形制度が設けられて一応の優遇措置がとられたものの一般貿易手形（信用状付きでないもの）は日銀の担保貸しの対象となるにすぎず（再割引の対象とはならない）、外国為替銀行のポジションを圧迫し金利面でも不利であった。また貿易手形制度は六カ月の短期金融を条件としていたから、それを越える期間の輸出手形は日銀の優遇措置外に置かれており、車輛・船舶など長期間を必要とする輸出前貸金融には対応しえなかった。日本銀行は、昭和二五年一月にいたり、貿易手形の期間に特例を設け、重機械・車輛関係について八カ月までの手形期間の延長を認めたが、なお十分であった。さらに輸出契約成立前の見込生産に対する金融も、農水産物やクリスマス用品など季節性のあるものおよび車輛・船舶・電気機械のように生産期間が長期にわたるため仮契約で生産に着手せざるを得ないものなどに対して実施する必要があったが、不安定な金融となるため市中銀行の融資態度は消極的で、通商産業省（以下「通産省」と略称することもある）が輸出資金需要証明書を業者に対して発給することにより一定の優遇措置を得たものの、必ずしも十分ではなかった。このため、昭和二四年にはいつてから引合いの見られてきたプラント類（車輛・船舶を含む）の輸出金融は困難な位置に置かれざるを得なかった。

プラント類の輸出は、第二次世界大戦後の東南アジア諸国など発展途上国向けにようやく昭和二四年にはいつて現実化しはじめ、とくに昭和二五年一月には、インド向け水力発電設備（一・二億円）、パキスタン向け火力発電設備（三・五億円）、アルゼンチン向け火力発電設備（二・一億円）などがあいついで成約し、その他、タイ向け発電設備・冷蔵設備・通信設備、フィリピン向け硫酸プラント、アルゼンチン向けアルコールプラント、台湾向け砂糖プラント

の引合いが舞い込んでいた。<sup>(3)</sup>このように発展途上国からのプラントの引合いがあり、一部は成約をみたものの、プラント輸出はアメリカおよびヨーロッパ諸国とのきびしい競争下であり、品質・規格・コスト等の条件に加えて、支払条件のうえでも競争が激しかった。ところが、輸出金融は市中銀行ベースでおこなわれるため、必ずしも輸出先の要求する支払条件に応じられず、他国のメーカーに注文を取られることも少なくなかった。一例をあげれば、昭和二四年暮から同二五年初めにかけてのフィリピン・ネグロスケミカル肥料工場向け肥料プラント(約二〇億円)の入札に当たり、その入札保証金一億円の積立てが日本の市中銀行の消極的態度のために不可能となり、二番札のGEが落札したということも生じている。<sup>(4)</sup>このため、プラント類の製造業者の間ではプラント輸出金融の改善を要望する声が次第にたかまり、通商産業省や経済安定本部ではプラント輸出に関する調査を開始し、メーカーから事情を聴取するとともに金融措置も含めたプラント輸出促進措置の検討を開始した。<sup>(5)</sup>三月一五日には、経済団体連合会(以下「経団連」と略称することもある)は通産省の照田経理部長、川出金融課長、関輸出課長を招き、メーカー、商社、銀行等の代表者も参加して、プラント輸出金融に関する長期輸出金融問題官民懇談会を開き、意見を交換した。<sup>(6)</sup>通産省はこれらの動きを受けて、三月二八日に「プラント輸出促進要綱案」<sup>(7)</sup>をとりまとめた。

「プラント輸出促進要綱案」に盛り込まれた金融措置の案は、①長期貿易資金供給の円滑化、②政府直接融資(見返資金または二四年度予算剰余金引当て)、③見返資金による金融機関の増資引受けに伴う貸出余力分の融資斡旋、④プラント輸出契約会社の借入れに対する政府保証、⑤特別証券(プラント輸出債権を担保とする社債の政府引受け)制度の確立、⑥右の融資に当たっては、国際的金利差を調整するよう措置を講ずること、の六項目からなっていた。この段階ではいくつかの案を列挙したにとどまり、見返資金を利用することと政府直接の融資または保証・引受けという構想であったのが特徴的であった。<sup>(8)</sup>

経団連では、さきの官民懇談会後、三月一七日の貿易対策委員会で長期貿易金融に関する調査・研究を進めることを決め、内外資料の研究をおこなった結果、四月三日にいたり「当面の貿易政策に関する緊急要望意見」を政府へ建議した。そのなかで、恒久的施設として輸出入銀行(仮称)を設立するのがよいが、当面の緊急措置としては、①日本銀行に民間各界の専門家からなる長期輸出金融審査機関を設けること、②長期生産資金を要する重工業製品の輸出契約が成立した際、右委員会は申出によってその契約を審査し、確実と認めるときは融資斡旋部等を通じて市中金融機関に融資を斡旋すること、③市中金融機関の長期資金源を補うため、見返資金または預金部資金より相当額を相当期間にかぎって市中金融機関に指定預託し、これを資金源として斡旋された融資に応じさせること、見返資金または預金部資金の支出を可能にし、政府が至急必要措置を採ること、の三項目を提案した。<sup>(9)</sup>経団連建議は、通産省の「プラント輸出促進要綱案」に比較すると、見返資金を原資とする点では類似しているが、市中金融機関へ預託するという方法をとること、民間委員の審査にもとづく日銀の融資斡旋により融資すること、の二点で異なっていた。この経団連の建議に対し、経済安定本部は次の意見をまとめている。<sup>(10)</sup>

経団連の「当面の貿易政策に関する緊急要望意見」に対する意見

(二五・四・七経済安定本部)

一 長期輸出金融制度の確立について

長期輸出金融の重要性に鑑み、政府としては、ビルマ向車輛の如き貿易手形の期限延長、又船舶、車輛、発電機械の如き重機械に対する輸出契約成立前の所要資金融資のスタンプ手形取扱等の措置を講じてきた。しかし最近では製造期間が十数ヶ月に及ぶプラント輸出の引合があり、且つその支払が長期に亘る分割払のものも少くなく、単なる市中金融では到底賄い得ないので長期金融制度の根本的な対策が必要とされるに至っている。なお経団連の建議の如き方策を講じ得るか否かについては、関係する所も多いので、目下関係各省とも協議し慎重に考究中である。

(以下省略——引用者)

この経済安定本部の意見をみると、当時、関係各省で協議し、長期金融制度の根本的対策が慎重に考究されつつあったことが知られるが、なかでも積極的にプラント輸出対策を主要政策のひとつにとりあげたのは通商産業省であった。同省は「経済自立を目的とする貿易及び産業振興対策について」<sup>(11)</sup>において、①貿易活動の自由と自主性の確立、②東南アジア相互援助開発計画の推進、③中共貿易の拡大、④資源開発および産業施設の近代化促進、の四本の柱を建てているが、このうちの②がプラント輸出に言及しており、次のようなものであった。

東南アジア地域は戦前から日本経済と密接不可分の相互依存関係にあった。即ち戦前においてわが国からこれら地域に対する輸出は約二億二千万弗に及び輸入は約三億二千万弗に達する重要な市場であった。当時の輸出は軽工業品が主体をなしていたが、最近東南アジア各地における工業化計画の進展に伴い、これら地域は資本財を需要する傾向にあり、今後におけるわが国の輸出品の重点は逐次重化学工業品に移り行くものと考えられる。

(註)(イ) 一九四九年四月から一九五〇年一月までの広義のプラント輸出の額は、インド、フィリッピン、仏印、タイに対して六七三万弗程度である。品目はタバコプラント、発電機、電気機関車、客車、貨物船等である。

(ロ) 一九五〇年一月までの既契約品にして未積出の額は約一〇一三万弗である。仕向先はフィリッピン、タイ、インド、パキスタン等であり、品目は貨物船、客車、発電機、発電所諸施設、綿紡機械類等である。

(ハ) 広義のプラント輸出の引合額は東南アジアについて現在判明せるもので一八四〇万弗である。

日本を含めた東南アジア諸国はアメリカ及び西欧諸国の政治的経済的な反共政策の重要な拠点であるに拘わらず、経済活動水準は低位であり従つてまた生活水準も低く、民生は極めて不安定な状態にあるので、トルーマン大統領の後進国開発計画はこの意味においてわれわれ反共アジア諸国民のひとつとして渴望するところであり、これが実施に際しては、東南アジア諸国の相互援助計画による自立経済の達成を目的として援助資金を活用するよう善処せられたい。即ち従来東南アジア諸国(日本を含む)は

歴史的に地理的に相互依存の関係にありながら相互間の経済協力は必ずしも円滑性と緊密性を保つものとは断じ難いので西欧十六ヶ国に対するマーシャルプランにみるような被援助国の経済的相互協力関係を計画的に樹立することが必要である。このためには、各国の資源、工業力等を経済的に活用するような各地域を通ずる一体的な通商協定と決済協定を締結し、米国の後進国開発援助資金は第一次的には右の計画遂行のために使用できることが最も望ましい。なお後進国開発援助費を各国に支出するに際し、この購買力を日本が担当するを適当とする資本財輸出にふりむけるよう計画されるならば日本経済の自立達成は希望を持つことができるであろう。

なおまた各国の購買力の不足してある現状においてはプラント輸出は無為替でなければ輸出は極めて困難であるので前述の措置を採用すると共に更にプラント輸出の一形態としては無為替にて輸出し、代金の回収については相手国政府またはこれに代る中央銀行等の保証の下に年賦償還せしめることとし、本邦輸出業者に対しては見返資金から国際金利並の金利で貸付の形式をとつて資金をまかなう方式を必要に応じて採用したい。

通産省は、アメリカの東南アジア開発援助とタイアップして、プラント類を無為替・長期年賦の条件で東南アジア諸国に輸出し、輸出業者には見返資金を国際的金利水準で貸し付ける、という構想をたてたのであった。この「経済自立を目的とする貿易及び産業振興対策について」は、基本的な政策の大綱を述べたものであるので、プラント輸出金融施設の細目には言及されていないが、これを前記の「プラント輸出促進要綱案」と結びつけて考えるならば、おおよそのフレームワークが推察できるのである。

詳細な原資料が見当たらないけれども、大蔵省においても、プラント輸出に対する中長期金融を円滑にする措置について検討されてきたことは明らかで、たとえば、銀行局の「長期輸出金融について」<sup>(12)</sup>は、次のような方針と措置を述べている。

長期輸出金融について(試案)(銀、昭二五、四、七)

## 一、方針

東南アジア諸国に対するプラント輸出に対する長中期の金融を円滑にし、この種輸出を促進するために次の金融措置をとる。

## 二、措置

- (一) 担当機関 銀行
- (二) 融資先 輸出商社とし、要すれば主要関係メーカーの連帯保証とする。
- (三) 融資方法 契約成立前の金融は原則として本措置によつてはこれを行わない。契約成立後は建設期間及所要資金量に応じて包括的融資契約を締結し、その範囲内において融資を実行する。
- (四) 特別措置 右融資額の二分の一を七分五厘以下の利子を附した見返資金を以て行う。  
見返資金は、本年度債務償還を予定額まで実施する必要がないと認められた場合、その中より五〇億円を限度として充当する。

大蔵省の「試案」は、銀行を通じて輸出商社へ融資する形式をとり、契約成立後のものに限って融資額の二分の一を見返資金から融資するものであり、通産省案のような政府直接の融資・保証・社債引受けという方式をとらないものであった。これは、大蔵省が市中銀行等の現在存在する金融制度の活用を考慮していたことによるものといえよう。

このように、昭和二五年四月上旬の段階では、プラント輸出金融の具体的構想は各省庁でもその必要性は認識していても具体化にはいたっていなかった。経済安定本部では、四月二日、プラント輸出について財政金融、貿易、生産各局および長期計画室の各関係官を集めて第一回の会合を開き、総合立案に着手した<sup>(13)</sup>。その場合、当時のプラント輸出の支払条件についての実態調査に基づいて検討することとしたが、当時の支払条件には次のような例があった<sup>(14)</sup>。仕向地パキスタンのA社の場合は契約と同時に全額の信用状を受けているが、同じパキスタン向けでも、B社の場合

は契約と同時に代金の八〇%の信用状、一カ月後の据付試運転完了時に一〇%、さらに一カ年間の保証期間終了後に最後の一〇%を受け取る条件であった。仕向地アルゼンチンのD社の場合は契約時三〇%、船積時に三〇%、仕向地着と同時に二〇%、契約してから二〇カ月後の試運転完了時に残りの二〇%を受け取る条件であった。このように代金の最終支払いまでにはかなり長期間要する例があらわれており、短期(六カ月)融資を原則とする貿易手形制度では契約に應じられぬことが明らかであった。『日本経済新聞』の報道するところによれば、経済安定本部としては、通産・大蔵両省と連絡をとり、①見返資金による長期金融方式の確立、②財政支出による政府金融機関の設立、③輸出補償信用法の制定、という方向で検討を加えていくこととしたといわれる。

昭和二五年四月一五日の『日本経済新聞』は、「プラント輸出通産省案成る」として、次のような通産省案の概要を掲げている。

一、プラントの範囲は綿紡機、製紙機械などのように一連の生産工程を受持つ機械類およびこれら機械に建物、補助設備を含めた全工場施設、その他運輸、文化施設、さらに必要な場合にはこれら施設の一部の重機械類を含める

一、現在引合中のプラントの輸出条件には次のような種類がある

- (1) アドヴァンス(前貸)の許容されるものⅡ造船のように国際慣行で前払が認められているもので、船舶には契約、起工、肋骨取りそろえ、進水、引渡時にそれぞれ二〇%ずつ支払われる
- (2) 船積までに代金全額について信用状が開かれるものⅡ鉄道車両の場合で、長期製造資金の確保が必要である
- (3) 船積前に九〇%程度の信用状を開き、残額はクレジットとするものⅡインド向け八千キロワットの水力発電設備の場合には船積前七〇%試運転完了時二〇%保証期間満了時一〇%で最終決済までに四十一ヶ月かかる
- (4) 年賦償還で決済が行われるものⅡパキスタン向け紡機二十五万錘の引合については、代金全額が積出後二、三年の長期間にわたって分割決済される



このうち前貸、信用状が開かれるものについては商業銀行の資金源を潤沢にすることにより、買手期間の延長などを図り、また信用状が一部または全く開かれぬ無為替輸出については①政府の直接投資②商業銀行との協調融資③政府による支払保証④政府出資による輸出入銀行の設立などにより解決を図る、政府資金としては見返資金から最高二百億円の支出を懇請する

一、輸出信用保険法の適用範囲の拡張を図り①保険原因を現在の不可抗力に限定せず、商業危険の一部までを入れる②保険対象を現在よりも長期なものにまで拡張する

一、プラント輸出に必要な総合技術の設計・相談機関（エンジニアリング・コンサルタント）の設立、市場調査および海外宣伝、プラント輸出産業の助成、プラント投資の促進も考慮する

通産省のこの案によると、プラント輸出代金の支払条件に対応した融資方法を考え、「政府出資の輸出入銀行の設立」も考慮されるにいたっているが、経済安定本部ではこの通産省案を中心にして、大蔵・運輸（造船関係）・通産など関係省の意見を調整し、早急に政府案をまとめ、関係方面（司令部経済科学局）と折衝することとしたと伝えられている。経済安定本部は四月中旬に重機械関係メーカーよりプラント輸出促進に関する意見聴取をすることを決め、四月一七日には三菱重工から、同一八日には東芝から、同一九日には日立からそれぞれ貿易局長室でヒアリングをおこない、あわせて最近のプラント輸出の実態の報告を受けた。<sup>15</sup>このようにして、プラント輸出の金融的措置を中心に、長期貿易金融機関設立への検討が、大蔵省・通産省・運輸省・経済安定本部の関係省庁において昭和二五年にはいつて急速に進展したのであった。

日本輸出（入）銀行設立の背景は、以上のべたように、東南アジア向けプラント輸出の開始があり、長期信用供与の必要にもかかわらず貿易手形制度は短期信用を建前として運用されていて、市中銀行は長期金融に消極的であるうえ、司令部の金融制度改革によって昭和二五年四月には長期金融機関の空白時期にはいつており、復金は活動を停止

したのにそれに代わる政策金融機関が設立されておらず、見返資金の運用も範囲が限定されていたという事情にあった。他方、ドッジ・ライン下の超均衡財政は政府債務の償還を通じて、預金部資金に余剰資金を生じさせることとなっており、この運用を長期貿易金融や設備投資金融に向けてことにより、輸出増進と企業合理化に役立てたいとする日本政府（とくに大蔵省）の構想が昭和二五年に入って練られつつあった。<sup>16</sup>昭和二四年度からはじまったドッジ・ライン下の不況がデイス・インフレ政策にもかかわらずさしたる好転をみせず、一定の政策転換の必要が日本政府に感じられ、その政策転換のなかで採られるべき一施策として、長期貿易金融機関の設立がとりあげられ、司令部さらに在米のドッジとの交渉における議題とされることとなったのである。

(1) ドッジ・ラインとそれにおける金融政策等については、さしあたり、鈴木武雄『現代日本財政史』下巻一、東京大学出版会、昭和三五年、『昭和財政史—終戦から講和まで—』第二巻「金融(1)」の「金融政策」第四章・第五章（中村隆英執筆）を参照されたい。

(2) 通産省通商振興局通商金融課「貿易金融の現状と問題」昭和二五年三月一〇日（経済企画庁所蔵資料）。

(3) 『時事通信』昭和二五年一月一四日（大蔵省資料Z五一一—三四六）。

(4) 倉田主税「輸銀に対する期待」（日本輸出入銀行『十年のあゆみ』一五二—一五三ページ）。

(5) 『時事通信』昭和二五年三月一〇日によると、プラント代金の年賦償還制、見返資金によるメーカーへの長期融資、エンジニアリング専門団体の設立などを通産省が研究中と伝えられている（大蔵省資料Z五一一—三四六）。

(6) 『経済団体連合会十年史』上、二〇一—二〇二ページ。

(7) 経済企画庁所蔵資料。

(8) 「プラント輸出促進要綱案」の骨子は、昭和二五年三月二六日付『毎日新聞』で紹介されている。なお、同記事において、三月に来日したウェスト米陸軍次官補は、池田通産相および黄田通商局長と会談した際に、東南アジア向けプラント輸出に對し見返資金を融資することを示唆したと伝えられている（大蔵省資料Z五一一—三四六）。

(9) 『経済団体連合会十年史』下、八七一—七二二ページ。

(10) 経済企画庁所蔵資料。

- (11) 大蔵省資料Z五一一三四五。
- (12) 経済企画庁所蔵資料。
- (13) 『日本経済新聞』昭和二五年四月一三日。大蔵省資料Z五一一三四六による。
- (14) 大蔵省資料Z五一一三四六。
- (15) 経済企画庁所蔵資料。
- (16) 昭和二五年二月一日付の池田大蔵大臣宛のジョセフ・ドッジの手紙によると、池田大蔵大臣は同年一月二〇日にドッジに手紙を送り、そのなかで預金部資金の運用について触れていたという(「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一一九)。

## 第二節 設立過程における対米折衝

### 一 池田・ドッジ会談

昭和二五年四月二五日、池田蔵相は白洲次郎(吉田首相の特使)および宮沢喜一秘書官を帯同して、アメリカ財政経済視察の名目で日本を出発した。この池田蔵相のアメリカ派遣は、同年一、二月頃、吉田首相の考えははじめたものであり、その背景は宮沢喜一の回想によると次のようなものであった。<sup>(1)</sup>

その頃はすでに二、三年来、講和条約を締結して独立したいという気運が高まっていたが、それが一向に実現されないため、国民の間に暗い焦燥感が鬱積し始めていた。したがって、政府としても、講和条約の促進について手をうつ必要があった。それと同時に、過去一年間実施されたいわゆるドッジラインの影響で、戦後多年にわたって猛威をふるったインフレーションは止まらなければならない、その反面、国内に金詰まりや滞貨が著しく、経済学者達は、中小企業はいまや倒産一步前のいわゆる安定恐慌が来たと主張し始め、ドッジラインをいくらかずつ緩和すべきだという意見が出てきていた。しかも、こうした不景気と強い耐乏生活が、占領への不満、ひいては反米感情にまで発展するきざしさえみえ始めていた。

そこで、政府としては、ドッジ氏のいわゆる「すべての水道の栓を止め、たまっている水は吸い上げてしまおう」という大方針は大体目的を達し、経済の地固めが一応できたので、あちこちにみえ始めた地割れに水を流してこれをうるおし、経済の復興・建設という面へ一歩ふみ出すとともに、極端な耐乏生活を多少緩和する必要があると考えていた。具体的には、前年シャープ博士が勧告してなお不十分であった所得税などの減税、ドッジ氏が前の年に形だけつくり上げたが一向に活用されていない見返資

金の放出、六三ベースといわれた公務員給与水準六、三〇七円の引上げ、預金部資金の放出、債務償還の緩和、輸出入銀行の設立などについて、ワシントンと意見調整を必要があり、吉田首相は、前後二回にわたる対ドッジ交渉でワシントンとも気持のつながった池田蔵相を米國に派遣する考えをもっていた。これは、その年の六月に予定されていた参議院議員半数改選を有利に戦うための配慮でもあった。

昭和二五年四月三〇日、池田蔵相とドッジの第一回会談が開かれたが、その前日、ドッジに伝えられた池田蔵相の問題点は次の九点であった。<sup>(2)</sup>

- (1) デフレ政策の手直し (Deflation vs. Disinflation)。
- (2) 政府債務と預金部 (Debt redemption and the Deposit Bureau)。
- (3) 輸出信用の供給 (Provision of export credits)。
- (4) 企業自己資本充実 (Lack of confidence in Equity)。
- (5) 公務員給与の引上げ (Wages of government workers)。
- (6) 取引高税の減税 (Token tax reduction)。
- (7) 公務員の削減 (Discharge of government workers)。
- (8) 地方財政、シャウプ税制の手直し (Local government finance)。
- (9) 国際水準への物価の翰寄せ (Revision of price)。

池田・ドッジ会談は四月三〇日および五月二日の二回にわたって開かれたが、前記の議題に沿いつつ、当時の日本経済(財政・金融中心)の現状と問題点についてかなり詳しい意見の交換がおこなわれた。このなかで、池田蔵相は公務員給与引上げや地方税制の手直しよりも優先的な順位(第一順位)で輸出金融の問題をとりあげ、「円資金と輸出口

的の国内設備資金を供給する機関」(an agency to provide yen credits and internal capital funds for export purposes)を設立したいし、それには見返資金および預金部資金の効率的運用も含ませたいと述べ、この提案を承認するようにドッジに話している。ドッジはこれに対して、「政治的贈物」(political gift)として日本に持ち帰れるようないかなる提案もワシントンでは決定できないのであって、われわれのできることは可能性を研究し、討議し、その結果をマッカーサーに委ねることだけであると、結論を出すことを控えている。<sup>(3)</sup>この会談で提示された輸出金融機関の制度的な細目は、このメモだけからはまったくわからない。宮沢喜一の回想によれば、「輸出入銀行設立要綱」は「昭和二五年度予算補正私案」などとともに、会談の進展に伴って現地(ワシントン)で作成したといわれているから、<sup>(4)</sup>着米早々に開催された四月三〇日および五月二日の会談の段階ではおそらく具体案が用意されていなかったと思われる。

日本側は五月九日に「輸出金融公庫創設要綱」(Creation of Export Finance Corporation)をまとめた。<sup>(5)</sup>この要綱で「公庫 Corporation」として「銀行 Bank」としなかったのは、ドッジが「銀行」という用語に反対したためであり、また「輸入金融」は現在の日本では必要でないと強硬に主張したために「輸出入銀行」ではなく、「輸出金融公庫」としてやむなく提案したと伝えられている。<sup>(6)</sup>この要綱のうち、「輸出金融公庫」の制度・運用に関する個所を要約すると、

- (1) 全額政府出資の資本金二〇億円で設立。  
 資本金の二〇倍までの債券を発行する。この債券は預金部あるいは市中銀行によって購入され、預金部所有分の債券の利子と元本は政府が保証する。
- (2) 輸出金融公庫のおこなう業務は次のとおり。  
 a 長期金融を必要とする輸出事業への貸付および輸出手形の割引

- b 長期金融を必要とする輸出メーカーへの貸付
- c 輸入国またはその国の輸入業者に対する信用の拡張
- d 外国からの信用の受入れ
- e 輸出増進に必要な他の金融
- f 前述の関係から生ずる預金の受入れ

というものであった。この案は、前項でみた三月から四月中旬にかけて通産省・大蔵省・経団連などで作成・提案されたプラント輸出金融案などとはかなり異なっており、とくに輸出金融公庫が資本金の二〇倍までの債券を発行するという点は新しく付加されるものであったと思われる。

池田蔵相らは、五月九日、アメリカ國務省の担当者との会議に出席したのち、五月一日に、ドッジとNAC (National Advisory Council on International Monetary and Financial Problem) グループが池田提案について討議し、翌一二日午前に池田蔵相および白洲特使はNACグループと討議をおこない、同日午後には池田・ドッジ会談が開かれた。<sup>(8)</sup>この五月一一・一二両日の討議についてのドッジのコメントは好意的で、政府保証の債券発行についても、もし、蓄積された預金からなっている預金部資金によって消化されるのならほとんどインフレ的でないとか、輸出に特殊な金融制度を与え輸出増強に役立つだろうとか、マーケット William F. Marquat に書いている。<sup>(9)</sup>ドッジは同じ書簡の中の、政府債務償還の項では、二〇億円から二五億円の債務償還を減額することにより、同額の出資を輸出銀行 Export Bank に充当できるかもしれないとしている。また、預金部資金運用の項では、政府保証の輸出銀行債券の消化に預金部資金を運用することは国民の貯蓄に対する保護を損なわないし、政府が預金部資金を地方自治体・銀行・産業へのあからさまな政治的コントロールの手段として使う願望をもたない限り、圧力は無用だという趣旨の

ことを書き送っている。五月一六日にもドッジは、前日の書簡を補足して、池田蔵相の提示した「輸出金融公庫設立要綱」に対する討議内容を逐条的に要約したものをマーケットへ送っている。<sup>(10)</sup>

このドッジ書簡で注目されることは、公庫融資が輸出不能物資 (unexportable goods) の金融に滞貨金融的に使用されぬように規制と制限を加えるのが重要だという趣旨のことが書かれていることであるが、この点は復金融資のよきな放漫融資になることに釘をささうとしたものと考えられる。しかし、全体としてみれば、ドッジおよびワシントン当局者の意見は「輸出金融公庫設立要綱」に肯定的で、これに原則的理解を与え、形式的決定は東京の司令部に委ねたものといえよう。<sup>(11)</sup>

かくして、池田蔵相の訪米は、種々の制約(その最大のもの、名目的にはアメリカ視察が目的であったため、ワシントンと直接交渉で決定できず、東京の司令部の決定が必要であるという制約)があつたとはいえ、長期貿易金融機関の設立に関しては、一応の成果を得たのであつた。<sup>(12)</sup>

## 二 輸出金融公庫案

ワシントンにおいて、ドッジおよび國務省筋の原則的理解は得られたものの、輸出金融機関設立も含めてワシントンにおける交渉事項を直ちに公開することはできなかった。吉田首相および池田蔵相としてみれば、ドッジ・ラインの一部手直しという成果を公表し、参議院選挙のキャンペーンに使いたいという考えはあつたかもしれないが、池田蔵相は在米中にドッジより釘をさされてきた。東京ではドッジまたはリード Ralph W. E. Reid から逐一書簡で交渉内容を知らされていたマーケットは頭越しの交渉をやられたと感じて感情を損ねていた。池田蔵相が関西遊説に向



かうに際し、渡辺武財務官に「ドッジ・ライン緩和の成果をワシントンで獲得したというような政治的キャンペーンをすれば失礼であり、今後経済安定計画の実行について司令部との間に困難を生ずることになる」という警告電報を打つようにマーケットはホイットニー Courtney Whitney とともに命じていたから、池田蔵相がワシントンでの交渉成果を公にすることは困難であった。この池田蔵相のワシントン「土産」が司令部の感情を害したため、吉田首相が司令部と交渉して「土産」事件の善後策をまとめた五月三〇日までは、輸出金融金庫を公式に問題としにくかったのである。<sup>(14)</sup>

しかし、大蔵省銀行局では、ワシントンにおいてドッジらの原則的理解を得た前述の要項を踏まえた内容の「輸出金融金庫設立要綱(案)」を、早くも六月一日に「極秘」として作成している。それは次のとおりである。<sup>(15)</sup>

輸出金融金庫設立要綱(案)(銀、昭二五、六、一)

我国経済の再建に必要な輸出の振興を図るため、外国及び外国貿易業者等に長期クレジットの供与をなすと共に、国内輸産業及び輸出業者に長期資金の供給を行うことを目的として、輸出金融金庫を設立する。

一、金庫は、輸出金融金庫法に基く特殊法人とする。

二、資本金は、全額政府出資とし、二十億円とする。

三、金庫は、自己資本の二十倍に相当する金額から五の(二)による債務の引受又は保証の現在額とその発行している債券総額との合計額を控除した残額の範囲内において、債券を発行することができる。

右の債券には政府の元利払の保証を附し、差当り全額預金部による引受けを予定する。

四、業務の運営については、努めて金庫の自主性を尊重することとし、経理についても、金庫の独立性を保持せしめるため、準備金の設定等を認めることとする。

五、業務の内容は

(一) 日本から設備、資材又はこれに伴うサーヴィスを輸入する外国政府、地方団体又は外国業者に対する長期クレジット(債券の応募又は引受を含む)を供与する。

(二) 国内輸出業者等が外国に対して設備、資材又はこれに伴うサーヴィスを輸出するに必要な運転資金で市中金融機関から供給をうけることが困難なものを供給する。

右の外、社債の応募又は引受、債券の引受又は保証を行う。

六、外国政府又は外国業者等に対して信用供給をなす場合には

(一) 弗建又は円建(金約款付)とする。

(二) 金利は、資金コスト及び国際金利等を考慮して決定する。

備考 情勢に応じ、政府において経費の補給を考慮する。

(三) 金庫の単独融資とする。

(四) 信用供与は正式輸出契約後に行い、民間業者に対してこれを行う場合には、原則として中央政府、中央銀行又は市中銀行の保証を条件とする外、償還に必要な為替割当上の便宜を得る等の措置を講ぜしめる。

備考 信用債権確保のため、金庫が輸出信用保険の受取人となり得るよう、要すれば自ら輸出信用保険契約を締結するの措置を講じ得るものとし、更に、信用供与先と輸出契約を締結した国内業者に対して信用債権を振替え得るよう、予め当該国内業者をして連帯保証をなさしめる等の措置を考慮する。

七、国内業者に対して融資を行う場合には、原則として正式輸出契約後に行い、

(一) 金利は、市中金利を考慮して決定する。

(二) 金庫の単独融資又は市中金融機関との共同融資とする。

出来る限り、債務の引受又は保証を励行する。

(三) 輸出業者等融資又は債務の保証をうける者は、輸出信用保険の被保険者又は保険金受取人たることを必要とする。

八、金庫の機構は、簡素強力なものとし、主たる事務所を東京に、従たる事務所を差当り大阪及び名古屋におく。代理店は設けない。

九、金庫に、総裁一人、副総裁一人、理事四人以上、監事一人以上をおく。

金庫役員は、練達堪能の士をあてることにし、給与についても、国家公務員のベースによらないものとする。

一〇、金庫は大蔵大臣が、監督する。

一一、金庫には、所得税及び法人税を課さない。

備考 (1) 金庫は、国際開発銀行、ワシントン輸出入銀行等から借入れをなし得る途をひろくこと。

(2) 東南アジア地域に対する米国の援助又は投資が日本經由の上行われることを懇請する。

(3) 金庫の在外事務所の設置を懇請する。

大蔵省ではこの案をもって司令部との交渉を開始することとなったが、池田蔵相は臨時国会に法案を提出する希望をもっているのに対し、司令部は輸出金融金庫の実現をさほど急いでおらず両者間にギャップがあったほか、六月三日の段階でリード財政課長 Eugene M. Reed, Chief of Public Finance Div., ESS は外国の日本品輸入業者へのクレジットは三億ドルにのぼるユーマーシャル・アカウント尻を利用すれば特殊の機関を設置する必要はなく、国内輸出業者への金融は通常の金融機関にまかすべきであるという意見であった。ディール博士 Dr. William W. Diehl はこの案が第二の復金となることを慮れるという旨を述べて交渉の難航を予測させた<sup>(16)</sup>。また、アリンソン J. R. Allison も、輸出金融に関して第二の復金を作ることとは望ましくない、国内の輸出産業金融については既存金融機関にまかせたい、国内の輸出業者が海外の輸入業者にクレジットを供与することはあるいは必要かもしれぬがこれも既存機関で可能だという考えであった<sup>(17)</sup>。

このように司令部経済科学局の反応は冷淡であったが、大蔵省内ではさらに具体的検討を重ね、「輸出金融金庫収支見込試算表<sup>(18)</sup>」および「輸出金融金庫設立要綱(案)」の改訂版<sup>(19)</sup>を作成し、より具体化をすすめた。

六月九日付の「輸出金融金庫設立要綱(案)」では前掲六月一日付「要綱(案)」に対し、①国際開発銀行などからの借入れを、以前の「備考」から本文の四、に移し、そのウエイトを重くしたこと、②外国政府または外国業者等に対して信用供与をおこなう場合、単に「弗建又は円建(金約款付)」としていたのを、「相手国政府と連合国最高司令官との間の特別の貿易協定及び金融協定を締結する」など細かい条件を付加したこと、③対外貸付の金利は「資金コスト及び国際金利」を考慮して決定するものとしていたのを、「相手国の国際金利水準等」を考慮することにあらため、あわせて預金部資金との逆鞘が生じた場合の対策を「備考」として付加したこと、④対外貸付に対して国内の關係輸出業者の連帯保証をとることとしたこと、⑤国内業者に対する融資についても、当該輸出契約の決済方式を対外貸付と同じ方式でなさしめることを新たに規定したこと、⑥代理者を置かないことを新たに規定したこと、などの諸点において六月一日付のものとは異なっている。この修正がなぜおこなわれたのかを示す資料は見当たらない。民間からの意見としては、六月五日付の「輸出金融対策(輸出金融金庫案<sup>(20)</sup>)」という文書が残っているが、この文書にはさきの修正を促すような見解は含まれていない。また、経団連は六月八日に貿易対策委員会を開き、通産省通商局前島調査課長より、第二次通商白書の説明を聞いたのち、輸出金融金庫問題検討のための小委員会設置をきめたが、この小委員会の結論が建議として具体化するの七月一日のことである<sup>(21)</sup>。また、このころの通産省の輸出金融金庫に対する見解は原資料が見当たらないけれども、国内輸出金融を主とする案であったと伝えられており、以上の日本側の各種見解はいずれも六月九日付の「要綱(案)」には反映されているように思えないので、おそらく司令部経済科学局あたりの関係者の示唆によって修正されたのではないかと推測される。しかし、六月九日案のような修正をもつてしても、司令部の否定的態度は変わらず、六月一四日においても新銀行を設立する必要は認め難いとし、統計的

に従来の銀行融資で賄いえなかつたものを指示する必要があるという状況であつた。<sup>(23)</sup>

六月十五日、池田蔵相は銀行大会において演説したが、その中で輸出金融金庫の設立について触れ、次のように述べている。<sup>(24)</sup>

(前略——引用者) 輸出の振興あるところ国内金融は自ら疎通し、経済の安定復興を促進することができるのでありますが、国内経済の安定復興は更に外資導入を促して、経済自立への速度を速めることとなるものと確信いたします。かかる気運を振起する中核体と致しまして、政府は、独立した政府機関としての性格を具える輸出金融金庫を早急に実現したい考えであります。

この金庫は外国及び外国貿易業者に対する長期クレジットの供与をなすとともに、契約の成立した国内輸出業者に対し長期運転資金の供給を行わんとするものでありまして、その資金は金庫が政府の保証する債券を発行することによつて、預金部等から調達せしめると共に、内外の資金を積極的に動員する考えであります。

今後日本は東亜における安定し且つ有力なる産業の中心地として、外資の導入をも仰ぎ、東南アジア地域開発の先達となることが期待せられるのであります。

私は、本金庫の積極的活用により、東南アジア諸国とわが国との間の貿易の育成に努力し、共々輸出入を増加して、自由な世界貿易の発展に貢献することが出来ると確信するものであります。

この池田蔵相の演説で注目されるのは、外資導入と輸出金融金庫とを結び付け、同金庫の資金は「内外の資金を積極的に動員する」としている点である。これは、六月九日付の「要綱(案)」が国際開発銀行などからの借入れを重要項目としているのと一致している。同金庫に外資を導入するという構想は、ワシントンで五月九日に作製された要綱の3D項にみられるところであつたから、以前からの池田蔵相の持論であつたとも考えられる。

日本政府側(大蔵大臣をはじめとする大蔵省)の熱意にもかかわらず、司令部の壁は固かつた。六月二二日、伊原隆理財局長、舟山正吉銀行局長、酒井俊彦調査部長、渡辺武財務官などが司令部に赴き、総合資金計画についてリード

財政課長など関係官に説明し、年度末には預金部に七五〇億の余剰資金が発生する見込みであると述べた。大蔵大臣の希望はこの資金の利用方法として輸出金融金庫の設立を考えていたが、司令部側では、単に余裕資金があるとの説明だけでは納得しそりにもなく、依然として金庫に対する反対の意向が強かつた。このため、別途に日本の有する余裕外貨を利用して輸入をおこない、その対価たる円を以て東南アジアに円クレジットを提供する案を研究することとし、鈴木副財務官がデイル、アリソン、リードらの経済科学局関係官と話し合うこととなつた。<sup>(25)</sup>この新しいプラン(外国為替会計に集積したドル資金で輸入し、その代り金の円資金で円クレジットを供与する)は、鈴木源吾副財務官の交渉により、リード予算課長の了解するところとなり、このプランを実現する方向で司令部の意見もまとめられることとなつた。<sup>(26)</sup>ここにいたって、ワシントンでの五月九日の「要綱」と異なる構想が具体化されるかにみえた。

### 三 輸出金融公庫案とその挫折

大蔵省と司令部経済科学局との間で粘りづよい交渉がおこなわれている間、重機械製造業者を中心とする民間団体は長期輸出金融機関設立がなかなか具体化しないのでやや焦燥を感じはじめていた。さきにみたように、経団連では六月八日以来、輸出金融機関の性格・機能・運営について研究をつづけていたが、日本産業協議会(以後「日産協」と略称することもある)は七月四日にいたり、国内製造業者への低利融資などを盛り込んだ要望を提出した。<sup>(27)</sup>

長期輸出金融機関の急速設置を要望す(二五・七・四 日本産業協議会)

政府は、重工業製品の輸出促進を主目的とする長期輸出金融機関の具体化に着手し、関係法案を臨時国会に提出すべく準備中であると聞く。産業界としては、政府今回の計画はまことに時宜に適した措置としてその計画の急速なる実現を期待するとともに

に、本問題に関するわれわれの意見を端的に表明し、政府関係当局の適切なる考慮を要望したい。

一、長期輸出金融機関を速かに設置すること。

東南アジア並に中南米諸国の工業化促進を反映して、最近重工業製品の輸出引合は、漸次増大の傾向にあるが、その割合に商談の成立するものが少い有力な原因の一つは、これらの諸国がいずれもドル資金に不足しており、代金の賦払を希望するものが多いにもかかわらず、わが国においては、未だこれに應ずる体制が確立していないためである。

しかるに他方わが国と競争的立場にあつてこれらの市場獲得に努力している諸外国は、相手国の経済事情を考慮して、年賦払を認め、買入国側に有利な支払条件を示して商談に臨んでいる。したがつてわが国としては、今後重工業製品の輸出振興を期するためには、融資機関の形式の如何を問わず、この際速かにこれらの地域の諸国に対して信用供与を開くことが必要である。

二、融資に際しては対外信用供与のみならず、国内の長期輸出金融の円滑化についても十分の考慮を払うこと。

国内の輸出金融については、通常の金融をもつてしては調達困難な巨額かつ長期の製造資金の確保をはかるため、製造業者に対して、直接融資をなしうる途を開くことが必要である。この場合、現在すでに輸出重工業製品を受注している製造業者にも直接融資を行いうるよう特別の措置を講ずべきことはいうまでもない。

なお、重工業製品以外の輸出商品についても、一般貿易金融の疎通をはかるとともに、特別の事情ある場合には、長期輸出金融機関よりも融資をうけうるような途を開いておくことが望ましい。

三、金利は年五分以下とすること。

金利は国際金利水準と金利負担による国際競争力への影響とを考慮の上、できるだけ低率とし、民間綿花輸入資金に対する金利を一応の目安として年五分以下とされたい。

四、輸出信用保険の対象範囲を拡張し、併せて保険契約額の限度を引上げること。

わが国業者の責に帰しえないリスクは、長期輸出金融機関がこれを負担することが望ましいが、もしそれが不可能な場合に

は、英国の輸出保証法の例を一応の目安として、輸出信用保険法による保険事故の範囲を拡張し、併せて保険契約額の限度を引上げるよう措置されたい。すなわち、保険法による事故の範囲に、為替切下げによる損害、バイヤーの破産、バイヤーが手形期限後十二ヶ月以内に支払わぬ場合、航路変更による割増運賃でバイヤーより回収できぬもの等の事故を追加するとともに、他方、保険金支払の限度も、バイヤーの破産または不払の場合は八五%その他九〇%（現行は一律に八〇%）程度カバーしうるように現行法を改正されたい。

五、業務処理の迅速簡素化をはかるため、融資に際しては一般銀行を活用すること。

輸出金融金庫または政府の特別勘定制度のいずれの方法を採用するにしても、融資の申請受理、信用調査ならびに融資は、一般銀行に委託してこれに当らしむることとし、できるだけその機構ならびに融資申請の手続を簡素化して融資業務の迅速化をはかられたい。

六、民間人の参加した審議機関を設けて融資の適正をはかること。

長期輸出金融は、政府の特別勘定制度による場合と輸出金融金庫による場合とでは、若干融資の方法が相違するであろうが、いずれの場合においても、民間人の参加した審議機関を設けて運営の適正をはかられたい。

日本産業協議会の要望の特徴点としては、①国内の製造業者に対して直接融資をおこなうよう要望しており、輸出プラント類の製造資金融資にまで範囲を拡大し、さらに重工業品以外についても融資を要望していること、②金利は五分以下とするように要望していること（国際金利水準とすることを要望し、金庫自身の資金コストや資金源泉についての考慮を欠く）、③輸出信用保険に関し、リスクを長期金融機関が負担することが望ましいともいつていること、④融資事務については一般銀行の活用を要望し、民間人参加の審議機関を設置せよといい、民間部門との協調を要望していること、などである。いずれも、わが国の産業団体としての立場からの要望であつて、その立場を鮮明にしているといえよう。



大蔵省は七月五日の段階で、「輸出金融金庫法案」を臨時国会に提出する予定であり、司令部とは交渉中で、法務府審議予定時期も未定ではあったが、提出予定法律案のリストに掲出して<sup>(28)</sup>いた。他方、六月二六日にリードの与えた了解の線に沿って新しいプランの法文化を進め、七月八日にいたり、①資本金三〇〇億円（法文中には明示せず）の特設法人を作る、②資本金は当初見返資金から繰り入れ、ドル資金による輸入の増加に伴い円資金を外国為替特別会計から繰り入れる、③業務は国外輸入業者に対するクレジット供与に限定し、国内輸出業者に対する融資はおこなわない、④名称は輸出金融金庫とする、⑤役員は官吏を *ex-officio* に任命し、事務は日銀をしておこなわしめる（それほど多数の件数を予定しない）、という要点のものを作成し、これをリードに交渉して、その承認を得た。これまでの政府案は、司令部から「国内政治の圧力によって第二の復金となる虞れあり」とされたのが難点で、前記要点の②および③によってこの点の危惧を払拭したわけである。これによって、一時ほとんど絶望視された輸出金融金庫案が、ようやく議会提出の見込みができたのであった。しかし、ドッジからは東南アジア援助計画等の具体化を待つほうがよいという書簡が池田蔵相宛に送られており、リードは補正予算に輸出金融金庫設立に伴う補正を入れるのをためらっていた<sup>(29)</sup>。朝鮮戦争勃発に伴い、急拠、警察予備隊を発足させたが、このための補正予算に他の項目が便乗して、均衡予算の原則が崩されるのをリードが恐れたためである。このため、予算のつかぬ法案だけなら提出してもよいという司令部側の意向となった<sup>(30)</sup>。

昭和二五年七月一二日より臨時国会が開会されることとなっていたため、輸出金融金庫法案の作成が七月に入って急がれていたのであるが、さきに述べたように七月八日にリードの承認を得た。同法案はつづいて法務府の審議へまわされたが、この審議において「輸出金融公庫法」と名称が改められた。「金庫」から「公庫」へ名称変更となった経過については資料が見当たらないが、全額政府出資で公的性格が強いことから改称といえる<sup>(31)</sup>。七月一〇日、

「輸出金融公庫法案要綱」が法務府の審議を経て成文化され、翌一日、大蔵省案として閣議に提出された<sup>(32)</sup>。その要点は、①全額政府出資、出資金は見返資金から交付し、必要に応じて外国為替特別会計からも出資する、②公庫の理事長は大蔵事務次官をあてる、理事・監事も大蔵省職員の中より任命される、職員も大蔵省職員の兼任とする、したがって、公庫役職員は国家公務員とする、③融資先は外国政府などで、海外信用供与に業務を限定する、④日本銀行に業務の一部を委託できる、⑤公庫は外国政府、外国銀行などより外貨資金を借入れできる、⑥公庫の利益金は国庫に納付する、などであった。なお、さきの「輸出金融金庫設立要綱」にあった債券発行の条項が削除されている点も注目される。この法案要綱をみるならば、きわめて政府機関的性格が強く、大蔵省の分身のひとつと思われるような条項が少なくない。これは予算がつかないため、職員を無給とするための苦肉の案でもあった。また通産省・経団連・日産協等の見解にみられた国内業者向け融資が排除されている点が特徴的である。

「輸出金融公庫法案要綱」は司令部のリードらの意見によって、ワシントンで池田蔵相がドッジに示した案とは全く性格の異なるものとして成文化されたのであるが、このような特異な組織であったために、各方面からの反対意見が少なくなかった。司令部内部でも、七月一二日にアリソンは輸出前貸しを業務として認めるべきであると述べ、さきのリードの意見と逆の見解を示した。大蔵省としてはリードの意見で削除した国内業者向け金融を、今度はアリソンによって復活・追加するように要求されたこととなり、司令部内の意見対立に悩まされることとなった<sup>(33)</sup>。このため、翌七月一三日、鈴木副財務官と宮沢秘書官はデイル博士を訪ね、リードとアリソンとの間の意見の仲裁を依頼せざるを得なかった<sup>(34)</sup>。また、経団連は、貿易対策委員会および輸出金融公庫小委員会における六月初め以降の数次の検討をもとに、「長期輸出金融確立に関する意見」をまとめ、七月一日にこれを公表した。この意見書の要点は、

①長期輸出金融機関の早期設立、対外金融のみでなく、対内的にも成約後決済完了までの貿易業者の資金繰りの円滑

化も目的とすること、②独立した専門の公庫とし民間出身の少数役員で運用することが望ましい、③プラント類を中心とし、消費財は対象外とする、④対内融資先は、輸出契約の当事者である貿易業者および輸出入業を営む製造業者を主とすること(単なる製造業者への融資は原則としておこなわない)、⑤金利は国際的金利水準とすること、このためコストの高い預金部資金よりも見返資金のほうが資金源として望ましい、⑥融資事務は民間外国為替銀行を利用すること、などであった。<sup>(35)</sup> 経団連のこの意見は、国内業者への融資を求めるとともに、公庫にさらに強く独立機関としての性格を要求し、民間外為銀行の利用など民間との協力を求めていた。以上のような司令部内のアリソンの意見や経団連の意見を踏まえ、「公庫」案の問題点が検討されることとなり、次の文書が七月一四日に閣議へ提出された。<sup>(36)</sup>

#### 輸出金融公庫法案要綱に関する問題点(昭二五、七、一四)

##### 一、業務の範囲について

業務の範囲については、法案要綱では国内業者に対する業務を行わないことになっているが、この点については、関係方面内部においても、国内業務を認めるべきではないとする強い意見もあり、目下最終的決定をみるに至っていないが、若し関係方面の了解を得れば別紙案により、国内業務を併せ行うことと致し度い。

しかし、短時日に結論を得ない場合は如何すべきであるか。

##### 二、公庫を独立の機関とすることの可否

公庫の組織は、法案要綱によれば、大蔵省の附属機関たる公法上の法人となっており、役職員も、大蔵省職員が兼ねて任命されることになっているが、これに対して独立の法人たるに十分な組織を与え、役職員にも民間人を起用して、積極的な活動をさせることとすれば、当然相当の予算を伴うこととなるので、補正予算の提出を差し控えることとなつている今国会に法案を提出し、その可決をみても、公庫の運営は、事実上できないこととなる。

##### (別紙)

#### (業務の範囲)

第十二 公庫は、第一に掲げる目的を達成するため、大蔵大臣の定める計画及び指示に従い、左の業務を行う。

- 一 本邦で生産又は産出された設備又は原材料の本邦からの輸入及びこれに伴つてなされる本邦人又は本邦人からの技術の受入を促進する目的をもつて、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国銀行又は外国商社に対してなす資金の融通又は債務の引受若しくは保証
- 二 本邦で生産又は産出された設備又は原材料の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦人又は本邦人からの技術の提供を促進する目的をもつて、本邦輸出業者又は本邦輸出品製造業者に対してなす資金の融通又は債務の引受若しくは保証
- 三 前各号に附帯する業務
- 2 前項に規定する資金の融通又は債務の引受若しくは保証は、本邦からの輸入又は輸出の契約が締結された場合であつて、その契約に基づく債務の履行が確実であると認められるときに限つて、これを行う。
- 3 公庫は、大蔵大臣の承認を受けて、第一項の業務の外、公庫の目的達成上必要な業務を行うことができる。
- 4 第一項第一号の資金の融通又は債務の引受若しくは保証は、本邦通貨又は政令で定める外国通貨をもつて表示されるものでなければならない。

このような文書が閣議に提出されたことに示されるように、日本政府内部での意見も一致しておらず、通産省は大蔵省案に反対して、司令部や自由党に働きかけており、輸出金融公庫法案は国会提出も危ぶまれてきた。司令部内の意見も統一されず、七月一七日にいたつてもアリソンの不要論とリードの設立論<sup>(37)</sup>(リードはこの段階でやや後退し、池田蔵相の面目をたてるため形式だけ作ることに賛成していた)のギャップは埋まらなかった。このようなかで、日本側では、大蔵・通産・安定本部三省間で法案要綱の調整をはかり、七月二一日にいたつて「輸出金融公庫法案要綱」を閣議に提出した。ここで法案の名称は再び「金庫」に改められたわけである。七月一〇日の「輸出金融公庫法案要綱」

との主要な相違点を挙げるならば、①資本金に貿易特別会計からも出資しうることとしたこと(第四の三)、②役職員は大蔵省職員とする点を全面的に削除したこと、③業務に「本邦で生産又は産出された設備又は原材料の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人又は本邦人からの技術の提供を促進するため、本邦輸出業者又は本邦輸出品製造業者に対してなす資金の融通又は債務の保証」を加え、かつ、対外融資よりも前に置いたこと、④業務の委託を「銀行その他の金融機関」に対してなしうることとしたこと、これに対応して手数料および監督に関する規定を新設したこと、⑤利益金の二分の一の積立て義務を規定したこと、⑥日銀より短期資金の借入れをなしうることとしたこと、⑦役員解任に関する規定を新設したこと、⑧輸出金融金庫の主務大臣を大蔵大臣および通産大臣としたこと、などであった。<sup>(38)</sup>この案は、通産省や経団連の意見を大幅にとり入れたものとなっており、「公庫」における大蔵省専管から、大蔵・通産両省の共管に改められている。かくて、この「輸出金融金庫法案要綱」は閣議で決定をみ、長期輸出金融機関に関する最終案(政府原案)とされ、七月二四日には司令部へ大蔵・通産・安定本部三省の関係者が持参し、アリソンへ説明した。<sup>(39)</sup>司令部では、七月二七日午後長時間にわたってこの政府原案を検討したが、結局、①公的資格をもたず、予算を議会にも出さぬような性格の機関であることは望ましくない、②通産省提出資料は本件をジャスティファイする力がない、という理由で、リードの強硬な反対のために政府原案は不許可となった。アリソンは政府原案を支持する様子もみせたが、リードに押し切られたのであった。<sup>(40)</sup>かくて、池田蔵相がワシントンでドッジより了解をとってきた長期輸出金融機関の設立は、「金庫」から「公庫」へ、さらに「金庫」と名称と性格を変化させつつも、司令部内の反対によって潰れ、第八国会に法案提出の可能性を失ったのであった。

「輸出金融金庫法案要綱」はさきに述べたような経過で実現の見込みを失ったが、プラント輸出などに対する長期の輸出金融の必要性は解消したわけではなかった。資金需要に対処できる代替案が速やかに作成され、実施される必要があった。七月二九日、大蔵省では池田蔵相と渡辺財務官の間で、善後策として、①参加融資の形式によってプラント輸出等大口で通常の金融にのらぬものに輸出金融をつけることとし、立案の上、通産省・経済安定本部と協議する、一応総額六〇億円とし、見返資金の参加割合は六割とする、②銀行優先株を現在の銀行普通株と同額だけ発行せしめ、見返資金をして引き受けせしめる、その総額は一応一五〇億円とし優先株の利息は六%とする、これは銀行局で研究する、③輸出金融金庫法案は、次の国会に提出することとし、もし国内金融が司令部に認められぬ場合は対外円クレジットのみとすることも考慮する、の三点の方針を打ち合わせた。<sup>(41)</sup>理財局見返資金課は直ちに検討にはいり、七月三一日には「機械設備等輸出金融措置要綱」をとりまとめ、通産省および経済安定本部と協議を開始した。見返資金課でとりまとめた最初の案は次のとおりであった。<sup>(42)</sup>

#### 機械設備等輸出金融措置要綱(昭二五、七、三一 理、見)

##### 一、方針

我国貿易の伸長に必要な機械設備等の輸出を促進するため、これらの設備等の生産に必要な長期運転資金の供給につき、見返資金の参加融資を行うものとする。

##### 二、要領

##### (1) 融資の対象

本要綱に基づく融資の対象は輸出品製造業者又は輸出業者とし、左に掲げるものの生産に必要な長期運転資金に限る。但し輸出業者を対象とする場合は輸出品製造業者と連帯せしめるものとする。

(一) プラント設備及び重機械類(船舶、車輛を含む)

(二) 右に附帯し又は関連して必要とする資材。又融資の対象となる輸出契約が締結されたものであつて、その契約に基づく債務の履行が確実であると認められる場合に限る。

(2) 融資金額及び条件  
(一) 金額

一件の金額は二千万円以上とし、そのうち最高六〇％は見返資金により、残額は取扱銀行の自己資金により融資する。昭和二十五年度において本措置による融資の総額は百億円、見返資金による融資の総額は六十億円の範囲内とし、見返資金の毎四半期の枠を二十億円とする。

(二) 利率

見返資金による分は年七分五厘、取扱銀行の自己資金による分は一般の利率による。

(三) 償還期限

原則として一年以上三年以内とする。

(四) 償還方法

取扱銀行の自己資金による融資と均等に償還せしめる。

(3) 融資手続

見返資金中小企業貸付手続に準じ、毎四半期二十億円を日本銀行に交付し、日本銀行は本要領による融資の審査、貸付管理及び回収を行うものとする。

(4) 担保

輸出品代金代理受領権その他必要な担保を徴する。

(5) 取扱手数料

見返資金特別会計は、本融資の取扱手数料として取扱銀行に対し見返資金貸付の毎日平均残高の二％相当額を支払う。

(6) 見返資金特別会計上の措置

本措置に必要な見返資金は、差当り見返資金特別会計予算経済再建及び安定費中から支出する。

備考

通産省の見込みによれば昭和二十五年度における機械設備等の輸出契約成立見込額は一五四億円であり、そのために必要な資金は一〇〇億円であるから、見返資金の参加割合六〇％とすれば、見返資金所要額は六〇億円である。

なお通産省の見込によると機械設備の輸出のために必要な四半期別金額は次の通りである。

機械設備の輸出に必要な金額 A	2 / 4	3 / 4	4 / 4	計
右に必要な金融資金 B	三、六〇四 二、九〇〇	四、九一四 三、九〇〇	五、一六九 四、一〇〇	一三、六八七 一〇、九〇〇
$B \times \frac{60}{100}$	一、七四〇	二、三四〇	二、四六〇	六、五四〇

この「機械設備等輸出金融措置要綱」は、さき(七月二九日)の池田蔵相と渡辺財務官の打合せ事項の①に対応するものであり、総額六〇億円という額は昭和二五年度プラント類輸岀成約見込額一五四億円より算出されたものであり、主として国内製造業者向け融資として実施されるものであった。ところで、経済企画庁所蔵資料にはこの要綱の異文が存在している。<sup>(43)</sup> 標題・日付・作成者は同一であるが、企画庁資料の要綱のほうが、通産省および安本との協議により修正をうけた後のものであることが明らかである。修正後の要綱では、①対象とする輸岀契約は輸岀代金の最終支払期限が契約成立後一〇ヵ月以上五年以内のものに限定するという項を挿入したこと、②見返資金の参加融資比率を最高六〇％から「最高七〇％」へ引き上げたこと、③これに対応して、見返資金からの融資総額を六〇億円から「七〇億円」へ増額し、かつ、四半期毎の枠を削除したこと、④償還期限を一年以上三年以内から「五年以内」と改めたこと、⑤融資手続に關して、市中銀行を経由することとし、これに關連して手続きを全面的に改めたこと、⑥当初案では二％であった取扱手数料を「一％」に引き下げたこと、などの諸点が主要な修正点として挙げることがで



きる。より長期契約のものを融資の対象に付加し、見返資金の融資比率を高めたことが修正の眼目であった。

八月三日、大蔵省財務官ほか、通商産業省・経済安定本部の関係官が、司令部のリードおよびアリソンと「機械設備等輸出金融措置要綱」案について折衝した。その際、司令部側から次のような指示があった。<sup>(44)</sup>

一、融資対象

- 1 融資対象として同案中「プラント設備及び重機械類に附帯し又は関連して必要とする原材料」は誤解を招くおそれがあり、「プラント設備及び重機械類の部品及び附帯設備」として明確にすべきである。
- 2 支払条件が余り長期に渉るもので外国業者の支払条件緩和を誘致する如きものは対象外とすべきである。  
一方最短支払期限を十ヶ月に限定する必要はない（例えば車輛など十ヶ月以下のものあり）。

二、融資金額

- 1 契約金額に対する一定の掛目（例えば九〇％）を設けた方がよい。
- 2 見返、市中の協調割合は日本側で十分検討の上で決めたらよからう（通産側より日銀政策委員会の意見と同調、八対二とした旨発言があった模様）。

三、取扱手数料

一率に％とするのは不可、回収率等に応じた支払方式とすべきである。

四、見返資金の財源

経済再建及び安定費を引当てとするのは好ましくなく、私企業投資割当分を引当てとすべきである。

この折衝の結果、大蔵省では右の指示にしたがって案を練り直すことになったが、この案はワシントンの裁定を要するものとみられており、早急に決定することは疑問視される状況であった。八月一日にいたり、「要綱」は名称を改め、「長期輸出金融措置要綱」として検討に付されることとなった。<sup>(45)</sup>

修正後の「機械設備等輸出金融措置要綱」と比較して、八月一日の「長期輸出金融措置要綱」が改められた主要な点は、①プラント類に附帯又は関連して必要とする原材料を融資対象から除外し、「部分又は附属施設」を対象に加えたこと、②対象とする輸出契約の決済条件は別紙へ移し、一〇カ月から五年以内であったのを「八月から四年以内」に短縮したこと、③融資金額につき、「契約金額から契約成立の際に支払われる金額及び契約金額の一〇％との合計金額を控除した金額を限度とする」という条件を付加したこと、④償還期限を五年以内から「原則として四年以内」に短縮したこと、⑤取扱手数料の規定を別紙に移し、貸付手数料と管理手数料の二本立てとしたこと、などであった。八月一日の「要綱」で注目されるのは、全般的に規定内容が精緻になったことと、償還期限が一年短縮されたことである。本「要綱」は、若干の修正を経て、八月一八日に閣議へ提出されたが、修正の要点は償還期限を「原則として三年以内」に短縮したことであった。<sup>(46)</sup> この「長期輸出金融措置要綱」は、長期にわたり、大蔵・通産・安定本部三省間で協議し、作成にあたって司令部とも粘り強く折衝を重ねたが、実施段階でも司令部との折衝に手間どり、結局本要綱にもとづく融資の実績は一件も挙げられなかった。<sup>(47)</sup> このようにして、「輸出金融公庫」として一度まとめりかけた構想も、国内金融をも含む「輸出金融金庫」構想に逆転され、「輸出金融金庫」構想も司令部の許可するところとならず、代案の「長期輸出金融措置要綱」も実績を生むにいたらず、政策的要請が満たされないままに一〇月のドッジ来日を迎えることとなった。

#### 四 ドッジ来日と設立交渉の進展

五月二二日の池田蔵相帰国後、司令部との間で輸出金融金庫の設立に関する交渉が始められたが、その交渉の初期

の段階で日本経済に大きな影響を与えた朝鮮戦争が勃発した。日本は朝鮮に至近距離に位置するため、朝鮮戦争に参加する国連軍の兵站基地となり、国連軍の物資・役務の需要（「特需」）を提供することとなった。戦争勃発後約三カ月間の「特需」契約は九月一七日現在で商品五一二八万七〇〇〇ドル、役務三八一四万四〇〇〇ドル、合計八九四三万一〇〇〇ドルに達した。商品の内訳は自動車・鉄鋼・繊維品・木材・建設材料・電線・雑貨・医薬品・食料など広範の品目にわたり、ドッジ・ライン下の不況にあえいでいたわが国の産業に思わぬ活況をもたらした。<sup>(48)</sup>この「特需」は、これまでの滞貨を一掃したばかりでなく、受注に対して高度の操業率で生産しても応じえぬ部門がみられるほど生産を刺激し、短期間に物価を一三%余も上昇させ、<sup>(49)</sup>代金の流入を通じてわが国の保有外貨を増大させた。<sup>(50)</sup>また、「特需」以外の輸出も六月六五八二万ドル、七月六三〇二万ドル、八月七一九三万ドル、九月七五四一万ドルと前年同月に比較すると毎月二〇〇〇万ドル以上の増加をみせており、その結果、九月末の外貨保有高は四億一四九三万ドルと、前年末の二倍近い増加となった。<sup>(51)</sup>

朝鮮戦争勃発後の、生産・物価・貿易（「特需」を含む）の変化は、ドッジ・ラインに何らかの変更をもたらさずにはおかなかった。昭和二六年度予算の編成方針はすでに七月一日に閣議決定をみていたが、細目を決定するには司令部との交渉ばかりでなく、ドッジとの交渉を経る必要があった。このため、ドッジは三度目の来日をする事となり、一〇月七日、プレジデント・クリーブランド号で横浜に到着した。ドッジは横浜において声明を発表し、そのなかで、朝鮮戦争という「神風」で得た外貨は有効に使用すべきで、デイス・インフレ政策を継続し、合理化に努め、経済自立のために国際競争力をつけるべきだという趣旨を述べたが、<sup>(52)</sup>その後の日本政府各省庁、日銀ほか金融機関などの会談を通じて日本経済についての認識を深め、一定のドッジ・ライン手直し策を提起するようになっていった。その中で、日本輸出入銀行の設立、大蔵省預金部の改組、見返資金の私企業向け融資の緩和、設備信託公社構想の

提案などをおこなってきたのである。<sup>(53)</sup>

輸出のための長期金融機関の設立は、さきに見たように七月二七日にリード予算課長によって不許可の回答があったが、日本政府としては第九国会にあらためて法案を提出する方針を固めており、「昭和二六年度予算編成方針」<sup>(54)</sup>（昭和二五年七月一日閣議決定）の中にも「第四 輸出の振興」として

- (1) 輸出貿易を振興するため、輸出金融在庫を活用し、外国及び外国貿易業者に対する長期クレジット等の途を開くこと。
- (2) 見返資金等の活用により、国内輸出産業及び輸出業者に対する長期金融を図るほか、輸出増進に至大な寄与をしている中小企業に対する貸付を増加すること。

を挙げていた。この方針を引き継いで、大蔵省銀行局では一〇月二日の「今後の通貨金融施策について」<sup>(55)</sup>のなかで、「通貨金融の具体的施策」の第四に「特殊金融の拡充」を掲げ、「見返資金の漸減に伴い国民経済の調和的發展の見地から長期且つ低利な資金、或いは零細資金の供給が必要であるが、既存の金融機関の蓄積資金をもってしては賄えないような特殊金融を行うため、一般会計の出資をもって特殊金融機関の設立及び強化を実施する。」とし、(イ)産業建設金融公庫（のちに日本開発銀行に結実する構想——引用者）、(ロ)輸出金融公庫、(ハ)農林漁業金融公庫、(ニ)住宅金融公庫、(ホ)国民金融公庫、の五機関を挙げた。このうち、輸出金融公庫については「見返資金をもって実施する国内参加融資と併行して、対外クレジットの供与を行うため輸出金融公庫を設立するが、その規模は輸出入の状況及び総合資金計画に照して決定するものとし、一応ごく小規模に発足しておくものとする。」と述べている。この案は、閣議で決定されていないので、おそらく大蔵省内の構想にとどまったものと推測されるが、当時の政府金融機関に関する構想とそのなかにおける「輸出金融公庫」の位置づけを示唆するものである。

昭和二五年一〇月九日、大蔵省文書課では「ドッジ氏との折衝問題」<sup>(56)</sup>と題するメモをまとめたが、銀行局の折衝事

項の(目)に「特殊金融機構の充実強化」を挙げ、産業建設金融公庫・輸出金融公庫・農林漁業金融公庫・住宅金融公庫・国民金融公庫・中小企業金融保険基金の六つを列挙している。この段階まで「輸出金融公庫」の設立を問題にしていないが、銀行局では一〇月一日にいたり、あらためて「輸出金融公庫設立要綱」をまとめた。その全文は次のとおりであった。<sup>(57)</sup>

#### 輸出金融公庫設立要綱(銀、昭二五、一〇、一一)

##### 一、目的

輸出金融公庫は、我国の経済再建に必要な輸出の振興を図るため、一般金融機関の行う輸出金融を補完し又は奨励する目的をもつて、外国政府及び外国貿易業者等に長期信用の供与をなすと共に、国内の輸出品製造業者及び輸出業者に長期資金の供給を行うことを目的とする。

##### 二、性格

金庫は、輸出金融公庫法に基く特殊法人とする。

##### 三、資本金

資本金は、一〇〇億円とし、全額政府出資とする。

一般会計は二〇億円を、見返資金特別会計は八〇億円を金庫に出資する。

##### 四、資金調達方法

(一) 金庫は、資金を調達するため、輸出金融債券(仮称)の発行をなし得る外、預金部資金等から借入れをなすことができない。

輸出金融債券には政府による元利払の保証を附するものとする。

(二) 前項の債券発行および借入金合計額の限度は、自己資本(資本金と積立金との合計額)の二倍とする。

##### 五、業務

金庫の業務は、一般金融機関から融資を受けることが困難な場合に限定し、概ね次の通りとする。

##### (一) 業務内容

(1) 日本からプラント設備、施設及び重機械類(船舶、車輛を含む。)並びにこれに伴うサービスを輸入する外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国銀行又は外国商社に対して当該輸入のため必要な長期信用の供与(債務の保証又は引受を含む。)を行う。

(2) 国内輸出品製造業者又は輸出業者に対してプラント設備、施設及び重機械類(船舶、車輛を含む。)並びにこれに伴うサービスの輸出のために必要な長期運転資金の供給(債務の保証又は引受を含む。)を行う。

##### (二) 業務の方法

(1) 金庫の信用の供与は、プラント設備等の輸出契約締結後にこれを行う。

(2) 外国業者等に対する信用の供与を行う場合には出来れば外国政府又は中央銀行の保証、少くとも外国有力銀行の保証を要することとし、やむを得ない場合に限りて契約の相手方たる日本側輸出業者又は輸出品製造業者との連帯保証によりうることをとする。

(備考)(イ) 金庫と契約関係に立つ国内業者は、輸出信用保険の保険金受取人たることを建前とする。

(ロ) 外国業者等に対する信用供与は、原則として外貨(ドル又はポンド)建とする。

(3) 金庫の信用供与は、一般金融機関との参加融資も行いうるものとする。

(4) 金庫はその事務の一部を金融機関(日本銀行を含む。)に対して委託することができる。

(5) 貸出金利は、年七分五厘以下とする。

なお、金庫は、業務開始の際業務方法書を定め、主務大臣の認可をうけることとする。

#### 六、経理

- (一) 毎事業年度における金庫の事業計画、資金計画及び経費予算並びに決算は、主務大臣の承認事項とする。
- (二) 毎事業年度における金庫の利益金は、損失補てんのためこれを積立てるものとする。
- (三) 金庫に対する課税については所得税、法人税等につき免税の規定を設ける。
- (備考) 金庫は、公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の適用をうけない。

#### 七、機構

##### (一) 事務所

金庫は、主たる事務所を東京に、従たる事務所を差し当り大阪におく。

(備考) 情勢に応じ、在外事務所の設置を懇請する。

##### (二) 役員

金庫に、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内、監事二人以内をおく。

##### (三) 職員

職員は差し当り、八〇名程度とする。

#### 八、監督

金庫は、主務大臣が監督する。

この一〇月二一日の「輸出金融金庫設立要綱」は、対外クレジットの供与と国内企業へプラント輸出の前貸金融をおこなうものとする点では七月二一日段階のものと同じであるが、資本金額を明記し、輸出金融債券を発行して資金調達をはかる点では池田蔵相がワシントンでドッジに示した構想に類似していた。ただし、資本金額は三分の一に、

債券発行限度は「資本金の二十倍以内」から「自己資本の二倍（預金部からの借入金を含めて）」へ縮小されてい  
て、小規模に創立して置いて、次第に拡大していこうとする考えがうかがわれる。昭和二五年一〇月二三日、経済安  
定本部は「見返資金投融资の優先順位について」<sup>(58)</sup>（財政金融部会参考資料六）をまとめたが、そのなかで「日本経済構造  
の特殊事情により経済復興のため特別の金融を要するもの」の筆頭に「輸出金融」を挙げ、

輸出増加のためには繊維製品等と並んでプラント設備施設及び重機械類の輸出増加を図らなければならない。これらの生産期  
間は長期に亘るので国内業者に生産上の金融措置を講ずることが必要であるとともに、先方買受業者に円クレジットを供給  
し、外国業者との競争を可能ならしめること等により輸出促進の措置を講ずる必要がある。このような長期金融又は対外金融を  
現在の市中金融に期待することは極めて困難であつて、見返資金に依らざるを得ない。このため輸出金融金庫を設立しこれを通  
じて見返資金を供給することが妥当であろう。

と述べている。この資料は見返資金の配分に関する基準について述べたものである。輸出金融金庫そのものの制  
度については触れるところがないが、さきの「要綱」を前提とした言及であると推測される。日本政府側では、一〇  
月二三日の段階でも「輸出金融金庫」というかたちで、長期輸出金融機関を考えていたことを、この「見返資金投融  
資の優先順位について」が傍証していると考えられるのである。しかし、ドッジとの交渉は「輸出金融金庫」という  
かたちでの具体化とはならなかった。

一〇月二五日、池田蔵相とドッジとの会談が開かれたが（渡辺財務官、宮沢秘書官、リード博士 Dr. Ralph W. E. Reid  
も出席）、ドッジは輸出入金融の改善についての彼の腹案を語り、日銀信用に依存せず、一般会計や見返資金から出  
資すればインフレ的でないとして、輸出銀行または輸出入銀行設立の可能性をも示唆し、具体的に昭和二五年度補正  
予算において二五億円、見返資金から二五億円出資し、次に昭和二六年度予算から五〇億円、それに対応して見返資



金から五〇億円出資し、あわせて一五〇億円の出資をする案を提起した。<sup>(59)</sup> 大蔵省ではこのドッジの発言を受けて、翌二六日渡辺財務官が経済科学局のリード財政課長と会い、輸出入銀行についての司令部案を尋ねた。リードの説明では輸入金融の対象としては資本財に限定し、原料の備蓄は除く、輸出金融はプラント輸出に限定し、将来は対外クレジットの供与も含めて考えたいということであった。<sup>(60)</sup> この段階でおそらく大蔵省をはじめとする日本政府側では「輸出金融庫」ではなく、「輸出入銀行」案でドッジとの交渉に当たる方向へ転換する考えがめばえたのではないかと思われる。一月六日、池田蔵相は渡辺財務官と共に帝国ホテルでドッジおよびリード博士と会談し、懸案の輸出入銀行・設備信託公社・預金部改組・優先株引受け・見返資金運用計画等について交渉をおこなった。

この会談で、輸出入銀行については、①一般会計と見返資金から昭和二五年度に二五億円ずつ出資する、②銀行の目的は法律で限定する、③政治的影響を受けない優秀な人物を責任者とする、銀行は大蔵省専管とする、④普通銀行と競合せぬよう割引または参加融資の方法をとる、⑤資本財の生産金融（輸出前貸し）と外国輸出業者の対日輸出（日本からみると輸入）の金融とする、⑥インフレ的でないように日銀信用から切り離し、政府の金および預金部の金だけを使う、⑦役員は五人（総裁を含む）とし人選は総裁一任とする、行員は公務員とせず二、三〇人の少数にとどめる、などの諸点において双方の見解がほぼ一致した。そして今週中（一月二日が土曜日）に輸出入銀行に関する発表をしたいというところまで話し合われた。<sup>(61)</sup> しかし、大蔵省側は、さらに業務の拡大を意図し、一月八日に渡辺財務官より四点の問題点をドッジに提示したのち、<sup>(62)</sup> 翌九日午前にリード博士へ次の四点を申し入れさせた。①輸出に貢献する輸入（換言すれば原料備蓄）の金融も対象にふくめてほしい、②預金部より短期借入金なすことを認めてほしい、これはわれわれの原案では資本金の二倍であったが、それが多すぎれば資本金の半分位に制限することとしたい、③割引および参加融資だけでなく、輸出入銀行の単独融資も認めてほしい、④輸出用資本金の生産金融のみでなく生産および

び輸出金融を認めて欲しい、というもので「Mr. Watanabe's Four Points」とリード博士やドッジに呼ばれたものである。渡辺財務官とリード博士との間で若干の応酬があったのち、この申入れはメモとしてドッジへ渡された。<sup>(63)</sup>

同日午後、ドッジは渡辺財務官を呼び、右の四点について、①原料輸入に関する金融は不適當、②短期借入金の必要なし、③市中銀行と競争しないように、割引および参加融資で行くべきだ（単独融資は認めぬ）、④輸出のための資本財生産とその輸出への融資を認める（渡辺財務官の意見をとり入れる）という回答をした。<sup>(64)</sup> この回答は、前にドッジが提示した輸出入銀行の要綱の部分修正を含んでいるが、同日あらためて、輸出入銀行に関するドッジ・メモが渡辺財務官へ渡された。<sup>(65)</sup> このドッジ・メモは、「渡辺氏の四点」で日本側が出した輸出入銀行としての設立と債券発行を拒否したものであり、五月に池田蔵相のドッジに示した構想よりも日本側からみれば限定されたものを提示していた。しかし、司令部との交渉でまとまらなかった長期輸出金融機関の設立を認めるものであった。そして、このドッジ・メモこそが、「日本輸出入銀行法」の骨子となり、創業期の同行の性格を決定づけるものであったのである。<sup>(66)</sup>

渡辺財務官は、司令部が輸出入銀行設立に同意するというこのドッジ・メモを受け取り、大蔵省に戻って池田蔵相と協議し、池田蔵相はさらに吉田首相と協議を重ねたのち、一九五〇年一月九日付のドッジ・メモを受け入れることとし、同日夕方には輸出入銀行設立についての新聞発表をおこなった。<sup>(67)</sup>

その内容は、同日のドッジ・メモを要約したものとって過言ではないが、次のようなものであった。<sup>(68)</sup>

#### 輸出入銀行（仮称）の設立について（二五、一一、九）

我国経済の自立発展のためには輸出の増進が緊要であることは言を俟たぬところである。しかし、所謂プラントその他生産設備の輸出については、従来海外からの引合もあつたのであるが、その生産から輸出までを通ずる長期の金融は、一般の金融機関をもつては必ずしもカバーし得ない部分が多かつたのである。従つて、これらの輸出を促進するため、政府は先に長期輸

出金融の特殊機関を設立する方針を閣議決定したところであるが、今回その具体化について総司令部と了解に達したのでこの際急速に「輸出銀行」を設立するため所要の措置を講ずることとする。

「輸出銀行」の資金は、二十五年度補正予算において一般会計から二十五億円、見返資金から二十五億円を支出し、更に明年度予算において一般会計から五十億円、見返資金から五十億円を追加して、百五十億円となる予定である。

「輸出銀行」の組織運用の詳細については、慎重に検討の上、成案を得ることと致したいが特に左の諸点を織り込むこととしたい。

- (一) 機構は出来る限り簡素なものとし、政府の統制を必要最少限度に止めて独立な運営を図ること。
- (二) 業務の範囲は法律をもつて明定すること。
- (三) 本銀行の経費予算は大蔵大臣の認可を経て、国会に提出しその承認を得ること。
- (四) 総裁は、内閣総理大臣がこれを任命し、効率的且つ独立な運営の貢に任じ得るような有為の人材を選任すること。
- (五) 総裁以外に役員数人を置き総裁がこれを任命すること。
- (六) 本銀行は割引ないし協調融資の方法により、輸出生産材の生産及び輸出についての長期金融を行うことを主たる業務とし、比較的短期の金融については市中金融機関との競合を避けること。
- (七) 資金に余裕があるときは、一定金額を限り、外国の輸入業者に対し金融を為し得ること。但し、此の場合は、当該国及びわが国の為替統制規定に抵触せず、且つ、信用ある業者間に輸出入契約が締結されたときに限ること。
- (八) 本銀行が日銀その他市中金融機関からの借入等を行うことは考慮しない。
- (九) 宮沢喜一「輸銀設立交渉の思い出」(日本輸出入銀行『十年のあゆみ』一三三—三四ページ。なお、これとほぼ同一の記述が宮沢喜一『東京—ワシントンの密談』三九—四四ページ、にもみられる。
- (一〇) Memo. of R. W. F. R. (Reid) for Dodge, Problems which Mr. Ikeda Desires to Discuss with you, 29 Apr. 1950. (「ハッジ・パーマー」大蔵省資料Z七一—九)。

- (三) Memo. of Dodge, Personal Conferences of Mr. Dodge with Minister Ikeda, 3 May 1950. (同前)。ちなみに、このメモは、ワシントンの国務省・財務省・連邦準備銀行など関係機関のしかるべき担当官にコピーが送られたほか、東京の「マーケット」にも送られ、リード博士を通じてGHQ (ECS) の「マーケット」にも送付されている。
- (四) 宮沢喜一『東京—ワシントンの密談』四八—四九ページ。
- (五) 宮沢喜一「輸銀設立交渉の思い出」(日本輸出入銀行『十年のあゆみ』一三五—六六ページ)。
- (六) 前掲書「一三五ページ。しかし、この宮沢喜一の回想にはおかしな点もある。のちに触れるが、ドッジ自身は「マーケット宛書簡で Export Bank の語を使っている」。
- (七) Memo. of R. W. F. R. (Reid) for Dodge, 10 May 1950. (「ハッジ・パーマー」大蔵省資料Z七一—九)。
- (八) Letter from Dodge to Marquat, 15 May 1950. (同前)。同書簡では、木曜日に「ハッジ」とNACグループの討論、金曜日(午前九時半より一時半まで池田および白洲とNACグループの討議、金曜日の午後二時半より四時半まで池田・ドッジ会談とあるのみで、日付は書かれていない。しかし、昭和二五年五月一五日は月曜日で、それに先立つ木曜日は一一日、金曜日は一二日なので、このように日付を推定した。
- (九) 同前。
- (一〇) Memo., The Export Finance Corporation, 16 May 1950. (同前)。
- (一一) 宮沢喜一「輸銀設立交渉の思い出」(日本輸出入銀行『十年のあゆみ』一三七ページ)。
- (一二) ワシントンの交渉結果が不明のうち次のような試案が、経済安定本部の産業資金課でつくられていた(経済企画庁所蔵資料)。

プラント輸出金融に関する方針(試案)(二五、五、一五、経本、産資課)

我国貿易の伸長のためにプラント輸出が今後益々重要な地位を占むるものと認められるので左記によりこれに対する金融の体制を整へて極力輸出の伸長に資するものとする。

一、プラント輸出のため企業の自己資金、買手又は一般金融により難い所要資金を充足するため、差当り本件につき四〇億円程度の融資の実現を確保するようにする。

二、右の融資については見返資金による金融機関増資優先株引受の効果をも期待し資金効率化の見地から極力一般金融機関の資金を活用する。

三、一般金融機関の本件融資につきその安定化と円滑化を裏付けるため見返資金二十億円を限度として一般金融機関をして現行の見返資金中小企業金融の方法に準じて融資を行はせる。

この場合担保設定、資金回収等につき本件融資に対し見返資金に保証的機能を持たせるように考慮する。

四、融資の円滑化するため金融機関の資金繰りの状況により必要に応じて当該金融機関に対し預金部資金等により長期預け金を行なうことを考慮すると共に日本銀行の信用操作に適実を期する。

(13) 宮沢喜一『東京―ワシントンの密談』六四―六五ページ。

(14) 池田蔵相の土産事件の解決については、宮沢喜一、前掲書、六七―六八ページ、「渡辺武日誌」昭和二五年五月三〇日、などを参照。

(15) 経済企画庁所蔵資料。

(16) 「渡辺武日誌」昭和二五年六月三日。

(17) 「渡辺武日誌」昭和二五年六月六日。なお、マーケットは六月四日付のドッジ宛書簡で「輸出金融金庫についての池田提案には多くの基本的な弱点がある」とし、「日本官僚制に恐るべき権力を与え、第二復金を招くだろう」と述べている。「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七二―一（一）。

(18) 大蔵省資料Z五一―一三四六。

(19) 同前。

(20) 経済企画庁所蔵資料。東京銀行の用箋にタイプ印字され、欄外に「神野」の署名がある。アメリカの東南アジア援助にまつのみでなく、日本自体のクレジット供与を考えるべきだとし、全額政府出資の金融機関（輸出金融金庫）設立が望ましいとする。同機関は大蔵大臣と通産大臣の共管とし、民間から産業融資と為替問題のエキスパートを動員せよと言っているが、この点が銀行局案と異なっている。

(21) 『経済団体連合会十年史』上、二〇ページ。

(22) 同前。

(23) 「渡辺武日誌」昭和二五年六月一四日。

(24) 大蔵省資料Z六〇四―一二。

(25) 「渡辺武日誌」昭和二五年六月二二日。

(26) 「渡辺武日誌」昭和二五年六月二六日。

(27) 経済企画庁所蔵資料。

(28) 大蔵省資料Z五二二―七。

(29) 「渡辺武日誌」昭和二五年七月八日。

(30) 「渡辺武日誌」昭和二五年七月一〇日。

(31) これまでの諸文献では「金庫」と「公庫」との関係があまり明確でない。日本輸出入銀行『十年のあゆみ』では、輸出金融金庫案と輸出金融公庫案の両者が、構想上の意見の一致をみないままに昭和二五年七月にまとめられたように書かれているが（同書一四―一五ページ）、「渡辺武日誌」にもとづいて立案過程を追っていくと、要綱案の二転、三転はあっても、同時に「金庫」案と「公庫」案が対立していたようには読みとれない。しかし、七月段階での通産省案の資料が現在のところ見当たらないので、ここでは明確な結論は避けたい。

(32) 大蔵省資料Z二〇三―四四。

(33) 「渡辺武日誌」昭和二五年七月一二日。このアリソンの国内業者向け融資の条項を入れるようにという意見の背後には、通産省があったといわれている。

(34) 「渡辺武日誌」昭和二五年七月一三日。

(35) 『経済団体連合会十年史』下、八七二―七三三ページ。

(36) 大蔵省資料Z二〇三―四四。

(37) 「渡辺武日誌」昭和二五年七月一七日。

(38) 大蔵省資料Z二〇三―四五。

(39) 「渡辺武日誌」昭和二五年七月二四日。

(40) 「渡辺武日誌」昭和二五年七月二七日。なお、アリソンは、八月八日、渡辺財務官および鈴木副財務官と会見したとき、輸出金融金庫が承認されなかったのは池田蔵相に対する司令部（とくにマーケット）の不信感が「土産事件」以来強く残っているからだという趣旨のことを述べたという（「渡辺武日誌」昭和二五年八月八日）。

(41) 「渡辺武日誌」昭和二五年七月二九日。

(42) 経済企画庁所蔵資料。

- (43) 同前。
- (44) 日本銀行所蔵資料による。
- (45) 経済企画庁所蔵資料。
- (46) 大蔵省資料Z二〇三―四七。
- (47) 日本輸出入銀行『十年のあゆみ』一六ページ。
- (48) 「第五回情報連絡会配布資料」(大蔵省資料Z六〇四―四〇)による。
- (49) 日銀卸売物価指数は総合で六月の二六九・一から九月の三〇四・八へと一一三・三%の上昇となっている。
- (50) ただし、終戦処理費からの立替払分もあり、これは円で支払われた。昭和二五年一〇月二九日までの特需の支払いはドル貨によるもの一四七五万一〇〇〇ドル(円換算五三・一億円)、円貨によるもの一四億六五〇〇万円(一部未集計)であったといわれている(経済安定本部「朝鮮動乱に伴う特殊需要について―動乱勃発後四ヶ月分―」大蔵省資料Z六〇四―四〇)。
- (51) 大蔵省財政史室『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一九巻「統計」、一〇七、一二七ページ。
- (52) 「ドッジ・ペーパー」(大蔵省資料Z七一一―二)。
- (53) 昭和二五年一〇月七日来日以後のドッジの諸提案は「ドッジ・ペーパー」(大蔵省資料Z七一一―二およびZ七一一―一三)に収録されている。簡単には渡辺武『占領下の日本財政覚え書』三一九―二五ページを参照されたい。
- (54) 大蔵省資料Z六二〇―八九。
- (55) 大蔵省資料Z二〇三―五〇。
- (56) 大蔵省資料Z五〇八―二一。
- (57) 経済企画庁所蔵資料。
- (58) 大蔵省資料Z五一一―三六五。
- (59) 「ドッジ・ペーパー」(大蔵省資料Z七一一―二)、「渡辺武日誌」昭和二五年一〇月二五日。
- (60) 「渡辺武日誌」昭和二五年一〇月二六日。
- (61) 「渡辺武日誌」昭和二五年一二月六日。おそらく、ドッジはこの段階で、輸出銀行の要綱を示したと思われる。周知の一二月九日付のドッジ書簡の前の段階のドッジ立案の“An Export Finance Bank”と題する文書が、ドッジから渡辺財務官へ手交された書類のファイル(大蔵省資料Z五〇八―二二)に含まれている。
- (62) 渡辺武『占領下の日本財政覚え書』三〇五ページ。
- (63) 「渡辺武日誌」昭和二五年一二月九日。なお「ドッジ・ペーパー」(大蔵省資料Z七一一―一三)に渡辺財務官とリード博士との応酬を含んだメモが収録されており、ドッジのコメントが書き添えてある。
- (64) 「ドッジ・ペーパー」(大蔵省資料Z七一一―一三)。
- (65) J. M. Dodge, An Export Finance Bank, 9 Nov. 1950. 「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一一―一三)。なお、このメモは、いわゆる「ドッジ書簡」として、すでに日本輸出入銀行『十年のあゆみ』二〇―二二ページに掲載されている。
- (66) 日本輸出入銀行『二十年の歩み』一五ページ。
- (67) 「渡辺武日誌」昭和二五年一二月九日。なお、渡辺武『占領下の日本財政覚え書』三〇五―〇六ページ。
- (68) 経済企画庁所蔵資料。



### 第三節 「日本輸出銀行法」の制定

昭和二五年一月九日のドッジ・メモにより輸出銀行の設立が承認され、その原則も示されたので、日本政府側では早速法文化の作業にはいった。すでに述べたように、昭和二四年以降プラント類の輸出は増加傾向をみせており、大蔵省資料によると、昭和二四年度の輸出実績は二六六四万八〇〇〇ドル（九五億九三〇〇万円、月平均七億九九〇〇万円）であったが、昭和二五年度第一・四半期の輸出実績は八一九万九〇〇〇ドル（二九億五一〇〇万円、月平均九億八三〇〇万円）であり、月平均のペースで見るとかなりの増加をみせていた。昭和二五年七月から十一月までの期間にプラント輸出の成約および成約見込額は一〇四二万二〇〇〇ドル（三七億五一〇〇万円）で、それによって生ずる資金需要額は昭和二五年一月から翌二六年一月までの期間で一三億三四〇〇万円、二六年二月―三月に八億六〇〇〇万円と見込まれていた。さらに、昭和二五年一月から翌二六年三月までに成約見込みとなっているものが一六八二万一〇〇〇ドル（六〇億五一〇〇万円）あり、その資金需要も昭和二六年二月―三月に一五億五八〇〇万円と見込まれていた。<sup>(1)</sup> これらの資金需要見込額を合計すれば、昭和二五年一月から翌二六年三月までに四〇億円近い額がプラント輸出に関連して需要されるものと考えられた。二五年春以来の経過と経団連・日産協・重機械輸出振興会など経済団体の意見をふまえるならば、輸出銀行法の制定は早期に実現されねばならなかった。

十一月四日、ドッジの承認が出された五日後には「日本輸出銀行法案」<sup>(2)</sup>が作成された。全文は六章に分かれ、三五条よりなり、一四条の附則がついていた。その主な内容をみると、

- (1) 目的：「日本輸出銀行は、金融上の援助を与えることにより本邦の輸出貿易を促進するため、一般の金融機関が行う輸出金融を補完し、又は奨励することを目的とする。」（第一条）
- (2) 資本金：「日本輸出銀行の資本金は、百五十億円とし、その全額を政府が出資する」（第四条第一項）
- (3) 見返資金の出資：「政府は、米対日援助見返資金を……資本金に充てるため、米対日援助見返資金特別会計から日本輸出銀行に対し、予算の範囲内で必要な金額を交付することができる。」（第四条第四項）
- (4) 役員の任命：「総裁は内閣が任命する。理事は、総裁が大蔵大臣の認可を受けて任命する。監事は、大蔵大臣が任命する。」（第二二条第一・二・三項）
- (5) 業務の範囲：「一、本邦で生産された設備（その部分品及び附属品を含む。）の本邦からの輸出及びこれに伴ってなされる本邦法人又は本邦人からの技術の提供を促進するため、本邦輸出業者又は本邦輸出品製造業者に対してなす資金の融通又は債務の引受若しくは保証 二、本邦で生産された設備（その部分品及び附属品を含む。）の本邦からの輸入及びこれに伴ってなされる本邦法人又は本邦人からの技術の受入を促進するため、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国銀行又は外国商社に対してなす資金の融通又は債務の引受若しくは保証」（第一八条第一項第一・二号）
- (6) 参加融資の規定：「前項第一号に規定する資金の融通は、銀行その他の金融機関と共同してこれを行わなければならない。但し銀行その他の金融機関に対して手形の割引をなす場合は、この限りでない。」（第一八条第三項）
- (7) 銀行との競合禁止等：「第一項第一号及び第二号に規定する資金の融通又は債務の引受若しくは保証は、銀行その他の金融機関が、通常の条件により資金の供給を行うことが困難であり、且つ輸出の契約が締結された場合

であつてその契約に基く債務の履行が確實であると認められるときに限り、これを行うことができる。」(第一八条第三項)

- (8) 業務の委託：「日本輸出銀行は、銀行その他の金融機関に対しその業務の一部を委託することができる。」(第二〇条)
- (9) 経費の予算：「日本輸出銀行は、毎事業年度の経費の予算を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。大蔵大臣は、前項の経費の予算を受理したときは、これを検討して必要な調整を行い、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。」(第二三条第一・二項)
- (10) 計算書類：「日本輸出銀行は、事業年度ごとに財産目録、貸借対照表、損益計算書を作成し、当該事業年度経過後二箇月以内に、大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」(第二五条第一項)
- (11) 利益金の処分：「日本輸出銀行は、毎事業年度の決算上利益金を生じたときは、これを国庫に納付しなければならない。」(第二六条第一項)

(12) 資金の借入の制限：「日本輸出銀行は、第二項に規定する場合を除くの外、資金の借入をしてはならない。」

日本輸出銀行は、外国政府又は外国の銀行その他の者から外貨資金の借入をすることができる。」(第二七条第一・二項)

(13) 余裕金の運用：「日本輸出銀行は、左の方法による外、業務上の余裕金を運用してはならない。一、国債の保有 二、大蔵省預金部への預金 三、銀行への預金」(第二八条)

(14) 監督：「日本輸出銀行は、大蔵大臣が監督する。」(第三〇条第一項)

右のような内容をもつ十一月一四日の草案は、通商産業省・経済安定本部など関係省庁および司令部へも回付され

て意見の調整がはかられたと思われるが、この段階での調整過程を示す資料は見当たらない。しかし、同法案の抜粋が関係省庁等に配布されたことは明らかである。<sup>(3)</sup>

昭和二五年一月三〇日の次官會議に提出するため、同月二八日には、ほぼ日本政府側としては最終案といえる日本輸出銀行法案がまとめられた。同法案は、さきの十一月一四日案に比較すると全文四四条と九カ条増加し、内容的にもかなりの修正を受けている。修正点の主要なものは次のとおりであった。<sup>(4)</sup>

- (1) 資本金：「日本輸出銀行の資本金は、政府がその全額を出資する。日本輸出銀行の設立当初における資本金の額は、百五十億円とする。」(第四条第一・二項)——資本金額を第二項へ移し、「設立当初の」という限定をつけた。
- (2) 役員の任命：「総裁及び監事は、内閣が任命する。理事は総裁が任命する。」(第二二条第一・二項)——監事が大蔵大臣の任命から内閣の任命へ修正、理事の任命について「大蔵大臣の認可を受けて」が削除される。
- (3) 業務の範囲：「設備」に「(船舶及び車輛を含む)」を加え、所謂プラント設備のみでなく船舶・車輛の輸出も融資対象とすることを明記した。(第一八条第一項第一号)

(4) 参加融資の規定：「第一項第一号に規定する本邦輸出業者又は本邦輸出品製造業者に対する資金の貸付は、銀行が日本輸出銀行とともにこれらの者に対して資金を融通する場合に限り、行うものとし、当該貸付に係る資金の額は、銀行が日本輸出銀行とともに融通する資金の額の四倍に相当する金額を限度とする。」(第一八条第三項)——参加融資の限度を新たに規定した。

(5) 政府の政策への適合の義務：「総裁は、貿易及び金融に関する政府の基本的政策に適合するように日本輸出銀行の業務を運営しなければならない。」(第二二条)——新たに規定。

(6) 予備費：「予見し難い事由による損金支出の予算の不足を補うため、日本輸出銀行の予算に予備費を設けるこ

とができる。」(第二四条)——新設規定。

(7) 予算の議決：「予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。」(第二五条)——新設規定。

(8) 暫定予算：「日本輸出銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。」(第二八条)——新設規定。

(9) 予算の繰越し使用：「日本輸出銀行は、損金支出の予算のうち、当該事業年度内に契約その他支出の原因となる行為をし、避け難い事故のため当該事業年度内に支出を終らなかつた経費の金額は、翌年度に繰越しして使用することができる。」(第三一条)——新設規定。

(10) 資金の借入の制限：「日本輸出銀行は、資金の借入をしてはならない。」(第三六条)——外貨の借入れはなし得る規定であつたのを削除し、一切の借入金を禁止することに修正。

(11) 余裕金の運用：「銀行への預金」を「日本銀行への預金」へ修正。(第三七条第三号)

(12) 役員解任：「一月一四日草案では、「総裁については内閣、理事及び監事については、大蔵大臣は、これを解任することができる。」(第三一条)としていたのを、「内閣は、日本輸出銀行の総裁及び監事……を解任することができる。」(第四〇条第一項)および「内閣は……総裁に対し当該理事の解任を命ずることができる。」(第四〇条第二項)と修正。

右のような修正を経て法案としては次官会議を通過したのであるが、司令部はなお不十分であるとし、昭和二五年一二月二日にいたり、専務理事制の導入・見返資金出資の明確化・一定年限後の新規融資停止・業務内容の法律による明定・普通銀行との競争禁止の明定など一三カ条にわたる意見を述べてきた。その全文(当時の訳文)は次のとおりであつた。<sup>(5)</sup>

#### 日本輸出銀行法案に対する総司令部意見(二五、一二、二)

一、四人の理事のうち一人を専務理事 (Managing Director) とし、総裁が事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員るときはその職務を行うこととする。

二、総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

三、代理人の選任は、法律に定められた権限以外のことを行うように見えるので、act for the Bank generally or for the court というように改める。

四、資本金は、一般会計と見返資金とから出資しうるように明記すること。

なお、見返資金よりの分は、資金の交付でなく、出資債権をもつようにし、解散後の銀行の財産は、それぞれ一般会計と見返資金に帰属するようにすること。

五、新しい融資は一定年限を経過したら出来ないような規定をおくこと。

六、国内業者に対する資金の貸付は、協調融資なる旨を一文にしてかくこと。

七、定款又は業務方法書に業務の内容を余り譲ることは面白くないので、さらに具体的にかくこと。この点は、「銀行の業務はその設立根拠法規によって特定される」という書簡の一節を強調している。

八、金利は、ワシントン輸出入銀行十五条の規定を参照して書くこと。

九、協調融資を行う金融機関は銀行のみとすること。

一〇、業務の委託は、当然可能であるから規定は不要であること。

一一、利益金の処分については、政府に納付するか、損失補填のため積立てるか、新しい融資に充てるかを国会の承認をうけて定めること。

一二、財務諸表の承認を届出に改め、半期毎にこれを公告すること。

一三、ワシントン輸出入銀行の規定を参照して商業銀行と競争しない旨を明記すること。

この司令部の意見は、ひとつにはドッジ・メモ（一月九日付）に基づくものであり、「意見」の二、六、七、はその例である。もうひとつは、ワシントン輸出入銀行法に基づくものであり、「意見」の五、八、一三、はその例である。四、は見返資金がアメリカの対日援助物資の売上代金であることから来る債権保全要求に基づくものであろう。五、は、六、および一三、とも関連し、普通銀行に長期貿易金融をなしうる資金力がついたときに輸出銀行の融資がその妨げにならないための保証も含めてワシントン輸出入銀行法と同様な規定を盛りせよとしたものである。<sup>(6)</sup> 一二、は、輸出銀行の政府からの独立性を強めるためのものであった。<sup>(7)</sup> これらの司令部の「意見」は当時においては命令に近いものであったから、一一、の利益金処分項など例外を除いて、ほとんどすべて「日本輸出銀行法」にとり入れられ、成文化された。すなわち、第一点の専務理事制は「日本輸出銀行法」第一〇条に、第二点の内閣総理大臣による総裁および監事の任命は同法第一二条に、第三点の代理人権限は第一五条に、第四点の資本金に関する規定は第四條および第八條に、第五点の新規融資の停止規定は第二一條に、第六点の協調融資の規定は第一八條に、第七点は第二〇條に、第八点の金利規定は第一九條に、第九点は第一八條に、第一〇点は一月二八日の法案の第一九條の削除により、第一二点の財務諸表届出制は第三五條に、第一三点の銀行との競争禁止は第二四條に、それぞれ規定されることになった。これらのうち、第八條、第一九條、第二〇條、第二一條および第二四條は、一月二八日段階の法案には全く見られなかった規定であり、司令部の意見によって新規の条文が挿入されたのであった。

司令部の意見を取り入れて修正した法案は、一月五日に持回り閣議による閣議決定を受け、<sup>(8)</sup> 翌六日には司令部へ回付された。司令部の経済科学局では、利益金の処分について、これに準備金として積み立てるように修正したが、これは大蔵省銀行局の主張したところでもあり、「日本輸出銀行法」第三八條として成文化された。さきの一月二日付の司令部の意見の第一一点はこのような落着をみたわけであるが、経済科学局のこの点の修正後、司令部の審査

も完了し、<sup>(9)</sup> 翌七日には司令部から法案が承認された。同七日、法案は国会へ提出され、翌八日には衆議院大蔵委員会が可決、直ちに本会議へ送付され、同日に可決された。翌日の一月九日には、参議院大蔵委員会でも可決、次いで本会議において可決され、ここに「日本輸出銀行法」が成立した。衆議院および参議院はそれぞれ一日だけの法案審議という超スピードの審議をし、第九臨時国会幕切れの一月九日に可決成立の運びとなったのである。「日本輸出銀行法」は一月一五日に法律第二六八号として公布された。

「日本輸出銀行法案」に対する第九臨時国会の審議は衆議院・参議院ともそれぞれ一日の短いものであり、付議された大蔵委員会でも中小企業信用保険特別会計法案などと併審され、審議時間は極めて短いものであった。しかし、両院の大蔵委員会の審議においては、法案中の少なからぬ数の問題点について質疑が交わされている。法案についての主要な質問は次のようなものであった。

(1) 日本輸出銀行の名称（第一條関係）

これは日本輸出銀行法となつておりますが、元来今までの政府直営の形のような銀行は、大体金融金庫という字句を用いるのが普通であつたのであります。政府みずから提出する場合に、この銀行という字句は非常に妥当を欠いておるふうに思うのですが、この銀行というものは民間が参加した半官半民の形の銀行ではないか。<sup>(10)</sup>（衆議院大蔵委員会 宮腰喜助委員）

(2) 借入金禁止（第三九條関係）

今年度で輸出金融の資本として使える金は百五十億、従つて借入金をやつてはいけないということを書かれたのは、そのよ  
うな（資金の枯渇を来すような——引用者）心配はないという前提でありますか。それとも将来この問題は追つて考えるのであ  
るといふことですか。<sup>(11)</sup>（衆議院大蔵委員会 小山長規委員）

(3) 貸付業務の五カ年後停止（第二一條関係）



この輸出銀行法案の狙いは相当長期の金融なんでしょうね。そうしますと、この非常に長期の金融ですと、五年たつたら貸付けちやいけな。回収の段階に入る。そうすると復金みたいのが又できる。こういうふうにもまあ解釈できるのですが、それが非常に長期の金融機関であるだけに業務が五カ年間ということになると、非常にそこに不自然なように思いますが、その点はどういうわけでございますか。<sup>(12)</sup> (参議院大蔵委員会 木村禎八郎委員)

(4) 輸入金融が対象から除外 (第一条関係)

この法案は輸出関係のことを規定されていますが、輸入の点というのは何も規定されていない。そういう点を非常に業者の公聴会なり何なりして意見を聞くことが私は至当だと思っておったのですが、時間がなくてその点ができないとしても、なぜならば輸出だけの面についてこういうような措置をしなくてはならないか……<sup>(13)</sup> (参議院大蔵委員会 油井賢太郎委員)

(5) 貸出金利 (第一九条関係)

この輸出銀行の出資は政府及び見返資金であります関係上、いわばその貸出しのレート、利率はどうにでもきめられるわけがあります。つまりこれは借入金ではありませんで、資本はいわば政府の出資でありますから、その利率はきわめて安くできるはずの資金である。ところがここにレートのきめ方につきましては一つの条文がありまして、事業費を償うというようなことではないかならぬことになっておるのでありますが、他面またその次の条文では、市中金融機関と競争してはならないということが書いてある。ところが一般のこの資金の需要の側から申しますならば輸出金融の貸出し利率は安ければ安いほどいいのであります。安いことを希望するはずであるが、それでは一体どこにその線をきめるのか。競争しては相ならぬということになっておるのでございますが、その競争しては相ならぬという線はどこにあるのか。<sup>(14)</sup> (衆議院大蔵委員会 小山長規委員)

(6) 日本輸出銀行の所管大臣 (第四二条関係)

一体プラント輸出にしろ、輸出の国内、国外にわたる行政事務というものは、現在の国家行政組織の上から行けば、明らかに通商産業省の所管であります。もちろん金融に対します大蔵当局の一元化という精神もわれわれにはよくわかります。(中略)

——引用者) 本法を素読してみますと、通商産業大臣及びその貿易担当局等との間に——政令、命令等において何かほかにする手続があれば格別であります。一向に関連がないということは、プラント輸出にいたしましたとしても、輸出振興という建前から行きまして、どうも遺憾のように思います。<sup>(15)</sup> (衆議院大蔵委員会 宮幡靖委員)

(7) 銀行を通じる貸付申込み (第一八条関係)

この貸付関係は、一般の銀行を通じて輸出銀行に申し込むということになっておりますが、現在の金融状態を見ますと、新しい産業、日本の将来の経済のために非常に役立つ新しい科学事業でも発見して金融を申し込むと、市中銀行からは、お前のところは従来取引がなかったからといって断られております。(中略——引用者) 一般銀行を通じてやるということになると、おそらく自分の今までのお得意しか銀行は金を貸さぬ。見返り資金の中小資金が現にそうです。<sup>(16)</sup> (衆議院大蔵委員会 宮腰喜助委員)

このように法案条文上の少なからぬ点について質疑がなされたほか、当時問題となっていた原材料輸入・中共禁輸・プラント輸出見込み(輸出先と予定される東南アジアの情勢)など、「日本輸出銀行法」に関連する問題についても質疑がおこなわれた。法案条文上の問題点の多くは、ドッジ顧問あるいは司令部との折衝においても討議されたものであり、ドッジ顧問あるいは司令部側の強い意向で条文化されたものであった。それだけに同法案の委員会審議は奥歯にものがはさまった感が拭えないものがあつた。たとえば、日本輸出銀行法案の提出が遅れ、十分な審議日程がとれなかつたことについても、「政府も非常に焦慮して早くお出しになりたかつたけれども、関係方面との折衝などで遅れたとかいうようなことを、速記をとめてでも、一体どういう点が問題になつたか、なぜ政府が考えられるようにもつと早く運ばなかつたか、それを一つお聞かせ願いたいと思ひます。<sup>(17)</sup>」(参議院大蔵委員会 森下政一委員) という質問が出ると、速記が止められている。また、法案が会期末のために審議未了になることも許されず、「この輸出銀行が成立いたしませんと、それらの機能に欠けることになりはしないかどうかという問題でございます。関係方面との了解の



下にこの法案ができておるのでありますから、これが出ませんと他の代案というものは認めてくれないという情勢にございます。御承知の通り第八国会で輸出銀行法案が提出に至りませんでしたので、その代案といたしまして見返資金を使う市中銀行等の協調融資の方法による長期資金助成の構想ができたのであります。これは実際動いておりません。今度の場合に、この輸出銀行法ができません場合に、ではその代案を認めてくれるかということにつきましては、これは殆んど困難ではないかと考えます。<sup>(18)</sup>（参議院大蔵委員会 舟山正吉政府委員）という答弁がなされている。この「関係方面」は、いうまでもなく、司令部を指した言葉であった。当時においては「関係方面」＝司令部と日本政府との間の折衝過程が、事実上の立法過程であった。そこでは司令部側の意向が法案の細目にわたって反映されることになっており、日本政府側の意向はそれを十分に反映することは困難であった。国会では折衝結果の成文化されたものをいわば形式的に審議せざるを得ない制約を負わされていた。「日本輸出銀行法案」の国会における異常なスピード審議と無修正可決はかくしてなされたのであった。<sup>(19)</sup>

- (1) 大蔵省資料Z四〇九―二。
- (2) 同前。
- (3) 経済企画庁所蔵資料に、昭和二五年一月一五日のスタンプのある「日本輸出銀行法案（抜萃）」がある。一月一四日の草案とやや異なる点があるが、問題点のある条項については騰写版刷として各関係省庁へ配布されたことを示すものといえる。
- (4) 大蔵省資料Z二〇五―二七。
- (5) 大蔵省銀行局所蔵資料。
- (6) 日本輸出入銀行『十年のあゆみ』四五―五二ページ。
- (7) 宮下武平『国家資金』一六二―一六三ページ。宮下は輸銀の「政府からの相対的独立性の強さ」の指標のひとつとして、主務大臣の許認可事項がないことを挙げられ、財務諸表の作成公告、届出制もその一例とされている。

- (8) 大蔵省資料Z五二二―一七。以下、「日本輸出銀行法案」の審議日程はこの資料による。
- (9) 「渡辺武日誌」昭和二五年二月六日。
- (10) 「第九国会衆議院大蔵委員会議録」第二二二号、九―一〇ページ。
- (11) 同前、一一―一二ページ。
- (12) 「第九国会参議院大蔵委員会議録」第一二二号、二五―二六ページ。
- (13) 同前、一一―一二ページ。
- (14) 「衆議院大蔵委員会議録」第二二二号、二二―二三ページ。
- (15) 同前、一六―一七ページ。
- (16) 同前、一八―一九ページ。
- (17) 「参議院大蔵委員会議録」第一二二号、一一―一二ページ。
- (18) 同前。
- (19) 衆議院大蔵委員会では、自由党、民主党、日本社会党が賛成、日本共産党が反対のそれぞれ意見を述べたのち起立多数で原案通り可決、衆議院本会議では日本共産党の反対討論ののち賛成多数で委員長報告通り可決された。参議院大蔵委員会では民主党の賛成意見開陳があったのち、衆議院から送付の原案通り可決、参議院本会議では日本共産党の反対討論ののち、賛成多数で可決された。

#### 第四節 設立と初期の営業

「日本輸出銀行法」は、さきに述べたように、第九臨時国会の最終日である昭和二五年一月九日に可決・成立し、同月一五日に公布・施行された。しかし、日本輸出銀行が設立、さらに開業にいたるにはなお若干の手続きと日時が必要であった。

まず、「日本輸出銀行法」第六条により、登記のための政令を公布・施行する必要があったが、大蔵省では法成立後、直ちに「日本輸出銀行登記令案」の作成に着手、一月一日には同案を成文化し、<sup>(1)</sup>同月三日には閣議請議を起案、同月一六日に決裁されている。<sup>(2)</sup>

「日本輸出銀行法」附則により、大蔵大臣に設立委員を命じて設立事務を処理させることとなっていたが、一二月二五日に次の五名が任命された。<sup>(3)</sup>

河上弘一（元日本興業銀行総裁）

長沼弘毅（大蔵事務次官）

山本高行（通商産業事務次官）

舟山正吉（大蔵省銀行局長）

岡部邦生（通商産業省通商振興局長）

設立委員会は翌一月二六日、午後三時、大蔵大臣官邸で開催された。河上・長沼・山本・舟山の四委員（岡部委

員は石井由太郎通商産業省通商振興局長代理出席）のほか、大蔵省関係官として森永官房長、村上官房文書課長、銀行局総務課の橋口・太田・松下・堤の各事務官が、通商産業省関係官として川出通商振興局金融保険課長が、その他関係者として山際正道（元大蔵次官）が出席した。<sup>(4)</sup> 設立委員会では、河上弘一委員を委員長に互選で選出し、舟山委員より定款および設立日程予定を説明したのち、定款を異議なく原案通り承認した。次に日本輸出銀行資本金第一回払込の請求に関する件についての審議へ移った。この一件についても、若干の討議がおこなわれたのち、<sup>(5)</sup> 政府一般会計へ二五億円の第一回資本金払込を請求する原案を承認し、委員会の議事を終えた。

河上設立委員長は直ちに同日（昭和二五年一月二六日）、池田大蔵大臣に対し、日本輸出銀行の定款を届け出るとともに、第一回資本金払込の請求をおこなった。

昭和二五年一月二八日、大蔵省は一般会計より二五億円を出資し、大蔵大臣は日本輸出銀行総裁に河上弘一を、同行監事に牛場友彦（元内閣総理大臣秘書官）をそれぞれ任命した。河上総裁は、同行専務理事に山際正道を、同行理事に高橋一（元高崎金属工業株式会社社長）をそれぞれ任命し、ここに日本輸出銀行役員最初のメンバーが決定した。同日、設立登記をおこない、定款を制定し、日本輸出銀行が設立された。<sup>(6)</sup>

右の設立過程に並行して、大蔵省と通商産業省との間で、「日本輸出銀行法の運用に関する覚書」の交換のための交渉がすすめられていた。この覚書は、日本輸出銀行が大蔵省専管となったため、プラント輸出に關係ある通商産業省からの申入れで交換されることとなったものである。通商産業省では、「日本輸出銀行法」成立後の一月二二日に覚書案を起案・即日決定し、大蔵省側では同月一二日に覚書交換の大蔵決裁のための起案をおこなっている。しかし、この大蔵大臣の決裁は、同月二六日（日本輸出銀行設立委員会の開催された日）にようやくおこなわれ、覚書の交換と両省次官による調印は、日本輸出銀行設立日の一月二八日におこなわれた。覚書の内容は、次のようなものであ

った。<sup>(7)</sup>

日本輸出銀行法の運用に関する覚書（二五振第八三〇号）

- 一 大蔵大臣が日本輸出銀行に対し、貿易行政に關係ある許認可命令、指示、勸告等をなす場合には、あらかじめ通商産業大臣の意見を聴取し、これを尊重する。
  - 二 大蔵大臣が日本輸出銀行から徴する報告、届出等は、参考として通商産業大臣にもその写を廻付する。
  - 三 その他日本輸出銀行がその本来の機能を果たすように両省間で緊密に關係行政事務の連絡と意思の疎通を図る。
- 昭和二十五年十二月二十八日

大蔵事務次官 長 沼 弘 毅 團  
通商産業事務次官 山 本 高 行 團

さきに見たように、プラント輸出助成のための長期金融措置については、プラント輸出関連企業を所管している通商産業省は積極的であった。同省は司令部方面とも折衝して輸出金融在庫段階の構想に種々の発言をおこなっており、日本輸出銀行が大蔵省専管となるについても経緯があった。日本輸出銀行法案の衆議院大蔵委員会における質疑（二月八日）の席上、「実際の運営にあたりましては、通商産業省と大蔵省との連絡了解は、事務局間にできておる次第であります<sup>(8)</sup>」と舟山正吉政府委員が答弁していることが示すように、大蔵・通商産業両省間の折衝は「日本輸出銀行法」の議会提出前にもすすめられていたと考えられるが、覚書交換の正式調印までにはかなりの日時を要したのであった。覚書に盛り込むべく通商産業省側から提示された項目の中には、「了解事項」として「一、輸出銀行の役員には、通商貿易に關し学識経験ある者を加えること。二、設立委員には当省の推せんする通商貿易の経験者を加えること」の二項があり、この二項は両者間の打合せの結果、申合せ事項から除外されることとなったといわれている<sup>(9)</sup>。

この二項の件にみられるような問題が両省間で了解されるのに種々の調整が必要であり、覚書交換が遅れたものと考えられる。

「日本輸出銀行法」施行直後あたりには、昭和二五年度の同行事業計画が作成されていた<sup>(10)</sup>。これによると政府一般会計からは昭和二六年一—二月にかけて二五億円が、見返資金からは二—三月にかけて二五億円が出資されることとなっており、貸付業務は国内貸付けのみを二六年一月から年度末までに四五億円実行することとなっていた。しかし、見返資金からの出資は司令部の承認がなかなか得られなかった。閣議では見返資金の日本輸出銀行への出資を申請する件について二月一八日に決議し<sup>(11)</sup>、翌一九日には司令部に対し、「日本輸出銀行に対する見返資金の出資（昭和二十年度分二十五億円）」の申請をおこなった<sup>(12)</sup>。これに対して司令部は承認を与えるのに消極的であり、二月二六日の日本輸出銀行設立委員会において、「日本輸出銀行に対する一般会計からの政府出資二五億円は司令部から承認がききましたが、見返資金からの出資二五億円は対司令部関係の手續に若干手間どりあと一週間もすれば承認が来る予定であります。司令部では直ちに全額が必要であるというものでもないだろうと言っておりますが、全額を要求して<sup>(13)</sup>います」と舟山委員が説明する状況であった。日本政府側の要請にもかかわらず、司令部の出資許可は大幅に遅れ、年度末に近い昭和二六年三月二三日にいたってようやく許可が出され、同月三〇日にその出資が実行された<sup>(14)</sup>。このため、さきに見たような昭和二五年度事業計画は実行不能となった。

日本輸出銀行は、昭和二六年一月五日加藤寛一を、同月一〇日には石坂禄朗を、それぞれ理事に就任させ、一月三十一日に業務方法書を作成、翌二月一日から日本興業銀行本店三階の一部を借りて業務を開始した<sup>(15)</sup>。業務開始時の役員数は役員六名を含めて総員三一名という少数であった<sup>(16)</sup>。同じ二月一日、同行は長期輸出金融に対する各界の異なる意見を調整し、輸出増進へ意見を結集するために、關係官庁・金融機関・貿易商社・メーカーなど各界の学識経験者

からなる輸出金融懇談会を置き、その第一回会合を開いた。<sup>(17)</sup>

日本輸出銀行の貸付業務は、開業したのち直ちに開始されたものではなかった。同行の初代営業部長立明正は、「正直なところ、どのような融資の申込みがあるのか、さつぱり見当がつかなくかつたというのが実情でした。とりあえず手堅くやろうという程度の申合せで出発しました。とくに気をつかつた点としては、ドッジ書簡にもありますように、市中銀行で融資に応じうるようなものにまで本行が進出して、市中金融との間に競争を起さないようにしようということでした<sup>(18)</sup>」と回想している。さきにも見たように、昭和二四年度にはいつて以降、かなりのプラント輸出が成約し、「日本輸出銀行法案」審議中にも長期輸出金融の緊急措置を求める声もあったのに、<sup>(19)</sup>「二十六年二月から業務開始の運びとなつたのですが、発足当初はなにぶんにも本行職員も業者も市中銀行も色々な点で不慣れな面が目立ちまして、二月中旬頃からぼつぼつ出始めた融資申込みの内談も、なかなかまとまりませんでした<sup>(20)</sup>」という有様であった。ようやく、二月二十八日にいたり、アルゼンチン向けエスカバ水力発電所設備に対する融資承諾がおこなわれたが、これが融資第一号であった。<sup>(21)</sup>この発電設備のメーカーは日立製作所、輸出業者は日下部産業で、五〇万ドルで昭和二五月九月に成約をみており、昭和二六年三月までに三七万ドルの資金が必要と見込まれていたものであった。<sup>(22)</sup>これに対して、日下部産業を融資先として、七五〇〇万円の融資承諾をおこない、六九〇〇万円を融資したのが融資第一号であり、昭和二六年二月中に実施した融資はこれ一件のみであった。<sup>(23)</sup>

三月二十八日には、東日本重工の建造・輸出するパナマ向けタンカーに対し三億円の融資承諾をし、はじめて船舶輸出に対する融資を実行した。<sup>(24)</sup>昭和二五年度中には、合計九件一五億九一〇〇万円余の融資承諾をおこなったが、このうち一一億円余は、日本輸出銀行設立以前に市中銀行が昭和二五年八月、米軍発注(特需)の沖縄向け発電設備輸出に対し日銀斡旋で結成した市中銀行九行のシンジケート団によって融資(日本輸出銀行設立を見込んだつなぎ融資)してい

たものを、日本輸出銀行と市中銀行との協調融資に切り替えたものであった。<sup>(25)</sup>

昭和二六年八月三十一日には、初の手形割引(沖縄向け米軍土工事請負資金)を実施<sup>(26)</sup>、同年一〇月三十一日には東南アジア資源開発に係る初めての融資承諾(ポルトガル領ゴア向け鉱山用開発機械の輸出資金)を実施した。<sup>(27)</sup>このように昭和二六年度にはいつて、新しい形式の融資も開始し、昭和二六年度末までの貸出実行額(手形割引を含む)は九六億七〇〇〇万円に達した。これを輸出品目別にみると、船舶三五億円、繊維機械約二四億円、電気機械二三億円の順位で、これら三品目合計で八二億円余となり、当時の日本輸出銀行貸出実行額合計の八四・九%を占めていた。融資承認額のベースでいうと、船舶約五九億円、電気機械二四億円弱、繊維機械二三億円余、この三品目合計で約一〇六億円で、当時の日本輸出銀行融資承認額合計一一八億円の約九割を占め、なかでも船舶だけで約五割を占めていた。<sup>(28)</sup>プラント輸出金融といつても、船舶輸出向けの金融が約半分を占めていたが、この傾向はその後もつづいており、<sup>(29)</sup>日本輸出(入)銀行の特徴がこの時期にすでにあらわれたのであった。

開業から講和条約発効までの時期を含む昭和二五―二七年度の日本輸出(入)銀行の融資の特徴点をみると、まず、融資承諾率(融資対象契約額に対する融資承諾額の百分比)は、昭和二五年度五二・三%、昭和二六年度三七・五%、昭和二七年度四八・七%と、さほど高率ではなく、輸銀融資がかなりきびしく選定されていたことが知られるほか、昭和二七年度には回収額もかなりの額にのぼっていることが注目される。<sup>(30)</sup>融資の品目別では、船舶金融の比重の大きいことが特徴的であり、地域別では東アジアおよび東南アジア向け融資の比重が期待されたほどは高くなく、むしろ船舶輸出先を含む中南米が予想外に比重が大きいたことが注目される。貸付期間についてみると、長期輸出金融といつてもこの段階では平均貸付期間は一四―一五カ月にすぎず、むしろ中期金融の中でも短いものが主であった。<sup>(31)</sup>

昭和二六年二月一日の開業から講和条約発効にいたる間の日本輸出(入)銀行の業績は、資金的に借入金認めら



れていなかったこともあって、必ずしも十分な発展をみせたわけではなかったが、当時は船舶輸出の面でようやくわが国の重化学工業品の輸出が発展の糸口をみせはじめた段階でもあり、本格的なプラント輸出や直接投資をなしうるだけの重化学工業の国際競争力が確立していなかったことを反映するものでもあった。しかし、プラント類輸出を促進する政府金融機関としての役割を、種々の法的制約の下で果たしえたと考えることができるであろう。<sup>(32)</sup>

- (1) 大蔵省資料Z二〇五―二九。
- (2) 大蔵省銀行局所蔵資料による。
- (3) 同前。日本輸出入銀行『十年のあゆみ』二一ページには、「日本輸出入銀行法の公布施行と同じ十二月一日、設立委員五名の任命が行われ、翌一六日には設立委員会が開催されて定款の審議が行われた」とあるが、大蔵省銀行局所蔵資料の日付による。
- (4) 「日本輸出入銀行設立委員会議事録」(同前)。
- (5) 日本輸出入銀行資本金の第一回払込み請求に関する討議の中心は、見返資金からの出資分二五億円についての司令部の承認が遅れたために昭和二五年度出資予定の資本金五〇億円が一部の払込みのみで設立することとなる点にかかわっていた。通商産業省側の石井事務官(岡部委員代理)より、「五十億円の払込みは同時にしなければならぬのではないか」、「払込請求に対して政府が一般の払込をすれば銀行は成立するのであるから、二十六年度分の出資を含めて全額払込の請求をすることは出来ないか」などの質問がなされている。結論は、分割払込みも可能であり、昭和二五年度分の政府一般会計出資分二五億円を日本輸出入銀行を設立すべく、その額の請求をすることに決定した(前掲「日本輸出入銀行設立委員会議事録」)。
- (6) 設立に関する資料は、大蔵省銀行局所蔵資料による。
- (7) 同前。
- (8) 「第九回国会衆議院大蔵委員会議事録」第二二号、一七―一八ページ。
- (9) 大蔵省銀行局資料。
- (10) 同前。
- (11) 内閣参事官室調べの閣議決定の件名目録による。

- (12) 大蔵省理財局見返資金課『見返資金の記録』二一五―二一六ページ。
- (13) 「日本輸出入銀行設立委員会議事録」(大蔵省銀行局資料)。
- (14) 前掲『見返資金の記録』二一五―二一六ページ。
- (15) 山際正道初代専務理事の回想によると、予定を一カ月も繰り上げる無理をして二月一日開業にこぎつけたという(日本輸出入銀行『十年のあゆみ』一三八―一三九ページ)。
- (16) 日本輸出入銀行『十年のあゆみ』二二―二三ページ。このような少数人数の機構で発足したことについて、竹内泰次の次のような回想がある。「機構はほとんどドッジ書簡にもられた構想そのままが発足したといえましょう。氏の構想は、総裁に大きい権限を与えると同時に、事務機構はできるだけ簡素なものとし、本行の運営を機動的に行なうよう配慮されていました。そのため営業部、審査部のほかは総務部、秘書室を設けただけで、わが国の企業が通常設ける経理部はつくらず総務部のうちの一つの課とし、営業・審査などの部門にしても、市中銀行に業務の多くを委託すればよいというドッジ氏やGHQなどの意向を反映して、人数も少くし課なども設けませんでした。」(前掲『十年のあゆみ』一六〇―一六一ページ)。
- (17) 前掲『十年のあゆみ』二五―二六ページ。なお、当初の輸出金融懇談会のメンバーは次のとおりであった。長沼弘毅(大蔵次官)、舟山正吉(銀行局長)、伊原隆(理財局長)、山本高行(通商産業次官)、岡部邦生(通商振興局長)、玉置敬三(通商機械局長)、弘中協(日本機械貿易株式会社社長)、駒村資正(江商株式会社社長)、倉田主税(株式会社日立製造所社長)、藤井深造(中日本重工業株式会社社長)、井上敏夫(日本銀行理事)、迫静二(東京銀行協会会長)、寺尾威夫(大和銀行頭取)、以上一三名(日本輸出入銀行『二十年の歩み』一七一―一八二ページ)。
- (18) 前掲『十年のあゆみ』一六五―一六六ページ。
- (19) 長期輸出金融の緊急性を説き、輸出銀行開業に至るまでの臨時措置を求めようとしたものに、昭和二五年二月七日の次官会議に通商産業省より提出された次のような文書がある。もっとも、この文書は決定にいたらなかった(大蔵省資料Z二〇五―二八)。

日本輸出入銀行の業務開始以前の長期輸出金融の臨時措置に関する件(閣議了解案)

日本輸出入銀行の設立によつて、プラント輸出の最大の障害であった金融問題は、解決される見込であるが、同行の業務開始までにはなお相当の時日を要すると思われる。然るに現在緊急の必要に迫られている長期輸出資金は二十億に上るが、これについては、本来市中銀行の融資に期待すること困難であるのみならず輸出銀行の設立を見越して市中の貸出し



は益々消極的となつてゐる。

従つて輸出銀行の業務開始までのつなぎ資金の供給については何等特別の施策がないわけであるが、このまま放置すれば、プラント輸出契約の成立及び履行に大きな支障を与えるおそれがある。

よつて右のようなつなぎ資金の融資について左の政府の方針を明らかにし、市中銀行の不安を緩和して輸出銀行の業務開始以前の金融の梗塞を打開することとする。

記

日本輸出銀行の業務開始以前に市中銀行が日本輸出銀行の行方長期輸出資金の貸出に相当すると認められる融資を行つた場合において、政府は日本輸出銀行に対してその業務開始後融資金額の全部又は一部を承継して融資するよう極力斡旋すること。

(20) 竹内泰次の回想談(前掲『十年のあゆみ』一六八ページ)。

(21) 前掲『十年のあゆみ』三一、一五三、一六八、二五五ページ。

(22) 大蔵省資料Z四〇九一二。

(23) 大蔵省資料Z六〇三一八二。この資料には、開業後六カ月間の融資状況を示す統計を含んでいる。

なお、融資第一号の発電設備のメーカーであった日立製作所社長倉田主税は、「融資第一号は、アルゼンチン向エスカバ水力発電所設備に対する貸付であります。当時輸銀スタッフについては、機械製造に理解ある人をと、設立当初よりわれわれとして強く要望しましたが、これは実現せず、事務面において、当時、融資の実行までに三カ月もかかったのであります」と回想している(前掲『十年のあゆみ』一五三ページ)。

(24) 前掲『十年のあゆみ』二五五ページ、および大蔵省資料Z六〇三一八二。

(25) 前掲『十年のあゆみ』三一ページ。

(26) 前掲『十年のあゆみ』二五五ページ。なお、これについて、立明正輸銀営業部長(当時)は「そのすべてについて手形割引の形式を採用したのは、日本側の受注者である建設工事請負会社の数が非常に多く、その信用もなかなかむずかしくかつた上に、米軍の支払いが工事出来高払いだったので融資上面倒な問題があり、その点をカバーするためには、市中銀行の従来からの取引経験を活用して、一度市中金融のスクリーンを通しておくのが最も好ましいと考えたからです。」と回想している(前掲『十年のあゆみ』一六八ページ)。

(27) 前掲『十年のあゆみ』二五七ページ。このゴア鉄鉱山開発に対する融資について、立明正輸銀営業部長(当時)は「この場合、わが国から無為替で鉱山開発機械を輸出し、同時に技術援助も行なつて、それによって開発された鉄鉱石を三年間に一五〇万トン輸入し、その輸入価格を値引きすることで輸出代金を決済するというやり方がとられたのですが、本行は開発機械の輸出に融資しました。本行の内部では、このような資源開発方式を「ゴア方式」と呼んでいますが、この方式は戦後東南アジア諸国の現地資本が国外に逃避する傾向にあつたため、わが国の機械輸出および鉱石輸入を通じて現地資本を開発投資に誘引し、国内の資本形成に役立たせようというGHQの構想を具体化したものともいわれています。」(前掲『十年のあゆみ』一六四ページ)と回想している。なお、同書一六九ページも参照のこと。

(28) 前掲『見返資金の記録』一七ページの統計による。

(29) 日本輸出入銀行『二十年の歩み』三五八―五九ページ所載の資金収支実績によると、輸入金融・投資・直接借入を開始したのちも、昭和四五年までの数値では、貸付金中に占める船舶輸出金融の比重は四〇%台で首位を占めている。

(30) 昭和二五年度より二七年度にいたる日本輸出(入)銀行融資に関する統計は、前掲『十年のあゆみ』一八四―八八ページに掲載されている。

(31) 前掲『十年のあゆみ』一九六―九七ページ所載の「融資期間別融資承諾実績」によると、平均融資期間は、二八年度三二・四カ月、二九年度四〇・四カ月、三〇年度四八・一カ月、三一年度二五・二カ月、三二年度五〇・九カ月、三三年度四六・四カ月、三四年度八八・一カ月、三五年度九一・七カ月と推移しており、昭和三〇年代に入ってから長期化の傾向が著しい。平均一年半にも満たないのは草創期の三カ年度のみである。

(32) 日本輸出入銀行自身は昭和二五―二七年度の融資状況について、「この時期においては、輸出は概して振わなかったが、なかでもプラントの輸出は、その価格が国際価格に比して著しく割高であつた上に、品質についても海外の信頼をうるに至つていなかったことも災いされ、二五―二七年度間を通じ総輸出額の五%前後にとどまっていた。この間、本行に対して一六〇億円の追加出資が行なわれ、二七年度末の本行資本金は二一〇億円となつたのであるが、プラント輸出の不振を反映して融資活動はさほど活発でなく、同年末における貸付残高は五六億円にすぎなかった」(前掲『十年のあゆみ』三〇―三一ページ)と書いてある。

なお、初期の融資の性格と機能については、「初期の本行金融は、現金払の輸出に対する前貸金融であつて、輸出に必要な生産・集荷資金を供給する国内金融にとどまり、延払金融のように輸出の拡大を直接導き出すような効果をもつものでは

かった。本行の前貸金融の貸付利率は、他の国内金利にくらべて低水準にあつたが、これはプラント輸出の生産コストを助成する役割を果たしていた。(なお、本行の輸出前貸金融は、プラント製品の性格上生産資金のウェイトが高いために、「生産金融」と通称されている)と述べている(前掲『十年のあゆみ』四九ページ)。

### 第五節 昭和二七年四月一日の法改正

日本輸出銀行はその成立事情により、特異な政府金融機関として発足した。業務の面では融資対象をプラント輸出(船舶輸出を含む)に限定され、長期の輸入金融および短期の輸出金融は対象外とされた。また、プラント類輸出に必要な国内に対する信用供与に中心を置き、外国政府や外国業者に対する信用供与は例外的とされていた。信用を供与する場合はいずれも市中銀行からの申出によることとし、輸出銀行の主体的な活動(直接融資や融資の主導性をとること)は禁ぜられており、あくまでも市中銀行融資の補完として協調融資または手形再割引の形式をとることとなっていた。さらに、復興金融金庫の轍を踏まぬように債券発行はもちろん、外国からの借入れを含めて一切の借入金をすることを禁ぜられていた。

金融機関の性格としても、明治期に設立された半官半民の特殊銀行と異なり、全額政府出資であつた。しかし、戦前の特殊銀行には大蔵省の銀行監督官が派遣され、国の手厚い保護(債券発行、政府出資、補助金交付など)が加えられていたのに対し、日本輸出銀行の場合は出資こそ政府からおこなわれるものの、政府の細目にわたる監督・統制はおこなわれないことになつていた。むしろ、総裁に大幅の権限を与え、金融機関としての自立性をもたせようとしたのであり、「公庫」および「金庫」と異なる性格のものとなされた。

日本輸出銀行のこのような特異な性格は、ドッジおよび司令部の意向によつて生まれたものであり、ワシントン輸出入銀行をモデルとしたといわれながらも、業務面で輸入金融を禁止され、借入金や債券発行を禁止されていて、ワ

シントン輸出入銀行に比較すれば業務上の制約が多かった。昭和二五年五月、池田蔵相が渡米し、ドッジに対し輸出銀行設立の交渉を開始する以前から日本政府のもっていた構想は長期輸入金融も業務とし、債券発行もなしうるものとしての輸出入銀行であり、ドッジおよび司令部との折衝においてもこの構想が再三日本政府側から持ち出されたことはさきにみたとおりである(第二節)。したがって、昭和二五年一月一日に公布・施行された「日本輸出入銀行法」による業務のみでは不十分であるという考えを日本政府および日本財界は根強く持っていた。このため、昭和二六年度に入って間もなく、「日本輸出入銀行法」の改正問題が大蔵省内で討議されはじめた。<sup>(1)</sup>

昭和二六年四月九日に作成された「今後の財政経済施策の問題点」<sup>(2)</sup>は、金融における「資金の質的規制」のために、日本輸出入銀行を「輸出入銀行」と改めるべく、「特定の輸入業務を兼営し、必要に応じて外貨の借入を行うという法律改正を行うものとする」方針を明らかにしている。同文書は日本輸出入銀行のみでなく、日本開発銀行など他の政府金融機関をはじめ、中央銀行制度、為替金融制度、普通銀行制度、特殊金融制度(相互銀行・信用金庫・農林中央金庫・商工組合中央金庫など)にいたる全般的な金融制度の改革の必要性をも指摘しており、おりしも日程にのぼってきた講和条約の締結、日本経済の自立化に対応する財政経済施策の一端を示すものであった。

銀行局では、「輸出入銀行法案」(日本輸出入銀行法改正案)の問題を四月二五日の省議へ提出した。省議では、債務保証を輸銀の業務に加えることは具体的要件があまり充分でない点もあり一応見合わせる、単に輸入金融を業務に加えることにとどめる、外貨資金の借入れについてはさらに検討し日本輸出入銀行と日本開発銀行との業務の分野区分が本来の設置の目的に照らしあまり不明確にならないように調整を加えること、などが討議された。<sup>(3)</sup>

さらに、五月八日の省議に再び銀行局より「日本輸出入銀行法」の改正について議題が提出され、輸入業務のほか債務保証業務を加えること、貸付期限を最短三月最長五年以内とすること、外貨資金の借入れを認めることは問題があ

ること、同法改正について大臣の意見を仰ぐこと、などが討議された。<sup>(4)</sup>この省議の段階で、「日本輸出入銀行法」の改正に関する法律案要綱は、ほぼ省内で固まってきたと思われる。

翌五月九日、「日本輸出入銀行法」の一部を改正する法律案要綱を次官会議に提出するための稟議が起案され、同月一二日に決裁済みとなった。「要綱」は次のようなものであった。<sup>(5)</sup>(かっこ内はペン書きで挿入された部分——引用者)。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案要綱(二六・五・九)

- 一、題名を日本輸出入銀行法に改める。
- 二、役員に関する規定中「専務理事」を「副総裁」に改め、副総裁は、内閣総理大臣の任命とする。
- 三、日本輸出入銀行は、輸出金融業務の外、左の業務を行う。
  - (一) 本邦からの輸出の促進又は本邦の緊要物資の生産の増加を図るため必要な原料、材料その他の物資(設備等を含む。以下「物資等」という。)又は技術の外国からの輸入又は受入を促進するため、本邦輸入業者又は本邦製造業者に対して資金を貸し付け、又は銀行に対してこれらの者のために手形の割引をすること。但し、資金の貸付をする場合には、銀行が日本輸出入銀行とともにその資金の貸付を受けようとする者に対して資金を融通する場合であつて、その者が銀行を通じて当該貸付の申込をするときに限る。
  - (二) 設備等の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦人又は本邦法人からの技術の提供又は物資等若しくは技術の外国からの輸入若しくは受入を促進する目的をもつてする外国の銀行その他の金融機関からの借入金に係る債務を保証すること。
- 四、保証に係る債務の現在額は、自己資金の額(資本金及び備準金の合計額をいう。)及び借入金額の合計額から貸付金及び割引に係る手形の現在額を控除した残額をこえることとなつてはならない。

- 五、輸出の促進のための資金の貸付の償還期限及び手形の支払期限を三月超に改め、(輸入の促進のための資金の貸付の償還期限及び手形の支払期限を三月超とする。)

六、日本輸出入銀行は、資金の借入をすることができる。

七、その他所要の整理規定を設ける。

五月一日には、「日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案」の閣議請議案が作られた。法律案は次のようなものであった。<sup>(6)</sup>

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

日本輸出入銀行法

本法の規定中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

第一条中「輸出貿易」を「輸出入貿易」に、「輸出金融」を「輸出入金融」に改める。

第十条中「専務理事」を「副総裁」に改める。

第十一条第二項を次のように改め、これを同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条第三項の次に次の一項を加える。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、日本輸出入銀行を代表し、総裁を補佐して日本輸出入銀行の事務を掌理し、総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、日本輸出入銀行を代表し、総裁及び副総裁を補佐して日本輸出入銀行の事務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときには総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときには総裁の職務を行う。

4 監事は、日本輸出入銀行の業務を監査する。

第十二条第一項中「総裁及び監事」を「総裁、副総裁及び監事」に改め、同条第二項中「専務理事及び」を削る。

第十三条第一項から第三項まで、第十四条及び第十五条中「専務理事」を「副総裁」に改める。

第十八条第一項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 本邦からの輸出の促進又は本邦の緊要物資の生産の増加を図るため必要な原料、材料その他の物資（設備等を含む。以下「物資等」という。）又は技術の外国からの輸入又は受入を促進するため、本邦輸入業者又は本邦製造業者に対して資金を貸し付け、又は銀行に対してこれらの者のために手形の割引をすること。但し、資金の貸付をする場合には、銀行が日本輸出入銀行とともにその資産の貸付を受けようとする者に対して資金を融通する場合であつて、その者が銀行を通じて当該貸付の申込をするときに限る。

第十八条第二項中「第三号」を「第四号」に改め「又は輸入（これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む。）」を「若しくは輸入（これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む。）」又は外国からの物資等の輸入（技術の受入を含む。）」に改める。

第十九条第一項中「第三号」を「第四号」に改める。

第二十条第二項中「償還期限が」の次に「三月をこえ六月以内のもの若しくは」を、「支払期限が」の次に「三月をこえ六月以内の手形若しくは」を加える。

第二十四条中「輸出金融」を「輸出入金融」に改める。

第四十三条第一項中「総裁及び監事」を「総裁、副総裁及び監事」に改め、同条第二項中「専務理事及び」及び「専務理事又は」を削る。

第四十七条中「第八条」を「第七条」に改める。

附則

1. 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に、「日本輸出入銀行法」を「日本輸出入銀行法」に改め、同条十八号中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

2. 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。



## 3. 大蔵省設置法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号中「日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

ところで、この閣議請議案は決済を見ていないし、当時の「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録」にも見当たらない。ということは、この段階では「日本輸出入銀行法」の改正は、閣議に正式には付議されなかったということの意味するように思われる。法改正の具体案が大蔵省でまとめられながら、このように実現しなかったのは、司令部側で輸入金融業務の追加を認めないという意見があったからであろう。五月一七日、マーケットと池田蔵相との会見がおこなわれたが、その席上、リードは輸出銀行を輸出入銀行に改める必要はない、現在でもむしろ「過度の輸入金融」(excessive import financing)の傾向がある、という発言をしている。<sup>(7)</sup>「日本輸出入銀行法」改正に関する司令部との交渉は、主として鈴木源吾副財務官によっておこなわれていたが、五月二二日にいたっても進捗はみられず、日本側は要求を限定して発注後引渡しまでに時間を要するものについてだけでも輸入金融を認めてほしいと交渉したが、うまくいっていない。マーケットは、日本の物価が朝鮮戦争勃発後急上昇しており、日本側がインフレ抑制に手を打たぬ限りは日本側に自由裁量はやらせぬ、九原則は生きているのだ、という趣旨の発言をして、輸入金融の追加に反対したといわれる。<sup>(8)</sup>このような状態では、日本輸出入銀行法の改正が実現する見通しはなく、第一〇国会への法案提出はもろんのこと、閣議への付議すら見送らざるを得なくなったのであった。

しかし、客観情勢は「日本輸出入銀行法」改正を促す方向へ動きつつあった。ワシントンへ日米経済協力に関する司令部使節団主席として行っていたマーケットは、帰日後の五月一六日、日本経済の自立促進、日本のインフレ抑制、日米経済協力、東南アジア開発への日本の協力などを求める声明を発表した。<sup>(9)</sup>日本政府はこのマーケット声明に対処するため、ただちに大蔵省・通商産業省・経済安定本部をはじめ関係省庁において今後の経済施策の練直しを開始

し、大蔵省銀行局では五月二一日に「今後の金融政策の大綱」<sup>(10)</sup>をまとめたが、そのなかに、日本輸出入銀行の日本輸出入銀行への改組および外資受入れ機関化がうたわれており、さらに、六月一二日にまとめられた「今後の重要経済施策要綱」<sup>(11)</sup>でも輸入確保策の(6)として、「日本輸出入銀行を日本輸出入銀行に改組し、特殊の輸出入金融を担当する機関として今後これを育成する。」とされた。これらの経済政策要綱の細部の交渉は、司令部との間で必ずしも煮詰まらなかった。「輸出銀行法」改正問題もそのひとつであった。

昭和二六年七月二一日、日本輸出入銀行の河上弘一総裁は、デトロイト銀行のドッジ頭取宛に「書簡」<sup>(12)</sup>を送り、そのなかで輸出金融に対する制限緩和と、輸銀に対する輸入金融・債務保証および外資借入の許可が望ましいと要望を述べた。「書簡」には「日本輸出入銀行法の修正提案」(Suggested Revision of the Export Bank of Japan Law)および「日本輸出入銀行にとって着手予定の輸入金融」(Import Finance as it may be Undertaken Export Bank of Japan)と題する文書が添付されていた。<sup>(13)</sup>

「日本輸出入銀行法の修正提案」は次のような諸点を含んでいた。

- (1) 輸出金融の対象品目の制限廃止(一般輸出品も輸銀融資対象とする)
- (2) 輸銀の単独融資の実施(市銀の協調融資のみに限定する制限を廃止)
- (3) 融資期間の拡張(三カ月以上の融資も実施できるようにする)
- (4) 外国企業への外貨による融資(円による金融のみでは、開発計画地点での物資および労務の調達や第三国からの機械輸入に対して対処できない)

さらに右の四点のほかに、輸入金融に関連して、次の四点をも提案している。

- (1) 輸入金融業務(輸出に不可欠な原料および機械の輸入に対する金融。発注から引渡しの間を融資期間を限定)



- (2) 外貨の借入れ（ワシントン輸出入銀行など外国金融機関より外貨を借り入れる）
  - (3) 債務保証（日本の輸出入業者が外国金融機関より借り入れた債務に保証を与える）
  - (4) 外国為替業務（前記、輸入金融などに進出するとすれば、外国為替業務が認可されるのが望ましい）
- ドッジは、右の八点の修正提案に対して、すべて疑問符をつけている。

「日本輸出銀行によって着手予定の輸入金融」は、輸銀が着手する予定の輸入金融の内容を説明した文章であって、朝鮮戦争によって原料入手難となり、原料輸入価格も急騰したので、東南アジア方面に新しい原料供給源を求めねばならず、その資源開発のためには輸入金融が必要となるという趣旨を述べたのち、現行の日銀の輸入手形再割引では市銀のオーバー・ローンの結果しているが輸銀が長期輸入金融をやれば市銀のオーバー・ローン抑制にも間接的に役立つとし、差し当たり輸銀に求められる輸入金融額は二八億四五〇〇万円と推定している。そして、輸入金融の条件は国内企業への輸出金融の条件と同一にならうとして、次の諸項目を掲げている（訳文引用者）。

- (a) 形式——国内輸入業者あるいは輸入原料の使用者に対する円クレジット。外貨資金が必要ならばそれら業者自身によって申請される。
- (b) 融資期限——通常六カ月以上、三カ年未満。特別な場合、五カ年。
- (c) 利率——年七・五％（輸出金融と同一）
- (d) 返済——輸入原料が日本に引渡されたとき一部代金を分割で返済。例えば鉄鉱石の場合、一トンにつき一ドルという方法がもつとも受け入れられる形式であろう。
- (e) 他の諸条件——輸入前貸しで輸入された物資の用途が間違いなく輸出拡大に貢献するように、日本輸出銀行にそれら物資を検査し、用途を特定する権限を与える特別の処置をとる。

この融資条件はドッジの同意を得やすいように考慮されたものと思われるが、ドッジは欄外に「基本的問題は輸入の統制および国内消費と輸出のための生産との間の原料の配分だ」と書き込み、さらに「どうやって輸出のための輸入を制限するか？」とか「原料使用をどう統制するか」などと書いており、この輸入金融方式に疑問を投げかけている。

七月二六日、ドッジは河上輸銀総裁宛に返事の書簡を出したが、<sup>(14)</sup>そのなかで河上総裁の提案に反対し、「この段階では二重機能には反対である」と書いている。反対の理由は、日本としては商品輸出に可能な限りの努力をなすべきであって、輸出なくしては日本経済の将来はないという点にあった。ドッジはこの段階では、特別な輸入金融は不要で、輸入は日本の輸出した代金でやればよいという考えであった。このようにして、七月二一日付の河上輸銀総裁のドッジ宛書簡に盛られた提案もドッジによって直ちに拒否されてしまった。<sup>(15)</sup>

このように、「日本輸出銀行法」改正についての大蔵省・司令部間の交渉も、河上書簡によるドッジの承認取付けも、アメリカ側の強固な反対によって実を結ばず、八月を迎えることとなったが、他方では九月にサンフランシスコで開催される対日講和会議の準備が進められていた。池田蔵相は日本全権団の一員として渡米することとなっており、この渡米において日本経済の現状説明と財政・金融に関する諸方針の説明をドッジになすべく、資料が調製された。「日本輸出銀行法」改正に関する資料も大蔵省銀行局によって作成され、池田蔵相渡米携行資料に加えられた。「日本輸出銀行の現状」<sup>(16)</sup>と題するその資料は、昭和二六年八月一三日の日付をもっているが、内容は設立・資本金・事務所・役員・融資状況・今後の見通しと問題点の六項よりなっている。このうち「今後の見通しと問題点」の(三)として、「日本輸出銀行法」の改正が挙げられている。その全文は次のとおりである。

（前略——引用者）

(三) 日本輸出銀行法の改正

日本輸出入銀行を日本輸出入銀行に改組して、特殊の輸入金融業務、債務保証業務等を取り扱わせようとする案がある。その内容は、次のとおりである。

(1) 輸入金融業務

本邦からの輸出の増加若しくは本邦における重要物資の生産の増加を図るために必要な原料、材料その他の物資及び設備（船舶及び車りようを含む。）（以下「物資等」という。）の外国からの輸入又は当該輸出若しくは生産の増加を図るために必要な外国人若しくは外国人からの技術の受入が確実且つ適時に行われることを促進するため、本邦輸入業者、本邦製造業者若しくは本邦海上運送事業者に対して資金を貸し付け、又は銀行に対してこれらの者のためにする手形の割引をすること。但し、資金の貸付については、銀行が日本輸出入銀行とともにその資金の貸付を受けようとする者に対して資金を融通する場合であつて、その者が銀行を通じて当該貸付の申込をするときに限る。

しかも、右の資金の貸付又は手形の割引は、当該貸付金又は当該手形の割引を受けた銀行がその手形について融通した資金に係る外国からの物資等の輸入が本邦において思惑、投機その他不健全な目的のために行はれると認められない場合で、且つ、当該外国からの物資等の輸入の契約に基きその対価の一部の前払が行われる場合であつて、当該前払を受ける者の信用状態が良好であり、且つ、当該前払に関する債務の履行が確実であると認められるときに限り、行うことができる。

(2) 債務保証業務

輸出銀行の業務の範囲と概ね合致する限度において債務保証業務を行わせる。  
すなわち

設備等の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供又は物資等の外国からの輸入及び外国法人若しくは外国人からの技術の受入を促進するため、本邦輸出入業者、本邦製造業者又は本邦海上運送事業者が外国の金融機関からする借入金に係る債務を保証をすること。

なお、保証に係る債務の現在額は、資本金及び準備金の合計額をこえることとなつてはならない。

以上の措置をおこなうため、法律の改正をおこなう際にあわせて以下のような措置を行う。

(3) 輸出業務の融資期間の拡大

設備等の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人又は本邦法人からの技術の提供を促進するための資金の貸付又は手形の割引の期間は、六月超を三月超に改める。

(4) 外貨資金の借入

(イ) 日本輸出入銀行は、その業務の財源に充てるため、外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができる。

(ロ) その借入の限度は、資本金及び準備金の合計額の二倍とする。

(5) 国庫納付金制度の創設

損失補てんのための準備金を積み立て残額を国庫に納付する。これに伴い日本輸出入銀行を非課税法人にすることを考慮中である。

この「日本輸出入銀行の現状」においては、五月一日の閣議議案添付の法律案で削られていた債務保証業務および借入金<sup>(17)</sup>が復活し、借入金は外貨に限り、借入限度は自己資本の二倍とし、新たに国庫納付金制度を採用する点で異なっている。おそらく、講和条約調印を目前に控えているということもあって、ドッジに忌憚のない日本側の輸銀法改正に関する要望の所在を知らせようとしたのではないかと思われる。

池田蔵相は講和会議に出席する前に、デトロイトにドッジを訪問し、九月三日および九月四日の両日、渡辺財務官および宮沢秘書官を帯同して会談した。この両日の会談での問題は講和条約に関連した賠償・ガリオア処理のほか、予算と財政方針・朝鮮戦争によるインフレとその対策・外貨導入などであり、「日本輸出入銀行法」改正についてはドッジのメモによる限り話題になつていない。<sup>(18)</sup>ドッジは池田蔵相のほか、全権団に加わっていた一万田尚登日本銀行総

裁のグループとも別に会談しており、講和条約締結に関連した日本の財政・金融の現状と今後の政策について日本側の説明を聞くとともに、それにコメントを加えるのに多忙であった。このため、細かい個別の問題について意見交換をおこなう時間的余裕がなかったと思われる。輸銀法改正問題がドッジと話し合われるのは十一月になる。

昭和二六年一〇月二八日、ドッジはマッカーサーの財政顧問として四度目の来日をした。来日の目的は米穀統制撤廃問題・二六年度補正予算・二七年度予算・アメリカの対日借款問題・日本の金融情勢の検討・輸銀および開銀の改善などの諸条件につき、大蔵省・通商産業省・農林省・経済安定本部など関係各省庁、および日本銀行・日本輸出入銀行・日本開発銀行の幹部と会談し、問題の解決をもたらすことにあった。

「日本輸出銀行法」改正問題も、ドッジの第四次調査団が検討すべき問題のひとつであった。大蔵省銀行局では、ドッジに提出するための資料「日本輸出銀行の現状および今後の予想」をドッジ来日に先立って一〇月に作成した。これは、さきに池田大蔵大臣が講和全権団メンバーとして渡米した際、携行した資料とほぼ同じで、日本輸出銀行の融資状況の数值が二六年九月までの分を追加し、昭和二七年度の業務見通しを修正した位のものであり、「日本輸出銀行法」改正についても若干の字句の変更はみられるが、内容上の変更はおこなっていない。大蔵省としては、さきの池田大蔵大臣渡米の際と同一の案をもって、ドッジに説明し、交渉する方針でいたと考えられる。

大蔵省銀行局のこのような準備とは別個に司令部においても「日本輸出銀行法」改正に関する検討がおこなわれており、ドッジに提出する意見がとりまとめられつつあった。さきに河上輸銀総裁がドッジ宛に輸銀法改正について、書簡と二種の添付書類を送り、ドッジから輸入金融業務を認めることができないという趣旨の返書が出されたことについて述べたが、ドッジは河上書簡および添付書類のコピーを五部作成し、リード博士に送付していた。<sup>(20)</sup> おそらく、そのコピーの少なくとも一部は司令部の経済科学局へ回送されていたと思われる。ドッジ来日後間もなくの一二月一

日、経済科学局の貿易・役務 Trade and Service 担当ディレクターのヘイル R. W. Hale より、ドッジ宛に輸出銀行についてのメモが提出されているが、このメモは河上書簡に添付されていた「輸出銀行法の修正提案」に対するヘイルのコメントであった。<sup>(21)</sup> このメモは、輸銀法改正の提案に関し七点をとりあげてコメントしている。それはおおむね次のような内容のものであった。

(1) 輸入金融について——輸入金融によって輸出が増加する範囲内で、輸銀に付随的業務として輸入金融業務をおこなわせるのは合理的のように思われる。法律は貸付金を次のような場合に制限できよう。つまり、輸入原料が国内消費向け生産に実際に使用されることが証明されるときは銀行が貸付金返済の要求をなしうるように法律に規定し、輸入業者が銀行（輸銀）に対して輸入品の用途を輸出向け生産に限定するという直接の保証（契約的義務）をなすような貸付金である。

(2) 外国為替貸付について——輸銀業務を円貨金融および円貨貸付のみに制限することが賢明のように思われる。円貨貸付を受けた輸入業者は通常の手続きで外貨割当を請求できる。輸銀を外国為替を使用できる機関とするとは、すでに厄介なものになっている大蔵省と外国為替管理委員会との関係を複雑にするだろう。

(3) 増資について——原料輸入金融が認められれば、政府の合理的能力の範囲内で輸銀の資本金を増加することは必要かつ望ましいように思われる。

(4) 全輸出に対する金融について——輸銀の輸出金融対象のある程度の拡大は望ましい。しかし、輸銀（河上総裁など）の輸出品「一般」に拡大するという提案は、合理的な限界をこえてリスクを増大させるだろう。勧告さるべき融資対象拡大の限定は、慎重な検討を要するであろうし、完全な国産品（食糧を除く）、そして日本がもっとも大きい付加価値を有する工業品に向けられるべきであろう。

- (5) 市中銀行との協調融資の除外について——これは事実上輸銀を市中銀行と競争させることになるであろうから、輸銀設立の基本政策を犯すことになる。
- (6) 融資期限の拡大について——現行の六カ月を最短とするものよりも、むしろ三カ月以上の期限の融資とする改正を認めるのが合理的と思われる。
- (7) 外貨の借入れについて——輸銀を円貨金融の機関にとどめ、かつ、外国為替金融を業務に含めることを禁止することを勧告する。

ヘイルのコメントは、限定つきであるが輸入金融に輸銀が進出することを認め、これに対応して増資を認めている。輸出金融については三カ月以上六カ月未満のものを融資対象とすること（融資期限の拡大）を認めたが、「輸出一般」に拡大することは許していない。また、外貨による貸付けおよび借入れを認めず、協調融資の枠をはずすことを認めていない。河上書簡添付書類の法改正の提案のうち、債務保証業務についてコメントを加えていないが、他の七点については三点を認め、四点を認めないというコメントとなっている。五月中旬段階では、リードなど司令部側の意見は輸入金融業務への進出に強く反対していたが、これに比べるならば司令部の意見が日本側の要望の一部を受け入れる方向へ変わってきているのが注目される。ここにおいてようやく輸銀法一部改正の曙光がみえはじめたのであった。

ドッジは一月一五日午前一〇時半から一時間、リード博士とともに、河上弘一輸銀総裁および山際正道輸銀専務理事と会談し、輸銀側の要望を聴取した。<sup>(22)</sup>

この会談に関するドッジのメモによると、輸銀側がとくに関心を寄せた問題は、①政府予算による増資、②融資期限の拡大（三カ月以上の融資期限とする）、③債券発行（資金運用部の引受）、④為替リスクに対する政府の保護（とくに、ポ

ンド切下げの危険に対処するための保護）、⑤重要基礎原料に対する輸入金融を認めるような法改正、の五点であった。

この輸銀側の五点の提案に対するドッジのコメントは、おおむね次のようなものであった。すなわち、①輸銀資金の充足については、原則としては政府予算からの出資によるべきであるとしながらも、資金運用部引受の債券発行はインフレ的ではないとし（ただし、他の資金源泉に依存する債券発行はインフレ的であるから反対である。資金運用部資金は他からの需要も強いので、輸銀のために獲得するのに困難がある）、暗黙に債券発行に難点のあることを述べ、②融資期限の適正化（三カ月以上を対象とする改正）は異存がないとし、③為替リスクの保護の問題は、輸銀と政府との間の問題だが、輸銀と同様な信用を供与している他の銀行も対象とせねばならないとし、④輸入金融については、輸出のための原料輸入への金融であることを強調するとともに、問題はこれら輸入原料が国内消費向け生産へ流れるのを防止する方法であるとしている。このコメントから得られる感触としては、ドッジは債券発行・為替リスクの保護・輸入金融の実施にはあまり積極的ではなかったのではないかということであるが、他方、ドッジは輸銀の営業報告に対して好感をあらわし、輸銀幹部の提案は「限定されていて、合理的であり、かつ理性的である」と評価している。

昭和二十七年一〇—十一月の第四次ドッジ・ミッションが輸銀法改正について会談したのはこの時のみで、他に折衝はおこなわれていない。ただし、昭和二六年度追加予算において、輸銀へ二〇億円の追加出資を認めていることが注目される。<sup>(23)</sup> また、鉄鉱石確保のために、フィリピンに外貨を貸し付けて、その返済を鉄鉱石でおこなわせる開発金融をおこなうべきだとドッジは再三、別な機会において述べている。<sup>(24)</sup> これらのドッジの見解から考えると、輸銀の増資と開発輸入のための輸入金融について一定の賛意をもっていったといえるであろう。

大蔵省銀行局では、ドッジの来日時の会談や意見表明をふまえて、輸銀法改正案の作成に着手し、昭和二六年一月一九日の省議に方針を出し、<sup>(25)</sup> 第一三回国会へ改正案が提出された。<sup>(26)</sup> この改正案の要点は次のようなものであった。



- (1) 行名を「日本輸出銀行」より「日本輸出入銀行」と改める。
- (2) 第一条中の「輸出貿易」を「外国貿易」に、「輸出金融」を「輸出入金融」に改める。(これにより、輸入金融を実施しうることとなる)
- (3) 第四条に、増資は大蔵大臣の認可によっておこなえる旨の規定を挿入する。(これにより、法改正なしに増資しうることとなる)
- (4) 第一〇条の「専務理事」を「副総裁」に改める。
- (5) 第一八条に、輸入金融および債務保証に関する規定を挿入する。(これにより、輸入金融および債務保証が業務としておこなえることとなる)
- (6) 第二〇条に、「三月をこえ六月以内」の融資をおこなえる規定を挿入する。
- (7) 第三八条に国庫納付金に関する規定を挿入する。
- (8) 第三九条として、政府からの資金借入れおよび外国銀行等からの外貨資金の借入れを輸銀がおこなえる旨の規定を挿入する。

輸銀法改正案の衆議院大蔵委員会での審議は、昭和二七年三月七日より開始され、三月一日に質疑を終了し、同月一三日に原案通り可決された<sup>(27)</sup>。参議院大蔵委員会には三月五日に予備審査のために付託され、同月七日より予備審査を開始、衆議院通過後の同月一三日に付託となり、三月二四日に質疑を終了した<sup>(28)</sup>。参議院大蔵委員会では、小林政夫委員より、第四条を「日本輸出入銀行の資本金は、二百十億円とし、政府が一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計からその全額を出資する」という修正案が出され、同委員会の全会一致で、三月二四日、この修正案が可決された<sup>(29)</sup>。同法案はこの修正を含めて三月二六日参議院を通過し、法律第六六号として、四月一日に公布・施行された。

ここにおいて、日本輸出入銀行は日本輸出入銀行となり、輸入金融も業務としうることとなった。講和条約の発効する四月二八日までには、二七日ほどの日時しかなく、講和条約発効以前には、輸銀の輸入に対する融資は一件も実績があがらなかった。

(1) このように日本輸出入銀行開業後間もなく法改正が計画されはじめた背後には、司令部方面でも日本輸出入銀行に輸入金融をおこなわせてもよいという意向を漏らすものがあつたことによる。昭和二六年にはいって、日本の原材料備蓄を促進すべきであるという意見が司令部におこり、そのための円金融の一方策として日本輸出入銀行に輸入金融の機能を付加することも必要ならば考えられるとしていた。これは二月二一日に、渡辺財務官が司令部のリード財政課長と会談したとき、リードより漏らされた意見である(「渡辺武日誌」、昭和二六年二月二一日)。

(2) 大蔵省資料Z五〇一―八七。

(3) 大蔵省資料Z六〇四―二三。

(4) 同前。

(5) 大蔵省銀行局資料。

(6) 同前。

(7) 「渡辺武日誌」昭和二六年五月一七日。

(8) 同前、五月二二日。

(9) 大蔵省資料Z五〇三―一九。

(10) 同前。

(11) 同前。

(12) 「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七二―一四。

(13) 同前。しかし添付されていたはずの統計表はこの中に見当たらない。

(14) 同前。

(15) この河上弘一輸銀総裁のドッジ宛書簡が送られた事情を示す資料は見当たらない。大蔵省の司令部との交渉が行き詰まったため別ルートでドッジに直接輸銀法改正の承認あるいは同意を得ようとしたものとも考えられる。河上書簡が大蔵省との



連絡のうえで送付されたものかどうかも確かめうる資料は見当たらない。

河上書簡の背景として考慮せねばならないのは、財界の動きである。昭和二六年五月四日、日本産業協議会は日本輸出入銀行に対する要望事項を加盟会員に照会したが、五月三〇日までに五団体、一三社から回答を得た。その回答中の要望事項の主要なものは、

- (1) 輸出入銀行への改組による輸入金融ならびに債務保証業務の新設、
  - (2) 輸出金融業務の拡大ならびに特需金融、海外投資金融の新設、
  - (3) 輸出銀行への(輸出)債権譲渡の許可、
  - (4) 市中銀行との協調融資の改廃、
  - (5) 貸付金利の引下げ
  - (6) 担保としての輸出信用保険の減免、
  - (7) 融資最低期間の短縮、融資後の融資期間の延長、
  - (8) 融資手続きの簡素化とそのため支店設置、
- の八点に整理されるといわれている(『経済団体連合会十年史』下、八七四―七五五ページ)。経団連および日産協は、このアンケート結果をもとに、大蔵省・通商産業省・日本輸出入銀行の関係担当者と懇談し、これらの要望の実現を申し入れていく。大蔵省銀行局作成の改正法律案にない項目が、河上書簡に盛り込まれているのは、あるいは日産協等の要望事項を考慮に入れたものとも考えられるが、これを裏付ける資料は見当たらない。

(16) 大蔵省資料Z六〇四―一九。

(17) 五月八日の次官会議に提出された「法案要綱」には、前にみたように債務保証業務および借入金がはいっていた。「法律案」でおとされたのは司令部の承認を得やすくする関係によるかと思われるが、確証はない。

(18) Memo. of Conversation, Japanese Financial Problems, 3 Sep. 1951. Memo. of Conversation, Japanese Foreign Currency Bonds, 4 Sep. 1951. (「ハッシュ・レポート」大蔵省資料Z七一一―一五)。

(19) 大蔵省資料Z六〇一―二四五。

(20) Letter from Koichi Kawakami to J. M. Dodge, 21 July 1951. (「ハッシュ・レポート」大蔵省資料Z七一一―一四)。  
この書簡の欄外に「ハッシュ」の字で“5 copies to Reid”と書かれている。「ハッシュ」は、重要な文書のコピーを国務省や司令部

の「マーケット宛」に送る習慣があった。  
(21) Memo. of R. W. Hale for J. M. Dodge, Export Bank, 1 Nov. 1951. (「ハッシュ・レポート」大蔵省資料Z七一一―一六)。「このメモが、なぜ、ハイルからハッシュに提出されたのか、どういふ事情がよくわからない。司令部の中で輸銀問題にこれまで多くの発言をしてきたのは、マーケットを別とすれば、経済科学局のマリンソン財政担当ディレクター、リード財政課長および外交局経済課 Economic Liaison Division, Diplomatic Section の「ハートン」財務官 W. W. Diehl, Financial Attache などであった。ハッシュ米田の段階で財政金融関係担当官からコメントが出されたことが注目される。」

(22) Memo. by J. M. Dodge, Export Bank of Japan, meeting 10:30—11:30 a.m., Thurs., 15 Nov., 16 Nov. 1951. (「ハッシュ・レポート」大蔵省資料Z七一一―一六)。以下、十一月五日の「ハッシュ」輸銀総裁および専務理事との会見に関する記述は「ハッシュ・メモ」に基づく。

(23) Memo. by J. M. Dodge, Summary of Japanese FY 1951—52 Supplemental Budget, 1 Nov. 1951. (同前)。

(24) Memo. by J. M. Dodge, Meeting of Dodge and Reid with Morrow, Stevens and Hatori of ESS, 10:15—11:30 a.m., Saturday, 17 Nov., 20 Nov., 1951. 444's Memo. by J. M. Dodge, Foreign Exchange Control Board, meeting 10:30 a.m.—12:30 p.m., Wednesday, 21 Nov., 23 Nov. 1951. (同前)。

(25) 文書課「会議日誌」昭和二六年(大蔵省資料Z六〇四―二三)。

(26) 「第十三回国会大蔵委員会議録」第二八号。衆議院の大蔵委員会に、内閣提出の「日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案」が付託されたのは、昭和二七年三月五日である。ドッジ離日以後の大蔵省内および閣議における審議・決定状況は、残念ながら史料によって詳らかにしえない。

(27) 同前、第二八、三〇、三一号。国会に提出された輸銀法改正案は、第一八号―一三ページを参照されたい。

(28) 「第十三回国会参議院大蔵委員会議録」第二〇、二四、二五、二八号。

(29) 同前、第二八号、七一―八ページ。

## 第四章 日本開発銀行

日本開発銀行は、長期設備資金の重点的供給を担当する政府金融機関として昭和二六年四月に設立された。本章ではこの開銀の設立までの経過と初期の営業を取り扱う。

## 第一節 設立構想の背景

長期金融を業務とする政府金融機関を新設するという構想が具体的な問題となってくるのは、昭和二五年一〇月のドッジの三度目の来日以降のことである。しかしそれ以前の段階で、このような機関の創設を求める空気は日本側各方面においてかなり強く醸成されていた。

その背景には当時の金融事情があった。簡単にふれておくと以下のとおりである<sup>(1)</sup>。

昭和二四年にはいつてドッジ・ラインに基づく安定化政策が本格的に作用しはじめ、特に財政の大幅な引揚げ超過が市中の資金需給を逼迫させる要因となった。金融政策の面では、しだいに行き過ぎたデフレ効果をチェックすべく種々の金融緩和策がとられるにいたったが、それらも応急処置の枠を出るものではなかった。かくして産業界には資金不足への対策を求める声が強まった。二四年中に経済団体から出された資金供給の拡大に関する要望の主なものを列挙してみるだけでも、日本産業協議会(三月)、関西経済団体連合会、日本産業協議会、経済同友会(以上四月)、経済団体連合会(五月)、関西経済同友会(六月)、経済同友会(七月)、経済同友会(十一月)、の多数に及ぶ。このような資金不足と同時に、インフレの元凶だとして復興金融庫の新規貸出が二四年四月以降停止されたことにより、重点産業への融資の集中を妨げる効果が生み出されたとされている<sup>(2)</sup>。

昭和二五年六月朝鮮戦争が勃発し、特需ブームがそれにつづくと、企業の資金需要も急激に拡大した。この事情が金融の逼迫をいっそう激しいものにしたのである。中でも設備資金に対する需要が本格化し、その不足が現実化した

ことは重要な変化であった。これにより、全国銀行の預貸率は二五年八月末で九五・〇%、同月央(一五日)では一〇四・八%に達し、のちに問題となるいわゆるオーバー・ローンが激化した<sup>(3)</sup>。秋にはいつて外貨の流入が拡大し、ユーザンス(外為貸付)制度も認められて、その面から資金供給はやや拡大した。このことは、一方でますます資金需要が増大しつつあるとはいえ、産業資金供給に関する中長期の戦略的見直しをおこなう条件を生じさせることとなった。これらの事情がのちの開銀設立につながる構想を生む背景となったのである。

この時期にも財界諸団体からの要望が出されているが、内容的には情勢を反映して、蓄積された政府資金をも動員した長期設備資金供給の体制整備を求める要望が強調されている<sup>(4)</sup>。たとえば九月二一日の日本産業協議会の決議は「現下における長期資金の逼迫を打開するには」、「長期金融の専門機関を確立し」、その発行する債券を「預金部資金・見返資金などにも引き受けさせるとともに、この機関を通して復金回収金の活用を図る」べきだとしている。また一〇月二五日の経済団体連合会の決議は「見返資金による……とくに電気事業および造船事業へのすみやかな融資」、「復金回収金を何らかの形で、ふたたび設備資金として活用」すること、「なお残る財政余裕金」を「すみやかに民間に還流する措置」を要望している。さらに十一月一八日の経済同友会第三回全国大会要望は、見返資金・預金部資金・復金回収金からなる「財政資金をビジネスライクにかつ総合一元的に運営するため、特殊の金融機関を設けること」と述べている。

ここにもみるかぎり、ドッジ来日(一〇月七日)に伴い問題に具体性が増し、長期資金供給における何らかの機関の活用問題に言及されるようになるが、いまだ具体的な制度の構想にまで明確化されていないようである。とはいえ、こうした要求が背景となって、ドッジ、司令部経済科学局と大蔵省との交渉が開始されていくことになる。

またこの時期、復興金融庫の工藤昭四郎理事長は、復興金融庫の回収金による新規貸付を認めるよう要望した

「復興金融金庫の将来における運営に関する私見」を七月経済科学局に提出し、同時に各方面に対して運動をおこなったが、大蔵省はこの案に対しては消極的な反応であったという。<sup>(5)</sup>

このように日本側において、政府資金を利用した長期資金供給体制の整備を要求する空気が高まってきている時期に、ドッジが来日するのである。

- (1) 大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一二巻「金融政策」第五、六章を参照。
- (2) 『日本開発銀行十年史』(以下『開銀十年史』と略称する——執筆者)一七ページ。
- (3) 大蔵省財政史室前掲書、四八八—八九ページ。
- (4) 『開銀十年史』二六一—二七ページ。
- (5) 金融財政事情研究会『戦後財政金融裏面史』一三一—一九ページ。

## 第二節 ドッジ来日と設立構想

昭和二五年一〇月七日、ドッジが来日した。アメリカの対日財政金融政策の全権限を代表するドッジの来日によって、政府長期金融機関設立の問題は構想化の段階にはいった。

ところで、のちにみるようにこの年来日したドッジは、政府資金の産業向け供給に対して日本側が意外の感をもつほど積極的であったが、このことが、来日前のドッジの姿勢の中すでに明らかに確立されていたのかどうか、さらにはそれが二四年当初における彼の政策構想の体系の中でどの程度あらかじめ位置付けられていたものであるのか、また中間選挙を間近に控えた当時のアメリカ本国の政治状況がドッジを通して対日政策の基調に変化をもたらしたもののなか、といった事情については必ずしも明らかではない。確実なことは、日本側交渉担当者には来日当初から設備資金供給に対するドッジの積極的な姿勢が感知され、それが意外に思われたということである。

来日以降、大蔵省の側からは池田勇人蔵相、宮沢喜一秘書官、渡辺武財務官、鈴木源吾副財務官をメンバーとして、ほぼ連日のようにドッジおよび経済科学局のスタッフとの交渉がもたれた。以下この交渉の過程を日を追ってあとづけてみることにしよう。

## 一 大蔵省の構想

まず大蔵省の側がドッジとの折衝に向けてまとめた文書から当初の考え方をみておく。この点に関しては以下の三つの文書を参照することができる。

- ① 「今後の財政金融政策について」(案)<sup>(1)</sup> (銀、昭和二五、一〇、二)
  - ② 「当面の財政金融政策の考え方」(試稿)<sup>(2)</sup> (昭和二五、一〇、三、大蔵省)
  - ③ 「ドッジ氏との折衝問題」(昭和二五、一〇、九、文書課)
- ①の文書は、

(前略——引用者) インフレを避けつつ、経済自立のために必要な資金を確保するためには、極力民間資本の蓄積を推進することが肝要であつて、蓄積不振の打開に格段の努力を払うことは、勿論であるが、長期投資及び特殊金融の部面においては、一般金融の補完として、財政資金の投入を行うことが必要であるから、その限りにおいては財政による資本蓄積をも行うものとする。

(註) 過去一年半に亘つて実施されている超均衡予算の主要な狙いの一つは財政資金の産業投入であつたと思われるが、財政資金として蓄積された資金の再投資が、必ずしも適切且つ円滑に行われているとはいえない面が少なくない。

としている。そして具体的な対策として、「特殊金融の拡充」については、

見返資金の漸減に伴い国民経済の調和的發展の見地から長期且つ低利な資金、或いは零細資金の供給が必要であるが、既存の金融機関の蓄積資金をもつては賄えないような特殊金融を行うため、一般会計の出資をもつて特殊金融機関の設立及び強化

を実施する

とし、輸出金融公庫、農林漁業金融公庫の設立、住宅金融公庫、国民金融公庫の強化とならんで、「産業建設金融公庫」の設立をあげ、次のように述べている。

一般会計の出資により産業建設金融公庫を設立し、見返資金の漸減に伴い、見返資金が私企業投資につき果している役割を漸次承継するものとし、経済自立に必要な産業の建設又は合理化資金の供給を実施する。

なお、本金庫の貸付は、市中銀行の貸付及び管理能力を活用するため、努めて市中銀行との参加融資の方式によるものとする。

(註) 右の目的のため新たに公庫を設立することができないならば特別会計(仮称経済再建基金特別会計)の設置を考慮する。

次に②「試稿」の「二(金融関係)(八)」を抜粋すれば、

長期資金の確保のためには、市中銀行資金、預金部資金、見返資金の一体的運用による長期金融機関(債券発行銀行)の活用によるものとし、財政による強制貯蓄及びその投資は已むを得ない程度に止める。例えば見返資金の私企業に対する直接投資は電力と船舶に限定し、又その他の財政の直接投資は、農林水産その他商業ベースに乗り得ない特殊の部門のものに限る。復金の再開又は之に準ずる如き財政資金による鉱工業への直接投資機関は考慮しない。

となつている。

③の文書の該当箇所「四 銀行局」の「三(特殊金融機構の充実強化)」は、①と同様の文面である。

ここで①③と②との間には大きな相違のあることが明らかであろう。すなわち、①③では明確に「産業建設金融公庫」設立の構想(次善の策として「経済再建基金特別会計」の設置)をうたい、それが一般会計からの出資によることを規定、また復金回収金の利用については言及を避ける一方、見返資金の活用について含みをもたせている。そうした



点でかなり積極的かつ具体的な構想を含んでいるといえる。これに対して②では、具体的には日本興業銀行等の活用を前面に出し、復興金融金庫のような政府金融機関の活用についてはきわめて消極的な姿勢がみられる。

この相違が何によるものかは明らかではない。しかし、これが部局間の立場の相違によるものにせよ、あるいはドッジの出方に応ずるために意識的に積極・消極の両案を準備したものであるにせよ、実際の交渉にあたっては結局①③の内容の線が大蔵省の立場となったのである。

## 二 ドッジの当初の構想

以上のような構想をもって渡辺らはドッジとの交渉を開始し、まず一〇月九日の会見の際には預金部、見返資金、復興金融金庫その他に関する資料の提出を要求された。これらの資料は翌一〇日渡辺によって届けられ、説明が加えられたが、この日の会見でドッジは、「日本の設備資金供給の問題についてアメリカの equipment trust agreement<sup>(4)</sup> (動産設備信託——引用者)の方法を利用してはどうか。資本の蓄積のない際の方法として研究に値する。日本の法制上の問題を研究してもらひたい。日本の windfall、預金部、復金等の問題を総合して解決策を考へたい」と述べ、渡辺はそれに対し、「日本ではあなたが何事にも消極的意見であると思っているがこの様な積極的提案があれば非常に歓迎するであらう」と答えたといわれる。<sup>(5)</sup> この時点で日本側は、設備資金融通に関するドッジの好意的な姿勢を感じたのである。

ところでドッジのいう Equipment Trust の提案は次の点において重要である。

第一に、来日当初(一〇月上旬)の段階ですでに、政府資金による設備資金供給の制度を検討すべきだという基本線について一致点に達していた事実が知られること。第二に、これが、この種の制度の一つの案として、のちの開発銀行構想のドッジ側の原型とみられること。第三に、この構想がドッジ滞日中一貫して会見時の議題となり、発表文案の段階にまで煮詰められてゆく過程で、政府長期金融機関設立にかかわる主な論点について議論が深められていったということである。

いま述べた交渉における主な論点とは、先どりしていえば次のことである。

- (1) 資金源として、政府出資の種類と規模をどのようなものにするか。また債券発行、借入金を認めるか否か。
- (2) 銀行のオーバー・ローンおよび貸付金の固定化への対策として政府資金による肩替わり融資(いわゆる「リファイナンス」<sup>(6)</sup>、企業に対して市中銀行からの借入金を返済するための資金を融通すること)をおこなうという考え方の是非。
- (3) 復興金融金庫と新制度との関係

そこで、これらの論点に注目しながら次の“A Japanese Equipment Trust Corporation”<sup>(6)</sup>と題する文書を検討してみよう。この文書は無署名で日付なしであるが、その内容からドッジもしくは彼にきわめて近い人物の手になるものと思われ、また日付については来日当初すなわち昭和二五年一〇月前半のもの<sup>(7)</sup>と推測される(執筆者記)。

### 日本設備信託公社

日本の経済自立達成のために緊急に必要なことのひとつは、生産とくに輸出向け生産の拡大、生産性の向上とコスト削減、そして生産の質と効率の全般的改善である。これは本質的には物的な合理化の一形態である。このことを可能にするには追加的な長期信用供与による援助が必要となる。

新規の産業投資のための簡便な投資市場を欠いていることから、前述の目的に一国の貯蓄をふりむける手段が与えられる必要が生ずる。また、預金部資金の産業向け投資に対する要求も常に存在するし、これは蓄積された貯蓄の大きなプールではある。

しかし、これは商業上のリスクをともなつて投資さるべきものではない。潜在的な資本需要によって商業銀行が巨大な信用拡張をすることになっているが、これは他のもっと適当な源泉から調達されるべきなのである。

今日の状況のもとでは、外国為替管理委員会 (FECB, Foreign Exchange Control Board) が重要な産業設備の輸入のために利用可能なドルその他の通貨を保有している。残る問題は、輸入あるいは国内での購入のための国内円資金の問題である。自給的生産および輸出向け生産の増大はいずれも生活水準を維持し向上させるものであるが、戦後の日本ではこれらに向けた内部型の経済的努力が必死に続けられている。

合衆国においては、戦時下、戦争目的の生産拡大の課題は「国防設備会社」 (Defense Plant Corporation) <sup>(a)</sup> を通ずる金融によって達成されたが、同社は工場設備を建設かつ所有し、また軍需生産の目的にかなうと認められる設備の調達に対しては証明書を交付し、減価償却をはやめ課税控除をおこなった。もうひとつ、アメリカでは動産設備信託による金融 (equipment trust base) が広汎に利用された。これは授信者たる代理人が現物財産に対する所有権をもち、リース代金の支払いは期限を延長するという契約を結ぶものである。

日本経済のもつ資本設備を拡張・改良するために、いま述べた制度のうちいくつかの原理を適用しうる可能性、または先に第一パラグラフでふれた要請にそれらを適合させる可能性が存在すると思われる。

原則として、この信用は設備の新規取得にのみ適用さるべきであり、既になされた融資への肩代り (refinance) や既得の設備への信用供与には決して用いられるべきではない。優先順位の第一は輸出向け生産の合理化ならびに拡張に与えられるべきである。二番目に、限定された重要国内向け生産である。これらの信用は、見返資金からの貸付けまたは補助金交付によってさざえられ、不動産・設備の必要な増設、更新または改良がその対象とされる。

資本は一般会計または見返資金から供給されることになるが、これらのいずれもインフレ的ではない。公社は円資金を調達するため政府保証付の債券を発行することができる。その保証は現物資産を対象とし、資産の名義はこの政府系の機関が保有することになる。政府保証がなされることによって、債券発行は預金部の投資、蓄積された貯蓄をプールしている証券会社または特

殊銀行の投資の対象として適格となる (そしてまたこれらに限定される) が、この点では債券発行もインフレ的ではない。公社は許可された設備を購入するとともに、支払金を徴する適当な期間のうち、それを購入者に売却引渡しする。加速償却は許可された購入物件に関する税法によって認められる。すべての購入および信用供与は、適切な限定と条件の下で、指定の当局によって許可された証明書を必要とする。

こうした性格の金融の便宜が利用可能となるならば、より近代的・効率的な産業設備への欲求が増大するであろうし、また銀行をこの種の長期金融から解放し、資金の源泉を国民の貯蓄に求めようになり、かくしてより急速な資本の増大に資するところが容易になるであろう。

ただここでいくつか疑問点がある。(一)、日本の法制上、リース購入または名義保有売却契約の方式が使用できるであろうか。(二)、腐敗と無縁であり、政治的なつかみどりの場 (a political grab bag) もしくは第二の復興金融庫へと墮落しないような、責任ある運営はいかにして得られるであろうか。

この公社の融資権を限定し特殊化すること、金融を行なうためのいかなる (設備——引用者) 購入もそれなしでは決して適格となりえない証明書に対する適切なコントロールと取締りによって、かなりの程度まで腐敗や墮落は規制されるであろう。

制度としては動産設備信託 <sup>(9)</sup> の応用で、政府出資の公社が、緊要な生産設備を購入し、かつその所有権をもち、企業はそれをリースで借り受け、支払いがまとまった時点で払下げを受けるというものである。十一月六日の会見の際にドッジが語ったところによって補足すると、具体的には以下のごとき内容である <sup>(10)</sup>。

①見返資金から七五億円を出資して日本銀行に信託勘定として預託する。②それに一定の基準にしたがって出資させる民間資金二五% (具体的には二五億円) を加え総額一〇〇億円とする。③この資金を「設備信託」の方式で取得される設備に対して融資し、日本銀行はその設備に対して担保権 Mortgage または所有権 Title を保有する (この預

託先についてのドッジの考え方は一月一日の会見では日本銀行から日本興業銀行にかわった。④融資の決定については、(池田蔵相が「一定基準の範囲内で日銀にやらせる」との考えを述べたのに対し)通産省、外国為替管理委員会および大蔵省の会議でやるか、または別に特別の決定権限を設定(日本銀行以外の personal manager of trust account をつくる)してもよい。

また、融資する対象について一月一日の会見でドッジは、国内で生産できる設備を外国から買うことに特典を与える形になることは面白くないので、国内で買うことのできない設備だけに限定したい、と述べている。<sup>(11)</sup>

この文書をさきあげた論点にそくして検討すれば、次のようになる。

第一に、かかる制度の目的は、輸出向け生産および国内向け生産の合理化・拡大を支える長期資金の供給であり、それと同時に銀行を本来の任務に専念させることによって国民経済的な貯蓄・投資の分野体系を調整整備することである、とされる。

第二に、出資金の内訳であるが、これについては一般会計または見返資金特別会計からの出資によるとされている。債券発行は政府保証つきで認められ、その引受先としては預金部、証券会社、特殊銀行があげられる。これらはいずれも「インフレ的でない」ことが条件とされ、また資金の性格上長期信用供与に適した機関が選ばれている。

第三に、「リファイナンス」に資金運用することは明確に否定されており、対象としては新規の設備に限定されている。

第四に、融資が復金のように政治的になり「腐敗」することのないように、と強調し、復金の性格をもつことを厳しく拒否している。これはドッジの従来の態度そのままであるといつてよからう。

さて、ドッジによるこの案は、その後銀行局を中心に大蔵省内でも種々検討されたが、<sup>(12)</sup>結局、「はじめの計画では、この案を早い時期に発表するつもりであったが、食糧補給金や預金部(の資金運用部への改組——引用者)の問題をさきに片づけることになり、また予算の方が忙しくなったので、この設備信託のほうはドッジ氏帰国までに具体化せずじまいとなり、その後も結局とりあげられるに至らなかった。」<sup>(13)</sup>といわれる。また、構想の内容自体もしいに輸入設備に対する金融にその対象を移してゆき、<sup>(14)</sup>当初の長期金融全体を視野に入れたものではなくっていったため、「産業建設金融公庫」のごときものを要望していた日本側にとつてもさほどの重要性をもたなくなつたと考えられる。

とはいえこの案は、「渡辺武日誌」によればドッジが帰国する一二月四日まで継続的に会見時の議題とされている。日本側の「産業建設金融公庫」案のごとき構想を底流とし、この「設備信託公社」案がたたき台の役目を果たしつつ、それが四でみる復興金融公庫改組の議論と重なりあい、交差しながら「開発銀行」の構想につながっていったとみられるのである。

### 三 日本側要望に対するドッジの態度

ここで大蔵省以外での日本側の動きをみておこう。

その第一は、昭和二五年一〇月二三日付全国銀行協会「最近の財政金融情勢に関する意見」<sup>(15)</sup>およびそれに対するドッジの回答である。これによって当時の金融界の態度とそれへのドッジの対応が知られる。

「意見書」の要旨は次のごとくであった。オーバー・ローン状態はすでに限界に達しつつあるが、その原因は日本経済の資本不足と企業の資金需要の拡大のもとで財政(揚超)の「皺を金融で見」たことにあり、対策として見返資金

と特に預金部資金の積極的放出が必要である。具体的方策としては、金融債引受け、銀行への預託、株式・社債の引受け、さらに「復興開発金庫」といった新しい政府金融機関の設立、などである。

次に、この「意見書」に対するドッジの回答をみてみよう。回答書簡は一月三日付で迫静二東京銀行協会会長宛に送られた。文面は以下のとおり<sup>(16)</sup>（執筆者訳）。

あなたの一〇月二八日の手紙、ありがたく拝見し、同封の意見書を大変興味深く読みました。

日本における資本の必要について一つの点がまったく全般的に見落とされているように思われます。たとえば、あなたは資本の蓄積が低位であるという事実を挙げています。それは事実でしょう。しかし事態の真相は、破滅的な戦争の結果として日本が七〇年間の資本の蓄積の大部分を失ったことにあります。これは五年間で回復されるものではないし、貨幣を操作したり印刷したり等することによって再形成できるものではありません。資本の再形成は、貯蓄と生産的企業に再投資される収益からくるものでなければなりません。これは急速な過程ではありません。この事実を否定することによっては何も得られないのであり、この事実を認識し、この事実が課す制約の枠内でなしうるすべてのことに努力することによってこそ、多くのものが得られるのだと思います。

また、日本に対して与えられた二〇億ドルに近いアメリカの援助は、事実上資本の注入であったということも看過されるべきではありません。このことは、援助の大きな部分が消費的な必需品の形をとったという理由から、しばしば誤って理解されています。しかし、もしもこれが得られなかったならば、国の資源のよりずっと大きな部分が最低限の生活必需品——基本的には食物——を供給するために費されたであらうでしょう。

ジョセフ・M・ドッジ

ここでドッジは、日本の資本不足およびその対策について基本的な考え方を展開しつつ全国銀行協会「意見書」の提案をきびしい態度で全面的に否定しているようにみえる。しかしドッジの意図は、彼が一〇月三〇日の会見の席上

池田蔵相らに語った内容を「渡辺武日誌」によってみると、はっきりする<sup>(17)</sup>。

Dodge の一般的な考へ方に対して司令部内から出た唯一の意見は、銀行の負担を軽くする為に財政で肩替りするがよいとの考がある。しかしこれには賛成出来ない。その理由は、

- (a) 政治的 gain とならない。
- (b) Dodge の案の方が政府の出すものの範囲が明かである。
- (c) この案は銀行の悪内容を暴露する。
- (d) この事態は銀行の自業自得だ。
- (e) overloan だから政府でどうかしろといふ press campaign は、かれらが故意にやっていることだ。
- (f)むしろ over loan は automatic control によって修正させるがよい。

銀行はこれまで貸付が多すぎ、設備資金を短い期限で貸し、又預金があつまらずにいる。これは自らもっと selective になるようにしむけるがよい。政府が肩替りするのはいくはない。

ドッジは同趣旨の発言を、一月一七日の明治大学七〇周年記念講演の中でもくりかえしている。すなわち彼は、少なくとも一月中旬までは、市中銀行のオーバー・ローンと、わけても短期の貸付けが実質上長期資金として使用されている固定化の問題をきわめて不健全なものとして問題にしつつ、その政府資金による救済（リファイナンス）には強く反対しているのである。

この問題に関するドッジの考え方を明確に示すものは、「渡辺武日誌」の記述である。ドッジは一〇月三〇日の会見でこう述べている<sup>(18)</sup>。

日銀から借りれば借りる丈もうかるのはおかしい。一万田氏の話では city bank の利益の半分はこの点から出たといふ。

Dodge への心配していること。



Lack of liquidity  
too much fixed loan  
Lack of capital  
unlimited access to fund from BOJ

毎日の社説。

他国なら取付になるのが日本でならないのは面白い(Over loanと銀行が自分で宣伝すること)。資本がない場合貸付が多いのは自然の傾向であるが、社会的危険の関心をもたざるを得ない。

この時点でのドッジは、オーバー・ローンと貸付けの固定化の不健全性を強く問題にし、その是正はあくまで銀行自身がおこなうという経済メカニズムの強制作用を考えていたのである。このような立場からドッジは全国銀行協会の「意見書」に対して、オーバー・ローンの原因についての根本的な考え方を問題にし、安易に政府に依存すべきでないことを強調する意味で、前出のようなきびしい回答を送ったものと思われる。いわば、ドッジの回答書簡は第一に金融界に対して健全経営の基調の確立を強く要請し、第二に安易な肩替り融資に反対しつつも、基本的には政府資金による長期金融のあり方を構想していたということができよう。

なお、もう一つの日本側からの動きとして、一月七日付で経済安定本部が「産業資金調達のための財政金融対策」<sup>(19)</sup>と題する文書を作成し、その中で長期資金供給を目的とした「投資特別会計」の設置の構想をうたっていることをつけ加えておく。

#### 四 復興金融金庫改組問題

さてこれまで、日本の資金事情に対するドッジの考え方、設備信託の構想、銀行の資金ポジションの悪化と「リファイナンス」の是非の問題などについてみてきたが、これに復興金融金庫(以下「復金」と略称することもある)の改組の問題が加わってくるのでそれについてみておこう。

まず日本側では工藤復金理事長が前述のように七月「私見」を提出していたが、それに対する反応はかんばしいものではなかった。工藤理事長はさらに一〇月、来日したドッジ宛に書簡を送り、「私見」と同趣旨の意見を述べた<sup>(20)</sup>。その要旨は、①復金は二五年度予算に計上された国庫納付額一八八億円を納付したのち、それ以降の回収元利金を限度として新規貸出しをおこなう。②二六年度以降については、利息収入のうち政府出資金に対して年五％に当たる金額を納付し、残余の元利回収金を限度として新規貸出しをおこなう(これによれば年一〇〇億円程度の新規貸出が可能である)。③新規貸付けの対象は第一に現在の取引先、第二に中小企業、第三に基幹産業の必要資金である。④復金の経理を財政で拘束することは独立企業体としての活動を著しく阻害するので、今後は経営者の責任を明らかにすると同時に、独立採算制をとることが肝要である。以上のように、主たる論点は回収金を用いる復金の新規貸出の要求であったといつてよい。

工藤理事長はじめにディール博士と接触してやや好意的な理解をえ、彼の援助によって当初きわめて復金に対してきびしい態度であったリード財政課長(予算課長ともいう)に働きかけたようである。この間の事情を工藤は次のように語っている<sup>(21)</sup>。



この人(ディールのこと——引用者)もやはりアメリカ人で敗戦を体験したような人でないから、考え方がきわめてオーソドックスでありまして、非常事態が頭に入りにくい考え方の人でありますが、その最初会ったときから非常に親切にわれわれのことを考えてくれるようになりました。

それでその後、復金の問題等については、予算課長のリード氏が主として取扱うことになりましたから、リード氏のところへお百度を踏みまして、結局こういう金融機関の存続あるいは新設が必要であるということを力説したわけなんです。ところがリード氏はなかなかこちらの言うことを聞き入れません。「復金のようなものは真っ平だ」ということを頭から彼は言っておりまして。非常に考えの固い人で、リード氏には手こずった人が多いようでした。(中略——引用者)さっきお話したように、リード氏はなかなか固いので、言うことを聞いてくれないものですから、側面からわれわれの話を援助してもらおう人が必要になって参りました。で、ドクター・ディールによく話しまして、「実はこういう話をリード氏との間に進めているが、話がむずかしく一向に進まない。あなたの力を貸してもらいたい」といって依頼いたしましたらディール氏からは相当に援助を与えてくれました。ディール氏はわざわざ何回もリード氏のところへ出かけて行って、話してくれました。それでリード氏の考え方も若干緩和して参りまして、第三回目にドッジが見えたときに、かれは司令部の係官の意向として、復興金融金庫のような金融機関をつくる必要があるという意見書(後出「復興金融金庫について(五〇、一一、一七)」——引用者)を出してくれました。そこまで漕ぎつけるのに相当骨が折れたのですが、そういう意見書が出ましたので、ドッジ氏も大分考慮したようではありますが、ドッジ氏はそれに対していいとも悪いとも返事をしなかったようであります。しかしドッジ氏の考え方もそれによって大分考えが変って来たようであります。

話がその段階まで行ったものですから、その後日本開発銀行の考案を大蔵大臣が進められたときも、割合に先方が理解してくれまして、開発銀行をつくって、復金は解散する、こういうことになったわけであります。

工藤理事長からリード財政課長への線で、以上のような復金融資の再開に関する働きかけがおこなわれていた頃、ドッジの復金に対する考え方はどうであったか。

まず第一に、ドッジは復金の融資姿勢は放漫であり、政治的な腐敗と結びついているとして根本的に批判的であった(前掲文書「日本設備信託公社」の中で明らかである)。この点に関連して、池田蔵相、渡辺財務官らとの一月六日の会見の中でドッジは、「現在長期債が不必要に短期債となっているものを refinance する問題があるが、これは復金を perpetuate する不利の点あり、復金を今ある他の機関にうつしかへてはどうか」と述べている。<sup>(22)</sup> 彼はここで、先にみた「リファイナンス」反対の立場と結びつけて復金の貸付再開(復金の存続を前提とする)に反対する考え方も明らかにしているわけである。

しかし第二に、復金の貸付回収金の利用については若干態度が異なる。たとえば、同じ一月六日の会見の際に池田蔵相は復金に関し、二五年度一八〇億円、二六年度二二〇億円、計三〇〇億円を回収して一般会計に戻し、見返資金で債務償還した六五〇億円については見返融資回収金とともに将来見返資金の代わりものとして存続させた<sup>(23)</sup>、との構想を語った。それに対してドッジは次のように答えている。「復金の債権債務を既存の他の機関に移した方が回収が促進されると考へられる。池田蔵相は政府出資の三〇〇億は政府が回収してその残りの六五〇億円あまりと counterpart の回収金をつかって新しい機関を作りたいといっているが、これも一つの考へ方である。又他の方法は Trust Fund a/c に入れることである<sup>(24)</sup>」。ドッジはここでまず復金貸付金の回収を促進すべきだとする。次にその回収金の使用については、政府出資分(払込分)は国庫に納付するが、その他は見返資金融資の回収金とあわせて新しい別個の機関を創設するなり預金部資金に繰り入れて運用するという考え方を肯定しているのである。

この立場は、講和後見返資金がなくなった際にその機能を代替するものが必要だという考え方と結びついていたようである。それは、「特銀がなくなり、復金が機能を失ひ、更に見返が将来なくなったときどうするかとの余(渡辺——引用者)の質問につき Dodge は特銀復活に賛成だといっていた<sup>(25)</sup>」との「渡辺武日誌」の記述とも一致する。ただ、

復金回収金の再投資も、それを他の機関に移管するということが条件なのであった。

ドッジが復金についてきわめてきびしく、批判的であったという当時の一般感觸も、その内容をみれば以上のようなものであったという事実<sup>(26)</sup>に注意する必要がある。

さてその後、前述のように大蔵当局との間で「設備信託公社」による長期金融制度の議論が進展し、また工藤復金理事長、ディール財務官を通じてリード財政課長に対する働きかけがつけられる中で、十一月十七日付で次のような「覚書」がリードからドッジ宛に提出される(執筆者訳)。

復興金融庫について(一九五〇、一一、一七 ドッジ宛覚書)

一、日本人は最近、司令部によって課された復金の回収計画の緩和を要望している。そしてこれはもっと重要なことであるが、(限定された規模であっても)復金の貸付回収金を再投資し、今日きわめて強く渴望されている長期信用を追加的に供給するよう要求している。

二、一九四九年の初めにドッジ氏の見解に従って、安定計画が効果をあらわした時期には貸付回収金の再投資が認められることになってきたことが想起されよう。このことが、回収金が継続的な貸付計画の源泉となるに至るまで、復金に効率的な回収を遂行させるにあたってより大なる努力を促すことになるであろうと考えられたのである。実際には、復金は未済の債務保証を履行するための極小額を除いて一九四九年三月以降一切の新規貸付を行なわなかった。そのことは、一九四九年夏に石炭統制の撤廃による困難の中で手離されていた小規模で生産性の低い炭鉱に保証を与えるという政治的な出来事をきっかけに復金にかけられた強力な圧力を契機にして一層すすんだ。当司令部の目にふれた情報によっても、復金が貸付金の回収に充分な努力を傾けていないということが感じられた。これらの一般的な傾向の結果として、復金に関し以下のことが決定された。当司令部の許可なしには追加融資を行なわないよう指示すること、より強力に回収の努力をするよう指示すること、復金のすべての融資を適度の安全性と健全な返済という基礎に立っておこなうよう要望すること、である。指示は一九四九年九月初めに大蔵

省に対してなされ、同省を通じて復金に伝えられた。それらは一九四九年九月六日付の覚書に要約されているが、その覚書は公式には日本政府に手渡されなかった。大蔵省、復金ともこの指示を忠実に実行し、回収の結果はきわめて良好であった。司令部によって主唱されたこの厳しい政策は、復金の回収決定を堅苦しいものにさせるといふ結果を生んだだけではなく、融資企業に圧迫を加えることにもなった。一九四九年会計年度分の回収は実質上予算に計上された額を超過し、五〇年度分の回収は増額した計上額を既に上回っている。だが、現在までの回収のやや高い達成率は、公団の支払が五〇年度予算の作成期間内に予期されなかったということの結果なのである。

三、回収計画の成功は、復金の誕生した一九四七年一月から本会計年度の期末である一九五一年三月まで(最後の五ヶ月分は見積りであるが)を時期的にカバーする運営報告書から生み出された。この期間中つねに復金は利潤をめざして運営された。四九年度以前の利子収入は再び融資にまわされた。四九会計年度中には、九二億八二〇〇万円の利子収入が国庫に払い込まれた。本年度は総額七四億一八〇〇万円の収入が見込まれている。(以上ふたつの数字はいずれも経常費用を差引いたもの)。(本(会計)年度末までには、融資は一九四八年ピーク時の一三二〇億円から八七〇億円へと、政府投資の減少と足並みをそろえて縮小するであろう。

三、ここに参考のために作成したのは、将来の復金の運営に関するふたつの案である。ここでの見積りがどれだけ現実的なものかをいうことはできないが、おそらくいくぶん楽観的な傾向をもっているといつてよいであろう。確認の便を考えて以下の案を「A案」および「B案」と呼ぶこととする。

「A案」……一九五一年三月三十一日において未済となる八七〇億円の復金を通ずる政府投資額を維持し、貸付金の回収元金のすべてを再び貸付けにまわす。以下に示すような推計数値が達成されることになる。

- a、旧貸付金額は八七〇億円から一六〇億円に減少する。
- b、新規貸付は七三〇億円まで行なわれる。
- c、政府は期間中その投資に対する六%の利子すなわち総額五二〇億円の収入を得る。

d、利子収入のうちから年一〇億円を損失準備金として別扱いとする。これは新規に投資されるべき小規模な余剰金を構成する。準備金とそこからの収入との和は、この一〇年の期間の最後には一三〇億円に達し、回収不可能な貸付けとして最近見積られた額をはるかに上回ることになる。

「B案」……この案は次の点をのぞけば「A案」と同様である。相違点は、ある程度政府出資金の返済を行ない、回収元金の七〇％を再融資にまわすという点である。今後一〇年間の推計数値は以下の通り。

- a、政府出資は八七〇億円から五七〇億円に減少する。
- b、旧貸付金は八七〇億円から一七〇億円に減少し、かわりに新規融資が四六〇億円増加する。
- c、政府出資に対しては六％の利子を支払う。
- d、利子収入の超過額の蓄積分六〇億円は損失準備金とする。

e、追加的な資金源をして民間資金による出資と債券の発売を一九五六年に開始するが、このことは復金をゆくゆくは民間金融機関にしてゆくという希望を含んでいる。この最後の点は必ずしも本案の一部として含まれる必要はなく、またこの際考慮されるべきことがらでもない。

四、貸付業務の再開に賛成の立場からいくつか述べておくべきことがある。それ（貸付け）が継続的に行なわれるならば、借入企業に対する効果的な援助が与えられることは疑いないであろうし、またそれは長い目でみた場合に借入企業と復金の双方にとつて有益であることが証明されよう。また、融資計画は、復金の経営をより行動的で緊張を伴った状態に保つてであろう。いうまでもなく、古い貸付けの精算のみに専念する機関というものは、死にかけの状態にあるようなものである。現在の日本の状況のもとでは少くとも既存の機関を通じたなんらかの穏やかな形での政府直接融資が望ましいということは多くの方面からいわれていると思われる。この場合には、政府によって集められる限りでできるだけ有能かつ経験に富んだ金融関係の人物を自らのスタッフとしてもつ既存の機関を用いるのがよいと考える。復金の将来は新規融資ののちのちの回収可能性に依存するだろうとしても、「A案」もしくは「B案」に沿って再融資するチャンスが与えられるならば、最近の日本の安定の度あいの

もとでは復金の機能化はきわめて良好かつ効果的なものとなるであろう。そうした場合には我々がそうする立場にある間に、復金に対して明確な制限と目標をもった計画に従うよう指示するのがよいだろう。そのことによって、占領が（終り）、もはや日本経済の金融事項に関する指示（の権限）を手離すべき段階にきて、復金や政府がもっと冒険的な計画をもち出す機先を制することにもなる。

五、ふたつの案のうち「A案」の方がより望ましい。その理由は次の通りである。現在緊急に必要とされている長期資金を最大限供給しうる。都合がよいと判断した場合には、計画期間中に解散を認められること。損失準備金の額がより大きくできること。そして、政府にはその出資に対して非常に信用も厚く満足するに足る見返りがあるということ。この案は論理的には長期の投資資金を可能なかぎり拡大しようという計画に適合的である。政府資金に対する利子支払いは、政府自身が借入れをする場合よりわずかに高い利率でなされるが、そのことは政府に対して十分な見返りを提供するし、また復金が資金を利用するということからくるリスクの要素を考慮に入れたものでもある。準備金（政府証券か金融債に投資することができる）の蓄積は、気紛れな減価見積りを盛行させることなく、不可避的に生ずる損失の規模を補填しうるだけの、政府出資に対する正当な見返り以上の収入を分離するという課題を満たすことができる。

六、日本経済に対して最大限の投資資金を提供することを政策とするのであれば、復金の再融資計画が真剣に考慮されるべきであるといいたい。以上に論じてきた線に沿った案が採用されるべきである。（さもなければ）来年度には五〇から六〇億円程度も回収金からの政府収入が減少する結果になるであろうことを想起されたい。

財政課長 E・M・リード

この覚書の時点では、リードはほぼ全面的に復金の新規融資を推進する立場に立っていることが知られる。

この覚書が直接どのような効果をもったかについての明白な資料はない。また、この覚書が出されて以降のドッジと大蔵省との会見の内容についても、「渡辺武日誌」の記述は二六年度予算編成関係の事項に集中しており、政府長

期金融制度の問題に関して経過を追うことができない。「日誌」からうかがえることは、ドッジ離日(二月四日)当日まで断続的に前述の「設備信託公社」の案について話し合いがもたれているということだけである。そして「設備信託公社」の構想も結局実現されずに立ち消えとなってしまった。

## 五 ドッジ覚書

結局ドッジは、離日直前の一二月三日の日付のあるマーケット経済科学局長宛覚書「復金の改組について」<sup>(27)</sup>を経済科学局に残してゆく。結果からみれば、ドッジに対するリードの覚書の影響はきわめて大きかったと推測することができる。そしてドッジのこの覚書が、直接的には、以後の「日本開発銀行」創設についての具体的な交渉の出発点となすわけである(執筆者訳)。

復金の改組について(一九五〇年一二月三日マーケット経済科学局長宛覚書)

復金の融資活動は一九四九年に停止された。資本調達の可能性と銀行信用に関するメモの中で私は、市中銀行において短期信用のかたちで長期信用が供与されている問題点と、信用の期間(terms)に適合させるよう肩代り融資(refinance)をおこなう必要を強調しておいた。それと同様なことは復金の貸付金についてもいえる。つまり一般に長期の信用が相対的に短期の信用の形式で与えられているのが現実だということである。

復金の資本金としては一般会計からの割当金総額五八〇億円が出資されている。このうち九四億円は一九四九会計年度中に返済され、国庫収入に繰り入れられた。また同様に五〇会計年度中の返済は一二〇億円と見込まれている。

復金債は見返資金によって六二五億円が償還された。

そこで復金の資産は、この出資の結果として日本政府に、また復金債の償還を通じて見返資金または日本政府に属すること

なっている。

現状における復金の地位は不明確であり、そのことの結果として企業は整理を余儀なくされている。これが経営とスタッフの足かせとなっており、またそれらを混乱させる傾向を生ぜしめているのである。

復金の資産は、それが損失なしに回収される割合がどれほどあるにしても、政府出資と見返資金を通じて既に供給されている長期資金の貯水池であることにはかわりはない。

(日本) 経済が資本を必要としているという理由から、復金を再編し、何らかの形で業務を継続させるという提案が多数なされている。それらのうちの多くは復金をそのもとの形に戻すか、もしくはさらに拡張するという方向に傾いている。

復金の業務を以前の形態に戻す再編成は危険を含んでいる。それは、明らかになった当時の放漫で政治的な貸出しのあり方が理由ではなくて、その結果として広くゆきわたった悪名にもよる。

しかし、巨大量の長期信用が市中銀行によって短期の形で与えられているという問題、また復金が長期信用を相対的に短期の形で与えているという問題が存在する。このことは、復金を別の名称のもとに改組し、いくらかの継続性を与え、それによって復金の貸付け(実際の)タームにあわせるように肩代わりし、また既存の貸付けの回収金を使って現在市中銀行が保有している長期債権を肩代わりすることが効果的におこなえるようにする可能性を示唆する。

この機関の業務は(復金)自らの、あるいは市中銀行の既におこなった貸付けを肩代わりすることに限定されるであろう。こうした過程が実行されれば、復金の資産が回収される程度にしたがって市中銀行が解放されることになり、インフレ的な信用拡張なしに産業と商取引に対して純正の短期信用が供給されるようになるであろう。

(肩代わり融資ではない)直接貸付け(direct lending)の可能性を除外することによって、過去の融資に際して起こりがちであった混乱が相当の程度除去される。

債券の発行と借入金拡大は認められない。

改組された復金の貸付けは、自己の資産の回収および財政からの繰入れのみを資金源としておこなわれる。



他の要素もある。第二の大きな長期資金のプールは見返資金である（穀物分を除く）。おそらく講和条約のもとで見返資金の貸付けの管理・回収にあたるべき他の何らかの代理人にそれを承継させるのが適切となる時期がやってくるであろう。見返資金、復金および融資の期限にしたがったそれらの資産の回収、これらに代表される長期資金のプールを組み合わせることによ

て、現在銀行が保有している長期債権の肩代わり融資のための潜在的な循環的資金が供給されるであろう。見返資金の資産を再開した復金に移すというあらゆる提案は、復金が改編された地位のもとで適切な運営をおこなうという信頼に足る条件ができた適当な時点において考慮されるであろう。

改組にあたっては「日本開発公社」(Japan Development Corporation)といったような名称が用いられるかもしれない。以上のこと、もしくは何らかの代案について貴組織(経済科学局)で研究されることをおすすめる。

ジョセフ・M・ドッジ

ドッジのこの覚書ではじめて「日本開発公社」(Japan Development Corporation)という「日本開発銀行」に直接つらなる名称が使われている。<sup>(28)</sup>

では最後に、政府長期金融機関の問題に関するドッジ滞日中の結論ともいえるこの覚書の内容について、これまでみてきた諸論点と対比しつつ検討しておこう。

まず第一に、出資金の種類および債券発行・借入金についてである。出資金の種類については、①復金への出資金を承継すること、②復金回収金を繰り入れること、および③見返資金(見返資金特別会計が消滅した時点でその資産の管理・回収を承継することに力点がおかれている。近い将来における見返資金からの直接出資については明示されていない。)があげられている。なお①については、一般会計出資分は漸次返済することとし、事実上見返資金からの出資である同特別会計による復金債の償還分は承継することになる。また、債券発行と借入金については、明確に否定されている。以前の「設備信託公社」案の中では、一般会計または見返資金特別会計からの出資によるものとされていたから、この

点に関してはおおよそ同内容である。しかし、「設備信託公社」案において「インフレ的でない」として認められていた預金部、証券会社、特殊銀行による債券引受けはここでは否定されている。<sup>(29)</sup>この点のちの交渉で問題となる個所である。

第二に、資金運用の対象としての「リファイナンス」の是非であるが、これについては以前否定されていたものが一転して唯一の業務とされるにいたっている。以前には、「リファイナンス」を否定する理由として、そうした安易な救済は銀行に健全な経営姿勢を定着させるゆえんのものでないことが挙げられていた。態度の転換は、そうした弊害よりもまず当面の「リファイナンス」の必要性を優先的に考えるにいたったという変化を示すものである。逆に、新規の融資に対してはきびしい態度に転換したことになるわけであるが、これもやはり一つには復金の継続という性格が前面に出てきたことに対応する警戒の現われとみることができよう。

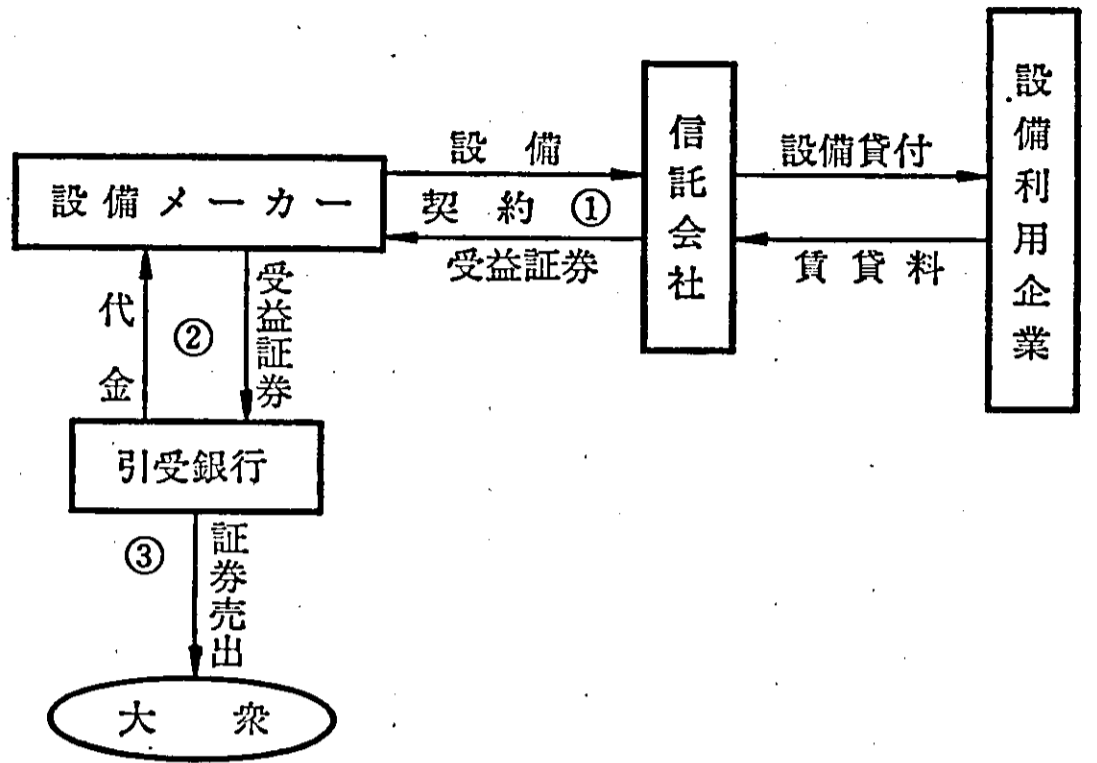
第三に、復金との関係の問題であるが、ここでも大きな態度の変化がみられる。何といても当初の復金に対するきわめて強い拒否の姿勢から、「復金の改組」が採り上げられるにいたっているのである。これには先にみたリードの覚書をはじめとする働きかけの効果が大きかったと考えられる。とはいえ、さらに細かく内容を検討すれば、復金に対する批判点の中心をなす貸付けの放漫さと政治性、資金調達インフレ的な手段に対する警戒という基本は前案から一貫しているともいえるのである。

ともかく、以上に検討したような滞日中の変化の結果、「復金の改組」を軸とする交渉の進展に道をひらいて、ドッジは一二月四日に日本を離れた。

(1) 大蔵省資料Z二〇三—五〇。  
 (2) 大蔵省資料Z五〇八—二一。



(3) 同前。



(4) ドッジの提案したものはこの応用であり、本来の動産設備信託 (Equipment Trust) の制度はあまりまし以下のとおりである。

鉄道業の場合に例をとろう。鉄道業者 (設備需要者) A は車輛を入手したいが資金不足だとする。そこで A は信託会社と契約を結ぶ。信託会社は車輛製造メーカー (設備供給者) B と動産設備信託の契約を結び B に受益証券を交付する。B は受益証券を銀行に持ち込み、引き受けさせて代金を受け取る。銀行はこの受益証券を大衆に売り出して代金を回収する。B は車輛 (設備) を信託会社に引き渡し、A は信託会社から車輛を借り入れ、代わりに貸付料 (リース) を支払う。貸付料の支払いが一定に達したところで A は車輛の払下げを受ける。すなわちリース形式の信用供与であり、アメリカでは主として鉄道業を対象におこなわれた。大規模な事例として、①一九二〇年、鉄道復旧のため議会が受益証券の (大量) 発行を認め、これを財務省が引き受けて売り出した事例、②一九三四—三五年、公共事業局資金で鉄道の証券を消化した事例、がある。政府資金が関連する応用事例も多かったわけである。詳しくは、日本生産性本部『アメリカの信託業務』昭和三九年および American Banker's Association, *American System of Trust Business*, N.Y., 1936, を参照のこら。

- (5) 「渡辺武日誌」昭和二五年一〇月一〇日。
- (6) 「ドッジ・ペーパー」(大蔵省資料Z七一—一三)。
- (7) その理由は、この覚書の内容が「渡辺武日誌」昭和二五年一〇月一〇日の記述 (たとえばドッジは Equipment Trust の方式について述べ、またそれが日本の法制上どうなるか等の基本的な点を質問している) 等とはほぼ一致するからである。
- (8) 三菱経済研究所『米國戦争経済力の基礎研究』昭和一八年、三九一ページの訳語による。ほかに「国防工場会社」とも訳す。

- (9) 本節注(4)参照。
- (10) 「渡辺武日誌」昭和二五年一月六日。
- (11) 「渡辺武日誌」昭和二五年一月一日。
- (12) 渡辺武『占領期の日本財政覚書』三二二—二二二ページ。
- (13) 同前、三二二—二二二ページ。
- (14) この点を示す資料として、署名ドッジ、一九五〇年一月二二日付の「設備輸入信託勘定」(Equipment Import Trust Account) なるメモがある (「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一—一三)。
- (15) 全国銀行協会連合会図書所蔵資料。全文は次のとおり。  
最近の財政金融状況に関する意見書 (昭和二五年一〇月二三日全国銀行協会)

第一 オーバーローンについて

(一) オーバーローンは昭和二十四年度下期より表面化して来たが、之は根本的にはわが国経済の資本蓄積度が低いと云う事実に起因しているものと考えられるのであるが、此の間において財政資金の引揚が著しかったこと、或は財政と金融の調整が不円滑であったこと等が重要な原因の一つであった。

即ち (以下検討する如く) 最近必要とされている産業資金は主として生産増加、公定価格改訂、公団等統制機構の廃止、補給金の撤廃、輸出の増大、特需の発生等の影響を受けた。換言すれば企業活動の活発化、統制機構の廃止等の影響を受けた増加運転資金と経済再建のために必要なる合理化資金等真に已むを得ざるものであった。かかる已むを得ざる資金需要の旺盛なる状態下において、一方政府資金の揚超著しく、見返資金、預金部資金等当然再放出さるべき蓄積資金の放出円滑を欠き、又右資金需要に見合うだけの預金増加も見られない事情の許にあっては、金融機関におけるオーバーローンの顕在化も又已むを得ないものがあつた。

(説明)

- (1) 昭和二十四年度
  - 1 一般財政金融基調は次の通りであつた。
  - (イ) 政府資金揚超 六七五億円
  - (ロ) 右揚超の主要原因 A 日銀手持復金債の償還 四六九億

- (イ) 金融機関預金増 三、九八五億（前年増加額比 一一、五％増）
- (ロ) 産業資金供給実績 四、八二六億（前年供給実績比 三八、三％増）  
（除企業社内留保）
- (ハ) 金融機関にたいする信用供与 九二一億

A	日銀追加信用	八六六億
B	政府指定預金	△一六六億
C	預金部預託金	一三九億
D	復金預託金	八一億

2 而して右の内(ロ)産業資金は次の検討により明らかな通り真に已むを得ざるものであった。

(分析1) 「業種別総資金増加状況並に生産、物価状況調」(別表一——略)

- (イ) 産業資金は年間六八％増加したが、右の内公団廃止に伴う肩替分二五・一億があるから之を修正すれば、年間六四％の増加となる。今それを鉱工業と商業について見れば鉱工業は六五％、商業は八四％増を示した。
- (ロ) 鉱工業生産は前年比三三％増を示し、又商業部門における商品取扱高も増加し、之を推測する一つの指標として例えば二十四年中における輸出入貿易実績は援助資金分を含めて前年比五〇％増、援助資金を除けば八三％の増を示した。

(ハ) 物価は年度間生産財実効物価において一八、二％上昇、消費財実効物価は八、七％低落、全体としては微騰に止った。然も此処に注意を要する点は此の間生産財、消費財とも関及び自由価格は下落したが、公定価格は引上げられたものがあり、例えば東京卸売公定価格は二十四年四月乃至十二月（二十五年一月乃至三月は主なる改訂品目二〇程度で大勢に影響ない）において二七％の騰貴を示している。（東京卸売公定価格改訂による物価上昇調）(別表二——略)

以上の諸点より若干の物価騰貴は主として公定価格改訂によるものであることが推測される。

(ニ) 以上の諸点より産業資金の増加は根本的には生産増加のための増加資金であり、若干物価騰貴による部分もあるが、之は公定価格改訂による已むを得ざるものであった。尚公団廃止に伴う肩替資金二五・一億も又已むを得ざるものと云えよう。

(ホ) 以上の傾向は農林、公益事業等にも概ね妥当するであろう。

(分析2) 「全国銀行貸出回収状況調」(別表三——略)

産業資金を供給した金融機関の側から其の貸出回収状況（前月末総貸出残高）を見れば概ね各月とも三五％台を示しており下降傾向は示していない。此のことより金融機関の貸出増加は不良貸出によってもたらされたものでないことが推測される。

3 従って、かかる已むを得ざる産業資金を確保するため、一方政府資金の揚超六七・五億、又一般預金の増加が三、八七五億程度に止った状況下にあつては金融機関にたいする九二・一億の追加信用も已むを得なかつたものと考えらる。

(2) 昭和二十五年

以上の如き基調は昭和二十五年に入っても引統している。即ち

- 1 産業資金の増加は貿易量の増大、公団の廃止、補給金の撤廃、特需、風水害、其の他季節資金等已むを得ぬものによるものであり、此の点に關しては具体的には「市中主要銀行七行の昭和二十五年上期貸出増加状況並に理由」(別表四——略)により推測し得られる。
- 2 一方政府資金揚超は第一、四半期三七・九億、第二、四半期二五・九億、上期計六三・八億となつており、
- 3 見返資金余裕金九月末六三・〇億、預金部余裕金九月末三一・一億等政府資金は約一、〇〇〇億の余裕金を有している。
- 4 かかる状況下にあつて、予てより金融機関としては、オーバーローンの限界を強調し、本年六月の全国銀行大会においても、財政資金の効率的放出を中心とした財政と金融の調整を要望したのであるが、其の後政府資金の運用は依然として円滑を欠き、従つてオーバーローンも未だ根本的に匡正されざる状況である。

(ロ) 以上の如くオーバーローンは経済再建上真に已むを得ないものであったと考えられるのであるが、二十五年上期中全国計数において、預金増八七、四二七百万、貸出増一三四、四六八百万、日銀貸出増四七、二〇一百万にして貸出残高の預金残高にたいする比率は八月末において九五％、九月末九一％と著しく高率を示し、あくまでも健全経済の立場

に立ち、経営の弾力性を保持せざるを得ない。金融機関としては、これ以上のオーバーローンには応じ得られぬ段階に立至っている。即ち従来の如く財政の皺を金融で見ると言った行き方も限界に来つつあると言うことが出来る。

第二 政府資金の積極的放出について

(1) 今後産業資金の需要は企業活動の活発化、合理化のための設備の拡充、貿易の増進、季節資金等愈々旺盛となること  
が予想され、然かも経済自立の条件を確立するためには之等資金の供給を絶対に確保しなければならないと考えるので  
あるが、此の時金融機関は既述の通り之以上のオーバーローンを続けることは不可能の段階に来ており、従って此処に  
強く要請されるものは政府資金の積極的放出である。具体的には九月末において一、〇〇〇億に及ぶ余裕金を要する見  
返資金、預金部資金の効率的放出を今こそ行うべきものと考える。

(2) 而して之が資金の活用方法としては、其の資金の性格より見て現在最も要請され、然かも普通銀行としては克く供給  
し得ぬ段階にある。合理化資金としての長期設備資金の積極的供給に当てるべきであり、従って金融債引受、普通銀行  
への預託、事業会社の株式と社債の引受或は更に進んではそれら政府資金を中心として新に民間の業界人をスタッフと  
し、民主的運営を前提とした復興開発金庫と言った新金融機関を設立し、効率的投資を行すべきである。

オーバーローンの真の匡正は其の様な政策と相俟って始めて達せられるであろう。

(3) 大蔵省預金部について  
預金部資金について見ると、米国における郵便貯金の全国銀行預金にたいする比率は概ね二〇%程度にすぎないが、わ  
が国においては二〇%から時に四〇%にまで及んだことがあり、最近においても一五—一六%台を示しており、  
〔日米全国銀行預金対郵便貯金比率表〕(別表五) 此のことは国民所得の相当部分が預金部に蓄積されていることを  
意味している。従って之が民間に効率的に放出されぬ限り経済循環が著しく阻害されることは明らかである。又預金部  
資金は実態的には一般金融機関預金と全く同性質のものであるから、かかる民間資金の吸収、放出は極力民間金融機関  
に委ねるべきものである。

従って方向としては郵便貯金制度の規模は縮少の方向をとるべきであり、又其の資金使用に当っては前項の如き一定の  
使用範囲を限定し、且つ民間業界人を参画せしめるより強固なる民主的機構を制度化すべきである。

第三 預金増強方策について

オーバーローンの真の克復策としても預金増強は愈々強く要請されるのであるが、其の為には次の如く根本的には貯蓄

の増加をもたらす如き経済基盤を確立すると共に、尙当面の問題として退職資金の預金化を可能ならしめる如き方策をと  
るべきである。

(1) 投資の効率化……即ち当面の問題としては見返資金預金部資金等の政府資金の投資もより効率的に行い、国民所得の  
増大を図る。

(2) 尚経済の安定化と共に消費インフレに陥らざる限り可能なる範囲において減税を実施し、本来の姿たる民間資金蓄積  
を増加せしめる素地を作る。

(3) 又現在主として税法上の理由により無意味に退職されている資金並に税取扱上の不均衡により郵便貯金に偏在してい  
る資金が相当あるものと考えられるから、銀行預金にたいしては無記名預金、源泉選択課税預金の復活等優遇措置を復  
活すべきである。

(16) Letter from Dodge to Mr. Seiji Sako, Chairman Tokyo Bankers Association, Inc., 3 Nov. 1950. (「フ・マ・シ・ン・ド  
ジャー」大蔵省資料Z七一—一三)。

(17) 「渡辺武日誌」昭和二五年一〇月三〇日。

(18) 同前。

(19) この文書の一二月二日付草案の全文が『昭和財政史—終戦から講和まで—』第二二巻「金融政策」編、五〇八一—一五六一  
頁に採録されている。

(20) 『開銀十年史』二七—二八頁。

(21) 工藤昭四郎口述「戦後復興金融金庫の果たした役割」昭和二八年一月二八日(「戦後財政史口述資料」第四分冊)、二二—  
二四頁。

(22) 「渡辺武日誌」昭和二五年一月六日。

(23) 同前。

(24) 同、昭和二五年一月一日。

(25) 同前。

(26) Memorandum of ESS/Public Finance Div. for Joseph M. Dodge, Reconversion Finance Bank, 17 Nov. 1950.  
〔「フ・マ・シ・ン・ドジャー」大蔵省資料Z七一—一三)。

- (27) Memorandum of J. M. Dodge for W. F. Margnat, Possible Reorganization of R. F. B., 3 Dec. 1950. (「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一―一二)。
- (28) これ以前に通産省では稲垣平太郎大臣の時期(在任二四年二月―二五年二月)に「日本開発会社」案を作成して日米各方面に配布したといわれるが、それとのつながりは不明である。大蔵省所蔵開銀資料『開銀十年史』編集のための関係者ヒアリングの手書きの記録のコピー)による。
- (29) この点については、二通りの解釈がありうる。債券発行を明確に認めていた前掲「日本設備信託公社」案がドッジ自身の手によるものであるか、またはその件にドッジが賛成していたものとすれば、ここでドッジは態度を転換したということになる。この場合には、復金の継承という性格が強まってきたことに対応して、膨脹への警戒の度が強まり、資金枠を限定しようという意図がはたらいた、と考えられる。これに対して、ドッジは一貫して債券発行に反対であったという想定も可能である。すなわち「渡辺武日誌」二五年一月六日の項で、ドッジは「Certificate は出さず単に trust agreement 丈をくると述べているが、この Certificate が government trust certificate 政府保証債をさすすれば、この時点で既に債券発行に反対していることになる。この場合、前掲文書はドッジ以外の人物、おそらく彼にきわめて近い人物の手によって書かれたとみられよう。いずれにせよ、以上の二通りのケースについて決定的な判断を下しうる材料は得られなかった。

### 第三節 「日本開発銀行法」

#### 一 ドッジ帰国後の動き

ドッジが滞日中の結論として、前記の覚書「復金の改組について」の中で「日本開発公社」(仮称)設立の構想を明示していったことにより、それ以降の設立交渉は具体性をおびてくる。すなわちドッジ帰国後、大蔵省では「日本開発銀行法」の当初の原案を作成しており、遅くとも昭和二六年一月半ばまでには司令部に提出し承認を求めた<sup>(1)</sup>。「日本開発銀行」(以下「開銀」と略称することもある)の具体的な規定について検討する段階に移ってきたわけであるが、この問題に関する司令部側の対応は、「渡辺武日誌」によれば次のようなものであった。

まず、昭和二五年末から翌二六年初にかけてのこの時期、明確に通貨流通高が増加してきていたが、マーケット経済科学局長はじめ司令部のメンバー全体にこの問題に対し以前のように神経をとがらせる空気がなく、この点で「きわだった変化」がみられたことである<sup>(2)</sup>。さらに、二六年一月九日には経済科学局内での財政金融問題に関する中心的人物であるアリソン J. R. Allison (経済科学局財政担当ディレクター) が、見返資金がなくなったのちの資本不足を埋めるために特殊銀行を復活させるといふ渡辺の提案に対して賛成の意を示している<sup>(3)</sup>。また一月一〇日には、渡辺とリード財政課長との間で「日本開発銀行」(Japan Development Bank)の設立を前提としてその性格についての討論がもたれている<sup>(4)</sup>。このように、一二月三日付のドッジの覚書の効果によって、渡辺によれば、司令部内部には日本開発銀

行設立プランに対する反対者は一人もおらず、また全体的に関連事項に対しても態度の変化が感じられたといわれる。

昭和二六年一月一日、池田蔵相は大阪へ向かう途上の車中談で「日本開発銀行法案」を検討中であることを公表した。報道された談話のうち、開発銀行に関する部分は次のごとくである。

現在長期金融機関と短期金融機関の区別が薄れてとかく長期金融は円滑にゆかないといつても興銀、勧銀などを以前の特殊銀行にもどすことはむずかしい、これが日本経済復興のガンとなつていたので長期金融機関として日本開発銀行(仮称)の構想を立案中であり二七年度までには発足させたい。<sup>(5)</sup>

積極的に長期産業資金を供給するため強力な日本開発銀行(仮称)を創設したい。これには輸出銀行のような政府出資の機関として見返り資金、預金部資金、復金回収金などの財政資金を動員する構想である。できれば今国会に間に合せたいが、おくれる場合は預金部資金による興銀、勧銀などの金融債引受けに当つて、将来は日本開発銀行の金融債に肩替りする構想を織り込んで進めて行く。<sup>(6)</sup>

また、この車中談に関連し大蔵当局の構想として次のようなやや詳細にわたる報道もなされている。<sup>(7)</sup>

- 一、日本開発銀行(仮称)は全額政府出資の特殊法人(政府機関)とし市中銀行の採算に乗らない長期金融の専門機関とする
- 一、資金源は一定の政府出資のほか見返資金、預金部資金、復金回収金を動員する
- 一、その仕組は大体日本輸出銀行に準ずるが、開発銀行には特に債券を発行させる、発行倍率は現在通常の長期金融機関に適用している廿倍より幾らか低く資本金の数倍程度とする、債券引受けは預金部資金を主とするが、市中引受も認める
- 一、設立後は現在興銀、勧銀が融資している貸付債権を肩替りし、これと見合いの金融債を預金部に肩替りしてその債権債務を引継ぎ興銀、勧銀は商業採算に合う長期金融だけを行うようにする、農林中金、商工中金はそれぞれ別個の専門分野の長期金融機関として存続させる

一、融資方法は輸出銀行の場合と同様市中銀行を窓口にご利用し、協調融資の方法も採る

一、復金の既融資債権の引継ぎも場合によつては考慮し、また見返資金の私企業投資も同資金の廃止に備えて受け入れられるよう配慮する

一、設立は廿六年度内を目標とするが、設立が遅れる場合は預金部資金による興銀、勧銀債の引受けに当つて、これを将来日本開発銀行債に乗換えることを考慮する

池田の車中談のあと一月一四日にはアリソンとディールが一時帰国のため日本を離れ(三月七日再来日)、アリソンにかわつてリード財政課長が Director of Finance の役目をはたすようになる。この一月中旬から二月の時期は、交渉は続けられるが議論は空転し、具体的には何らの進展もみなかった時期である。のちにみるように、アメリカ本国との重要な意見調整がおこなわれていた時期であつて、その一応の方向が出される三月にはいり、開発銀行問題も再び急速に展開を始めるのである。

まずこの一・二月期に大蔵省とリード課長の間で問題になつていた点についてみておこう。前述のとおり、①政府出資の内訳、および債券発行・借入金のは非、②「リファイナンス」と新規融資、③復金との関係、の三つが主たる論点である。

第一点目については、一月一〇日の会見で渡辺財務官は、原資として復金回収金、見返資金の私企業貸付金回収金、および金融債の預金部資金による引受け、を提案した。これに対しリード課長は復金の全資産を開銀に承継すべきことを強調し、見返資金回収金の出資については否定的であつた。リードのこの立場は三月まで一貫している。二月一日にも彼は見返資金、預金部資金の使用(債券発行)に反対、同月一三、一四日の会見でも同様の発言を繰り返している。<sup>(10)</sup>



第二点目についてのリードの立場は開銀の業務を「リファイナンス」に限定、すなわち新規融資を認めないというものであった。<sup>(11)</sup>

第三点に関連するが、復金資産以外からの出資に否定的で新規融資も認めないとするリードの態度は、彼が開銀の設立をまず何よりも復金の改組として考えていたことによるものと思われる。たとえば二月一日の交渉でリードは復金回収金以外の資金の導入に反対するとともに、復金の全資産を開銀に移すべきことを強調し、さらに一九五一—五二会計年度以降における予算を上回る復金回収金については「リファイナンス」を中心に新規融資に充用してもよいとも述べている。<sup>(12)</sup> 前述のごとく、前年一〇月以降の時点で工藤復金理事長の働きかけを受け、復金改組をドッジに認めさせるうえで中心的な働きをしたリードにとっては、開銀設立とはまず復金の改組であり、それ以外の資金を導入して規模を拡大し新規融資を認めるということは自らの意図の範囲を越えるものであったと考えられる。<sup>(13)</sup>

池田蔵相は、第一に資金の規模が小さすぎること、第二に新規の融資も認められなければ意味がないとの点で反論したが、リード課長も、最近数カ月で企業の蓄積資金が増大し経済環境が根本的に変化したこと、池田の考え方は政治的（に意味があるかどうかという観点に傾き）すぎ、結果として政治的なつかみどりの場（a political grab）になる危険性などをあげて譲らなかった。<sup>(14)</sup>

以上のように、出資金の内訳、債券発行、借入金および新規融資の是非をめぐって大蔵省とリード課長との間で交渉がもたれたとはいえ、具体的な歩み寄り、現実化という点ではこの時期はやはり空白期であった。

このような推移の背景は、おりからの「日米経済協力」構想の高まりであったと思われる。この「日米経済協力」問題とは大要以下のようなことがらであった。前年昭和二五（一九五〇）年六月の朝鮮戦争勃発後、八月には極東米軍による「特需」が在日米軍兵站部 Japan Logistical Command を通じて発注され、日本経済に巨大な刺激を与え

はじめた。緊迫した世界情勢を背景として、アメリカ本国政府では陸軍を中心に、日本の潜在工業生産力を活用し、軍需物資の調達に応えさせようという考え方が浮上した。この構想が表面化するのが二六年初頭とみられ、「日米経済協力」問題と呼ばれて重要問題化してゆく。日本の財界・政府はこれを生産水準の大幅な向上、「自立経済の達成」に結びつけようとして便乗し、一方アメリカでも（朝鮮戦争の拡大の方向が考えられなくなる二六年半ば以降も）対日援助打切りの代替として「特需」を定着させ、あわせて東南アジアの資源と日本の潜在工業力とを結合させることによりこの地域の工業製品需要をまかなう効果を期待して、「日米経済協力」体制が実現するのである。その公式な表明が二六年五月の「マーケット声明」であった。<sup>(15)</sup> いま問題としている二六年一—三月期というのは、この「日米経済協力」への期待が一気に高まり、日本側各方面から自立経済達成にむけた広範な要求が一斉に提出される時期にあたる。開銀創設に関する動きについても、以下にみるような三月初めからのあわただしい実現への足どりは、このような背景のもとでもたらされたものである。

ところでこの「日米経済協力」構想は、直接にはアメリカ本国の軍部（国防総省）と国防生産局 Munition Board の主導で進められたために、司令部とくに経済科学局の内部では、モローやマーケットなど軍に近い人々が積極的であったのに対し、リード、アリソン、ファイン等経済政策自体の側からの発想をする人々は必ずしも足並みがそろわなかった。したがって、この一—二月期に本国政府との、また経済科学局内部での調整をはかり足並みをそろえる必要があったのであり、そのことがこの時期の開銀設立交渉の「空白」と三月からの急展開という推移の理由であったと考えられる。

## 二 交渉の進展

以上のような背景をうけて、三月にはいると各方面の動きが表面化し、かつあわただしくなり、交渉も急展開をみせる。その動きを整理しておこう。

第一に、帰米していたアリソン、ディール両氏の再来日である。帰米中(一―二月)における二人の動向の詳細は明らかではないが、「経済協力」気運の高まりの中で主として開銀問題をめぐる政策調整に当たってきた両氏の帰任が交渉に積極的な影響を与えたことは、のちの推移から明白であろう。

第二に、これとほぼ同じ時期に訪米を終えて帰国した一万田尚登日本銀行総裁の影響である。一万田総裁も一月下旬から三月上旬にわたる訪米の中で、「日米経済協力」に関連するアメリカ側の動向に接し、帰国後、要旨次のように語ったとされる。<sup>(16)</sup>

- 一、ドッジ氏、リード博士(財政課長とは別人——引用者)をはじめ米国政策担当者の見解を総合すると米国は日本との間に密接不離な経済協力態勢の確立を考えている、米国は日本労働者の技術水準、水力発電力などをかなり高く評価している
- 一、政府機関外資、民間外資を問わず見通しは悪くない、このため日本では輸出銀行を輸出入銀行にするとかまたは開発銀行を外資受入機関にするとかいずれにしても急速に準備態勢を作る必要がある

一月から二月にかけてダレス特使を迎えて東京会談がおこなわれ、年内講和と「経済協力」への期待が盛り上がる中でこの二組の帰国によって、開銀早期設立の気運が各方面から高まっていくことになる。

日銀政策委員会では一万田訪米中から市中銀行の業務を本来の短期信用中心の形に確定することとの絡みで開銀の

設立に関する論議を始めていたが、総裁帰国とともに本格的な検討・推進にはいることとなった。この間の事情について、当時次のように報道されている。<sup>(17)</sup>

日銀政策委員会では必要長期資金を確保するとともに市中銀行を商業銀行本来の姿にもどすため長期金融機構の確立について論議を進めており、一万田総裁の帰国をまつて本格的検討に入る予定である

日銀政策委が長期金融機構の確立を必要としているのは

①日本のように資本の蓄積が乏しい国では長期資金を確保するためにはそれぞれの分野にそれぞれの特長金融機関を設け、ある程度の財政資金の援助を背景に資金供給をすべきである ②戦後長期金融機構が乱れたため市中銀行がその一部を負担しているが、国際経済との接触が深まってきたから国際信用上からも商業銀行は短期融資一本の本来の姿にもどすべきであるなどの理由によるものとされ、政策委では機構確立のため次のような方向に沿って検討を進めているようである

一、興銀については ①現在預金と債券の二本建で必要資金を調達しているのを債券銀行としての性格を強く出し債券発行限度の拡大などについて考慮する一方、預金業務は積極的に行わないよう指導する ②債券の発行条件(期限三年)などに制約されて最長三年程度の中期の金融しかしていないが、今後債券の期限を延長することなどによって資金繰りの許す限り長期の融資ができるようにする ③融資はあくまでも商業採算にもとづいて行わせる

一、勧銀についても中小企業金融の円滑化を図るため不動産担保金融に重点を置かせる、しかし同行の性格や資金源をどこに求めるかなどの点は経理上などの理由から最も複雑な問題なので周囲の事情とにらみ合わせて慎重に検討する

一、日本経済の発展に必要な資金を確保する政策金融機関として開銀銀行の活用を図る、そのため同行の業務は現在伝えられているように市中銀行の長期融資の肩替りに止めず積極的な融資も行えるようにする

一、輸出銀行を輸出入銀行に発展させ、貿易関係の長期資金を賄わせる

一、以上各機関の資金源としてはまず市中銀行資金(債券引受などの形で)の利用を図り、できない分は預金部資金などの財政資金で賄う

次に財界団体の動きをみてみよう。財界では、長崎英造らを中心として前年(二五年)から司令部と連絡をとっており、二月には鳩山一郎、石橋湛山、石井光次郎が来日中のダレスに対し「わが財界の要望」と題する文書を提出、また経団連内に日米経済提携懇談会を設置して同じくダレスに「講和条約に関する基本的要望」を提出したといわれる。その中には、日本の再軍備と、それに向けたアメリカ対日援助の継続、日米経済の提携が含まれ、のちに掲げる文書での要求と同趣旨の内容が盛り込まれていた。開銀に関しては、一月末の段階で次のような財界の意見が報道されている。<sup>(18)</sup>

政府の日本開発銀行設立の構想に対して財界はかねての要望が容れられ、長期資金調達にあらたな途が開けるものとしてともに賛意を表し、その早期実現を期待している、同銀行に対する財界の要望は次の通り

- 一、長期資金の調達は国際情勢などを反映してさらに困難になることも考えられるが、開発銀行が実現するまでには早くて半年以上かかるといわれるので、復金などの機構を吸収、活用して早急に実現してもらいたい
- 一、政府機関であるとしても輸出銀行と同様大蔵大臣の監督権を緩和し、政府から極力独立させた方がいい、役所仕事ではダメで事務処理の能力を十分に発揮した民営的な機構にする必要がある
- 一、資本金百億円は長期金融を行う銀行としては少なすぎる、復金回収金の方は貸倒れも少く回収率も良好のようだからもつとこれを活用すべきである
- 一、債券発行の引受先に預金部資金を予定しているようだが、預金部資金の金融債(市中銀行)引受分に食込むおそれがある
- 一、融資の対象としては造船、鉄鋼、電力など一般市中融資に乗らないものとする構想のようであるが、むしろその特殊性を活かして対象範囲を大きくすべきである
- 一、金利については市中金利より低く見返資金なみの取扱いをしてほしい、造船などの場合でも業界の希望より二分程度も高くなっている、銀行が船を造るといふようなことをいわれるようでは困る

一、国際金融機構に参加できれば世界復興開発銀行と結びつけ借款の受入れなど国際金融の窓口として活用すればいい、またできれば見返資金の金利や元金の回収分なども引受けさせ、長期資金として回転させてもらいたい

次いで三月から四月にかけて、財界団体はあいついで意見書・要望書を提出した。いま入手しうるものは、次のとおりである。<sup>(19)</sup>

「日米経済の協力態勢に関する意見」(昭二六、三、一五、経済団体連合会日米経済提携懇談会)

「同案」(三、一三)

「日米経済協力態勢確立に関する要望」(昭二六、四、七、社団法人日本商工会議所)

「日米経済協力に関する決議」(昭二六、四、一六、経済同友会第五回通常総会)

「日米経済協力に関する要望」(昭二六、四、大阪商工会議所)

それぞれの意見書の趣旨には大きな差はないので、ここでは代表して経団連日米経済提携懇談会の意見書の内容にふれておこう。<sup>(20)</sup>(なお全文は注を参照)。

意見書は、前半で「日米経済協力」の考え方に関する総論を述べたのち、「必要な諸施策」として、対日クレジット供与、国際経済機構への加盟、日米経済共同委員会の設置等が挙げられ、さらに具体的に、電源開発、海運、原材料確保、リスク補償等が当面の重点要望事項として列挙されている。こうした点に関しては、いずれの文書も基本的に同様である。なお、開銀については、援助にかわる対日クレジット供与の要求に関連して、外資の受入機関としての活用を述べている点が注目される。また、当時の日本経済拡大のボトルネックであった電力、海運等重点部門への言及は、のちの開銀の融資対象の問題に当然関連している。

「日米経済協力」の日本側におけるもう一方の推進者であった経済安定本部も、すでに一月二〇日「日本経済の自

立に関する要請事項」二月六日「一層緊密な経済協力のために (For closer Economic Cooperation)」 「経済協力と関連して執られるべき重要施策 (Important Measures to be taken in Connection with Economic Cooperation)」なる文書を作成し、<sup>(21)</sup>この中で重点産業に対する長期金融機関としての日本開発銀行の設立を項目に掲げていたが、三月二日付「経済協力に関連する今後の重要経済施策」<sup>(22)</sup>においてこの時点での政策指針を整理した。

この文書では、「今後の経済施策の基調は、国際情勢の変転に対処して、日米経済協力体制の確立を推進しつつ、日本経済の自立を急速に達成すること」だとされ、その際、「貿易及び生産規模を拡大せしめ、経済協力を促進する」とともに「インフレーション再発の要因を排除」し、「生活必需物資の供給を確保すること」が必要だとしている。生産拡大の制約要因は「(1)電力、(2)輸入原材料、(3)産業資金」そして船舶であり、これらの確保が緊要である。また「内需と特需、輸出」の各需要間の調整をつけるため、「(1)対日期待物資の品目、数量、期間等の内容につき予め日本政府が連絡を受けること。(2)対日期待物資の発注及び受注の機構及び方式を合理的に確立すること」が必要とされ、経済協力の長期的で明確な見通しをアメリカ側に要求していた。また、「金融政策」の項では次のように述べている。

必要な部面に必要量の資金を確保するとともに、金融面から生ずるインフレーションを防止するため、次の措置を講ずる。

(一) 造船、電力その他の重要産業で自己資金又は市中金融をもっては所要資金を調達しえないものに対し必要な資金を確保するため、政府的金融機関 (開発銀行) を設立する外、預金部資金、見返資金等政府資金の重点的活用を図る。

なお、右の政府的金融機関に債券の発行を認め、その市中消化を図る。

(二) 金融の調整を図るため、日銀の高率適用の強化、ユーザンス制度の適正化等金融の量的統制措置を強化する。

(三) (省略——引用者)

このように「日米経済協力」にかかわる生産拡大政策を支えるための金融政策の柱として、開発銀行の重点的融資が位置付けられていたのである。

以上のように各方面から強力に開銀の早期設立の要望が出され、かつ経済科学局内部でも一応の調整手続を終えた事情をふまえ、交渉は三月を迎えて急速な進展をみる。この時期の大蔵省の動きをみておくために、まず昭和二六年三月一日付の渡辺武のドッジ宛書簡の訳文を掲げておく。これは、二月一三日の交渉でリード財政課長が明らかにしたドッジの指示 (開銀についての経過に関する情報の要求) にもとづくもので、リードとの合意では、日本側の「日本開発銀行法」原案とそれについての説明、それはリードのコメントを送付することになっていた。<sup>(23)</sup>しかし、リードのコメントが送付されたかは不明であり、同封されたはずの原案も今のところ未見である。

とりあえず書簡を掲げ、三月初段階での原案の論点をみておこう。<sup>(24)</sup> (執筆者訳)。

一九五一年三月一日

デトロイト銀行頭取 ジョセフ・M・ドッジ殿

我々が日本政府の経済政策について最後に討論してから、またたった三カ月しか経過していない。しかしそれ以降、経済情勢は大きく変化した。

ひとつの重要な点は外国為替特別会計の (円——引用者) 支払が過度に増大したことである。これは、特需 (Special procurement orders) を含む輸出が大きく伸長したのに比し、輸入はそれと同等には増加しなかったという事情によるものである。

その結果、一九五〇—五一会計年度内において、預金部資金や見返資金のファンドの純増見積り額一三〇〇億円を含めた政府による資金吸上げを、さらに上回ること約七〇〇億円 (の円資金——引用者) が撒布されることになろう。

予想される特需の巨大さに対する、原材料輸入と必要海上輸送能力を確保することの困難性は、現時点における主要なインフレ刺激要因である。



「日本開発公社」の構想について議論したことは貴兄の記憶に新しいことと思う。あの議論を基礎に、我々は日本開発銀行法案を起草し、少し前に司令部の関係部局に提出した。法案の写しはこの手紙に同封しておいた。

日本開発銀行の構想に対する貴兄の個人的な配慮がその設立を促進するのにつながるならば、我々にとって望外の喜びである。この書簡は池田大蔵大臣の諒承のもとに書かれていることを考慮していただきたい。

同封した法案はもちろん修正の対象であるが、主要な論点は次の通りである。

- 一、本行は現在短期信用の形で供与されている長期信用をリファイナンスする。それによって商業銀行は商業信用に専念することができよう。
- 二、本行は復金貸付回収金の、そして実現できれば見返資金融資回収金の活用の中核となり、特殊銀行の廃止による適当な融資経路の欠如のごとき金融面での空白を解消しうるであろう。
- 三、本行は復金の単なる再現であってはならない。
- 四、本行の設立によって、以下の問答の二および三に述べられたように、現在の資金計画が修正されることがほとんどないよう

にすべきである。

問題の所在を明らかにするため、同封の法案に関連して予想される疑問点に対し、次のような回答を補足しておきたい。

- (問一) 復金回収金は今年度一八〇億円、来年度一二〇億円に確実に達すると見積もられている。本行の設立を一九五二―五三会計年度まで延期するのはなぜか。

(答) 復金回収金は、今年度において、見積もり額を四〇―五〇億円上回るものと期待されている。回収を特別に早めることはしないという現在の政策が変更されるならば、来年度において回収額が予算計上額を上回することは確実である。そして本行を早期に設立する経済的必要性はきわめて重要な要素である。

- (問二) 八〇億円にもなる見返資金融資回収金はすでに来会計年度見返資金の資金計画の中に含まれている。もしその額が日本開発銀行のために充用されるならば、それは資金計画の変更を意味しないだろうか。

(答) 同封した法案の規定にかかわらず、さしあたりは見返資金を使用することは控えようと考えている。しかしながら、――少なくとも将来において――日本開発銀行が見返資金の回収金を使用することを許可されたいというのが我々の希望である。

- (問三) 日本開発銀行の債券発行は資金のインフレ的操作をひきおこさないであろうか。

(答) 我々の考えている債券発行は総額一二〇億円である。我々の提案は来年度において預金部が金融債に割当てている四〇〇億円の限度内で引受可能な範囲のものである。いいかえれば、資金計画全体には何らの変更もない。

○億円の限度内で引受可能な範囲のものなのである。いいかえれば、資金計画全体には何らの変更もない。復金融資の超過回収額は総額四〇―五〇億円となるが、これは当面の日本開発銀行の資本金としては過少である。少なくとも一〇〇億円をもって発足することが望まれる。

それに代わる案は、見返資金から本行に投資し、それに見合う額を預金部の金融債引受計画において削減するものである。この場合には、預金部および見返資金の資金計画は実質的には影響を受けない。

- (問四) 復金にその回収金の再投資を認めるとしたら、それで十分でないだろうか。

(答) 我々の希望は、新しい銀行を設立し、一新された経営のもとで、新しいスタートを切ることである。復金の継続ではない。

我々の提案では、復金の資産および負債は日本開発銀行に承継され、復金に対する政府出資は日本開発銀行の対政府債務に振り替えられる。そこで実際上は、日本開発銀行は復金（の債権債務――引用者）を清算し、復金融資の回収金は一般会計からの毎年の政府投資として振り替えられることになる。

- (問五) 企業の内部留保は利潤の増大によって急速に拡大し、長期資金に対する需要は六カ月前ほど緊急ではない。日本開発銀行のような金融機関を現在設立することがそれほど必要なのか。

(答) 一般的には企業の内部留保が拡大したことは事実である。しかしその拡大は日本開発銀行のごとき金融機関の設立を必要ならしめるほどには巨大ではない。



日本が極東における工場たるべきであるとすれば、生産能力の近代化と調整のための長期資金が必要である。たとえいくつかの企業が内部資金で調達できるとしても、そのことが他の企業も長期資金を必要としないということの意味するものではない。

海運業等に対する長期金融の困難性は日本開発銀行を遅滞なく設立すべき根拠として正当だと判断してよいであろう。

以上に述べたように、貴兄の個人的な配慮によってこの新しい銀行の設立が促進されるようにという希望をもって、私はこの手紙を送る。さしあたり、我々はこの問題について司令部との討論を続けることになろう。そしてこの手紙の写しは経済科学局に送付しておく。

合衆国もしくは日本において、遠からず貴兄と再び会えることを期待して。

大蔵省財務官 渡辺 武

この書簡から知りうることは以下のごとくである。

第一に「原案」では設立の時期を二七年度中としているのに対し、この時点での要求としては設立を非常に急いでいることである。

このことと関連して第二に、「日本が極東における工場たるべきであるとするれば」(Should Japan become a workshop of the far east,…)以下のくだりをはじめとして、前述の「日米経済協力」の考え方を前提にしていると思われる議論がみられることである。

第三に、資金源については次のようにされている。①開銀は復金の債権債務を承継する。②復金資本金となっている政府出資金は開銀に対する政府貸付金に振り替える。③当面は予算で見積もられている額を超過する分の復金回収金を開銀の資本金として充てる。④当初の実施は差し控えるが、規定としては見返資金私企業貸付回収金も開銀の資

金源とする。⑤インフレ的でない範囲(資金計画を変更しない範囲)において債券発行をおこなう(予定二二〇億円程度)。なお、発足当初の資本金としては一〇〇億円という規模を最低限に考えていた。

第四に資金運用については、ドッジに対してはまず「リファイナンス」を強調しつつも、基本的には海運業をはじめ当時の重点産業に対する長期資金貸付を規定していた。

これらの論点と、先にみた一―二期期のリード財政課長らとの交渉における論点とを総合してみると、三月以降の交渉(最終的な詰め段階)での問題点が絞られてこよう。ちなみにこの時期の新聞に報道された開銀に関する大蔵省の意向は次のようなものであった。

まず、くりかえし問題にされている事項は資本金規模に関するもので、当時の報道では政府出資は五〇億ないし一二〇億円といわれ、やはり一〇〇億円を確保することが、一―三期期に一貫して眼目とされていたようである。また債券発行は資本金の三ないし五倍の額まで可能とする線が期待されていた。資金の内訳は復金回収金を中心に見返資金回収金を加え、総額一〇〇億円規模を確保することを前提に考慮されたようである。<sup>(25)</sup>

第二にこの時期、運輸省が「船舶金融の円滑化を図るため、二五年末から作業をはじめ、二六年一月六日に資本金一〇〇億円の海事金融金庫設立要綱を発表<sup>(26)</sup>」したが、大蔵省としては、このように各担当官庁が中心となって特定産業ごとの金融機関設立が推進されることは好ましくないとの立場から、日本開発銀行を早期に設立し、重点産業向け融資を中心とした政府長期資金融資の一元化をはかろうとした事情も存在したといわれる。<sup>(27)</sup>

このような中で、前述のとおり三月にはいり最終的な詰め交渉が展開されることになる。

## 三 「日本開発銀行法案」の確定

三月にはいり七日の定例会見において開銀についての話し合いがもたれた。この席上池田蔵相は開銀の早期実現を要請したが、ハッチンソン E. C. Hutchinson (財政課長代理) はインフレーションを警戒し、リード課長も検討のため時間がさらに必要と発言している。これに対しマーケット局長は、この問題につき遅滞なく仕事を進めるよう指示した。<sup>(28)</sup> マーケットは、すでに二月一四日の交渉においても長期資金が緊急に必要な旨の発言をしており、軍の中樞の意図に近いところに位置しているため、「日米経済協力」問題に関連して開銀早期設立にも積極的な立場をとっていたものと思われる。結局この日の交渉ではフィリップス R. E. Phillips (財政課財政政策係長) との間でさらに詰めることとなった。なお、前述のとおりアリソンらはこの日帰任している。

三月九日午前の交渉では、フィリップスとの間で見返資金から四五億円出資するということで合意に達した。さらに、必要ならば預金部が金融債引受けを同額減じるとのひきかえに見返資金からの出資を一五億円追加してもよいことになった。これにより渡辺は復金回収金からの四〇億円とあわせ、資本金総額一〇〇億円で発足できる見通しを得ている。<sup>(29)</sup> つづく午後の交渉ではリード課長の態度も軟化し、フィリップスとの同意より一步すすめて見返資金からの出資を一〇〇億円まで認めることとなった。見返資金からの出資に反対していたリードの態度変更の理由は明らかではないが、アリソンらの帰任やマーケットの指示などにより、経済科学局内の空気が開銀早期設立に好意的となったことが影響したとみるべきであろう。

ただし、この間三月一日までの交渉で、次の二点については司令部側の態度がやや固いことが判明した。第一に「債券発行や借入金と認めると予算編成上コントロールしにくく、かつ総合的な資金需給の面からインフレ要因になる可能性があるので反対であること」、第二に「融資方針はリファイナンスだけが望ましいこと」<sup>(30)</sup> である。これをうけて三月一三日朝の閣議では、次の点を実現するよう交渉することを確認した。①新規融資を可能にすること、②資金枠をさらに拡大すること、③債券発行とその預金部引受けを認めさせること、④理事の定数を七名に増員し、さらに非常任理事 (part time directors 開銀法における参与) 五名を設けること。<sup>(31)</sup> ただしこのうち、③については、同じ日に日本銀行では債券発行は認められない旨聴取しており、実際上はこの規定をあきらめる方向に傾いていたと思われる。<sup>(32)</sup>

以上の方針に沿って、渡辺は一三日から交渉を継続し、三月一九日の池田・マーケット会談の前までに次の点で「原則的理解」に達した。<sup>(33)</sup>

- (1) 資本金は一〇〇億円、全額見返資金より出資する。
  - (2) 復金の債権・債務を承継し、組織も引き継ぐ。ただし復金の解散は開銀の設立と別個とし、それより遅れる。
  - (3) 予算計上額以上の復金回収金は開銀の資本金に繰り入れる。
  - (4) 新規融資もおこなえる。
- ここで懸案の新規融資が認められたわけである。

三月九日、池田・マーケット会談がおこなわれ、ここで再び池田から開銀の債券発行の許可について要望したが、マーケット局長はこれに同意しなかった。そのため池田は翌日の閣議に債券発行の規定を提案しないことに決定した。<sup>(34)</sup> ここで債券発行規定を除くことに決定したのは、おりから開会中の第一〇国会が四月一日から休会することとなっており、時間が切迫した中で、最大の懸案であった新規融資が認められたことを考慮し、この時点での妥協を得策

と判断したためと考えられる。

これによって決定された大蔵省の「日本開発銀行法案」は、翌二〇日の閣議に提案された。しかし、これに対し、経済安定本部より次のような文書が閣議に提出された。<sup>(35)</sup>

日本開発銀行の運営について(昭和二六、三、九経済安定本部)

日本開発銀行の運営については、同行が我が国の経済の自立、産業の開発等今後の重要経済施策を推進するため、政府資金を運用する機関である点にかんがみ、その運営は、政府において策定する総合的産業計画及び産業資金計画を基準として行うものとする。

備考

右の総合的産業計画及び産業資金計画は、経済安定本部において関係各省と協議して策定するものとする。

こうした文書が提出された背景は、『日本開発銀行十年史』によれば、次のようなことであつた。<sup>(36)</sup> すなわち大蔵省は開銀の経営の自主性を強調し、また融資方式としては市中銀行との協調融資に重点を置いていたのに対して、安定本部(およびこれに同調した通産・農林・運輸の各省)はそれぞれ担当する産業の立場を反映させて国家的な産業資金計画を確立し、それに沿った強力な重点融資をおこなうこと、またそれに当たり単独融資も辞さない積極的な姿勢をもつことを確認させようとしたのである。

大蔵省側が開銀運営の自主性を主張したのは、復金の運営を総括してのことであろう。復金においては、理事会のほかにも復興金融委員会等が設けられ、そこを主たる場として各方面から融資に関する圧力が加えられた。これが政治的融資の温床として司令部はじめ一般の批判するところとなつていた。つまりこの閣議における各省の意見は、二二—二四年にかけての復金機構改革問題に際しての立場につらなるものである。開銀設立に関して直接ドッジや経済科

学局との交渉に当たってきた大蔵省としては、公正な融資が保証されるためには何よりも運営の自主性が必要との立場に立ったものだといえよう。

結局二〇日の閣議では決定は保留となり、閣議後大蔵省と安定本部間で協議し、二二日の閣議で安定本部の文書は廃案となり、代わつて次の「了解事項」を付したうえ法律案原案の決定をみた。<sup>(37)</sup>

日本開発銀行の運営に関する諒解事項(昭和二六年三月二二日閣議了解)

日本開発銀行の運営については、同行が我が国の経済の自立、産業の開発等今後の重要経済施策を推進するため必要な産業資金供給上に占める重要性及び政府金融機関としての使用にかんがみ、政府の産業、交通及び金融に関する総合的な政策及びこれに基づく基本計画に順応せしめるものとする。

(備考) 尚日本開発銀行の定款に右の趣旨の規定をおかすよう措置するものとする。

#### 四 「日本開発銀行法」の制定と施行

「日本開発銀行法案」は三月二七日に国会審議にまわされ、二八日には大蔵大臣の提案理由説明がおこなわれた。衆参両院大蔵委員会および本会議において出された主な質問は、次のようなものである。<sup>(38)</sup>

第一に、法案の提出が急であり審議期間がきわめて短い点が多く、質問者から批判された。また実際に各党、各委員とも十分な検討、準備の余裕がなかった模様で、推測の域を出ない質問も多く、詳細な内容的論議は交わされなかつた。第二は、これと関連して、このように急に提案され成立が急がれるのは、「日米経済協力」との関連を示すものであり、開銀はアメリカの要請に従つて運営されざるをえないのではないか、との質問であつた。第三は、復金の継承という面に関して、復金や市中銀行の焦げつき債権の肩代りなど不健全な運営がおこなわれる危険はないか、と

いうものであった。これに対し大蔵大臣および政府委員から、日本側の自主的な構想によるものであり、運営についても自主性を確保しながら政府の定める重点政策に背反しないよう努めるので、質問のような心配はない、との説明がおこなわれた。各党の態度は、自由党が賛成、民主党は条件つき賛成、社会党は、アメリカの影響の排除、軍需産業への傾斜の排除、民主的審議会の速やかな設置、不良貸付けの防止等を条件として原則賛成、共産党は主に対米従属的機関となる恐れから反対、であった。

衆議院では三月三〇日、大蔵委員会で賛成多数で可決、同日、本会議でも可決された。翌三十一日には参議院でも可決され、ここに「日本開発銀行法案」は休会を翌日にひかえてきわめて短期間に成立をみ、昭和二六年法律第一〇八号として即日公布・施行されたのである。<sup>(39)</sup>

「日本開発銀行法」成立後、政府は、昭和二六年四月三日に

小林 中（生命保険協会会長、富国生命社長）  
 工藤 昭四郎（復興金融金庫理事長）  
 長沼 弘毅（大蔵事務次官）  
 山本 高行（通産事務次官）  
 山添 利作（農林事務次官）  
 秋山 龍（運輸事務次官）  
 福島 正雄（経済安定本部副長官）  
 舟山 正吉（大蔵省銀行局長）  
 の八名を、四月五日には、

太田 利三郎（日本銀行理事）  
 計九名を開銀設立委員として任命し（委員長には互選により小林中を選出）、設立委員会は四月一二日大蔵大臣宛に定款を届出した。

次いで四月二〇日に設立登記がおこなわれ、同日吉田内閣総理大臣は、

総裁 小林 中  
 副総裁 太田 利三郎  
 監事 伊藤 豊（広島銀行頭取）  
 を任命、同時に総裁は、  
 理事 中村 建城（元大蔵省主計局長）  
 同 中山 素平（日本興業銀行常務取締役）  
 同 梅野 友夫（日本銀行資金局長）  
 同 矢田部 章（日本勧業銀行日本橋支店長）  
 を任命した。

参与には、五月二五日、

関 桂三（東洋紡績会長）  
 石坂 泰三（東京芝浦電気社長）  
 三 鬼 隆（八幡製鉄社長）

が総裁より任命された。

当初の機構は、復金吸収までの暫定措置として、総務部、審査部、営業第一部、営業第二部、経理部、検査部、秘書室が設置され、それに配属される職員として部長五名、課長六名、その他男子職員三五名、女子職員二六名、雇員八名、計八〇名が五月一日付で発令された。職員は、長期金融業務の経験豊富な日本興業銀行、日本勧業銀行、および日本銀行からの援助を受けた。<sup>(40)</sup>

こうして日本開発銀行は正式に発足し、五月一五日より開業したのである。

- (1) 「渡辺武日誌」昭和二六年一月一六日の項に、「日本開発銀行法案は承認を得るため既にGHQに送付されている」との記述がある。
- (2) 「渡辺武日誌」昭和二五年一月二七日。
- (3) 同前、昭和二六年一月九日。
- (4) 同前、一月一〇日。
- (5) 『日本経済新聞』昭和二六年一月二二日。
- (6) 『朝日新聞』昭和二六年一月二二日。
- (7) 『日本経済新聞』昭和二六年一月二二日。
- (8) 「渡辺武日誌」昭和二六年一月一六日。
- (9) 「日本開発銀行の設立について大蔵省では目下帰米中の総司令部政治局ディール財務官および経済科学局アリソン財政金融課長にその構想を託しワシントン筋の意向を打診中である。」(『日本経済新聞』昭和二六年一月二二日)。
- (10) 「渡辺武日誌」による。
- (11) 同前、昭和二六年一月一六日、二月一日、二月二三日、二月一四日。
- (12) 「渡辺武日誌」による。
- (13) 二月一日の交渉でリードは、開銀設立に関するドッジの考え方の変化について、「ドッジ氏は当初日米双方の利益を代表する復金回収金と見返資金回収金を利用したインターナショナルな銀行を構想していた。次にリファイナンスを行なう新規

の日本(国内)銀行を考えを変え、最後には復金の改組という考え方に賛成したのだ」(「渡辺武日誌」昭和二六年二月一日)と述べているが、これも彼自身の開銀に対する考え方にひきつけた解釈といつてよからう。

- (14) 「渡辺武日誌」昭和二六年二月一四日。
- (15) 中村隆英「日米『経済協力』関係の形成」(近代日本研究・4、『太平洋戦争——開戦から講和まで』山川出版社、昭和五七年、および大蔵省財政史室『昭和財政史——終戦から講和まで』第三卷「アメリカの対日占領政策」編参照)。
- (16) 昭和二六年三月七日の関係閣僚、自由党三役との懇談会席上での一万田總裁の発言につき、岡崎官房長官および佐藤幹事長が語ったもの(『日本経済新聞』昭和二六年三月八日)。
- (17) 『日本経済新聞』昭和二六年二月一三日。
- (18) 同前、一月二三日。
- (19) 経済企画庁所蔵資料。
- (20) 同前。その全文は次のとおり(傍線引用者)。
 

日米経済の協力態勢に関する意見(昭二六、三、一五、経済団体連合会、日米経済提携懇談会)

われわれは、さきにダレス特使に提出せる「講和条約に関する基本的要望」において、米国との講和条約が締結された場合は、日米間の厚い友好関係のもとに両国経済の連繋と協力を強化し、日本の経済自立の促進並びに両国間の共存共栄の保持と、アジアの民主的興隆、その平和的發展に貢献するため、速かに日米経済協定を締結する必要がある旨を提唱した。その後われわれは最近における国際情勢の一層の緊迫化と、これに伴う国連協力の喫緊性に深く想いをいたしつつ協定に関する基本的な構想と、協定締結にいたるまでの緊急措置について検討を重ねた結果、ここにわれわれの見解の大要を披瀝し、協定促進のための一助に資したいと考える。

第一 日米経済協定に関する基本的要請

本協定は講和条約に続いて締結されるものであって、英連邦その他東南洋諸国等との多面的な友好協力関係を背景とし、且つ安全保障に関する協定と表裏一体的関係において、日米両国経済の緊密な恒久的交流と融合の上に、その一体的繁栄を期し得るような経済同盟的性格を備えるべきであると考える。よって協定に期待するわれわれの要請の骨子は

(一) 日本自立経済の達成

(二) 日本の安全保障確保並びに国連協力に必要な経済的裏付け



(三) アジア自由民主諸国間の連繫緊密化等の諸点に関する日米両国の経済協力関係について規定するものであることが望ましい。すなわち右に関するわれわれの構想(特に日本側としての希望)を述べれば次の如くである。

一、日本の自立経済達成に対する米国の協力

日本経済の自主運営が回復した場合には、新段階の必要および日本の国情に即応する如き諸施策の改善に相当期待し得るものがあると思われるが、一面米国の占領に伴う責任と対日援助の解消によって日本経済の自立達成上、一つの空白の生ずることが予想される。とくに最近の国際趨勢からみて中国との貿易量を現在以上に期待することは困難な事情にある一方、重要原材料および生活必需物資の輸入障害から日本の自力のみを以てしては、その生産力を増強し、正常な経済循環の保持および国民の生活水準の維持回復を図る上において多くの困難を伴うことが予想される。よって日本の自立経済達成までの期間、その空白打開に対して米国の強い協力を期待したい。

二、日本の安全保障確保並びに国連協力に必要な日米の経済的協力

内外共産勢力の直接的、間接的侵略に対して日本を防衛するには日米安全保障協定に則って日本も自らの防衛組織をもつと同時に米国の別需生産(国連協力にもとづく別途需要)に協力するため、日本の工業力(設備、技術、労働力等)の動員が要請される。よってこれに対して必要な動力、船腹ならびに緊急資材の供給を円滑ならしめるとともに併せて民需物資の確保に資するため日米両国において、共同の計画策定と彼此の常時的融合流通を期し得る如き措置を講ずることを約したい。

三、アジアの自由民主諸国間との連繫緊密化に対する日米の協力

日本の経済力を以てアジアの自由民主的繁栄に貢献し、もって生産力の充実と経済自立の早期実現を期するため、日本をしてアジアの工場たらしめることが強く要請される。すなわちポイント・フォー乃至E C A F Eに示されている米国の理想ならびにコロンボ・プランにおける英国の目標を積極的に具現し、その実効を期し得るよう、西欧におけるマーンシャル・プランの構想をアジアにもうつし、欧州におけるE C Aの運営にない米同等の活動の一翼を日本にも担わせしめ、アジアの民主的経済復興とその資源開発に寄与せしめるとともに、これによって日本に不足する原料物資の確保を容易にし、彼此経済の相互扶助と交流の緊密化を通じ、アジア自由民主諸国間の経済的紐帯を強力ならしめるよう努力しなければならぬが、その第一段階としてわれわれはまづ日米間の強力態勢を確立すべきであると信ずる。

四、如上目的遂行に必要な諸施策

前記の目的遂行を期するため、われわれは種々の具体的施策を必要とするが、まず左記のような施策の実現を切望する。

(一) 対日クレジットの供与

日本生産力の充実更新を図り、その経済自立を促進するため対日援助の打切りと同時に、これに代ってE C A等の機構を通じ米政府のクレジット供与を期待したい。而して近い将来に設立を予想される日本開発銀行(仮称)をして、その受入機関たらしめるとともに更に進んで現在の日本輸出銀行をして米輸出銀行等の活動の一翼としての性格を具備せしめるよう考えたい。なお、米民間資本の導入を円滑ならしめるため、その補償に対して両国政府から特別の便宜を得るよう施策も併せ考慮する必要があると思われる。

(二) 諸国際経済機構への加盟に対する協力

ブレトン・ウッズ協定、国際原料割当機構、国際食糧割当機構、国際関税協定等の諸機構への日本の加盟に対して、米国の積極的な便宜供与と援助を期待したい。

(三) 日米経済共同委員会の設置

講和後においては、西欧のマーンシャル・プランにおけるE C AならびにO E E Cの運営方式にない、日本E C Aのプランチが設置されることを期待するが、同時にこれと一体のかたちにおいて連繫し得るよう日米両国の共同経済委員会を設置し、前記の諸懸案の解決その他日米両国経済の融合発展上必要とする措置の策定等、これを協定の常時的運用機関たらしめるよう考えたい。なお、右委員会は如上の活動内容にかんがみ、当然両国政府を代表する官および民間経済人をもって構成する国際的な政府機関たることを要すると考える。

第二 協定締結にいたるまでの必要措置

米国の同情ある諸措置と好意ある斡旋により、早期に対日講和条約が締結されることをわれわれは固く信ずるものであるが、最近における複雑な国際情勢との関連において、あるいはその実現が若干遅延されることも絶無とはいえないであろう。しかしながら最近における国際危機の緊迫は、もはや一刻を争う段階にあり、しかも日米経済協定の基本構想が、すでに両国々民によって是認され要望される以上、右協定の内容は協定締結前の今日においても、その必要性が痛切に希求される。すなわち、協定の先駆又は準備として、いなむしる協定実行の必至的前提として、今日より協定の内容に即応せる当面の諸措置を強力且つ急速に実行に移すことが是非共必要であると考える。

もとより、現状においても政府その他においてダレス会談等を通じ前記協定の趣旨に沿うた必要な諸施策が考究され、且つ漸次実行に移さるべき気運にあるものの如くであり、またわれわれ財界人も日米両国経済の一層の緊密化に資す前記共同委員会の発足に先立って、民間の協力態勢を確立する用意を有するものであるが、とくにこの際前記のような切実な要請にかんがみ、当面の緊急事前措置として、少くとも以下の諸点の急速実現を強く要望したい。

一、電源開発促進

電力の不足は現状においても、すでに焦眉の問題となっているが、上記の如く日本経済が今後米国の別需に協力し、また東亜の経済復興に寄与することになればいよいよ放置し難い問題である。すなわち、電源の新規開発ならびに改修合理化を促進するため見返資金等の繰上早期放出を始め電源開発クレジットの導入について、この際一段と尽力をいたす必要があることを痛感する。さらに火力発電の建設等にも万全の準備を要するであろう。

二、外航船舶の拡充

さきにトルーマン米大統領の議会報告により、明年度対日援助資金の一部を日本海運の充実に当てる旨が明らかにされた。われわれはその真に理解ある計らいに対して深く謝するものであるが、外航船舶の拡充は最早一日の苟安も許されない緊急問題であると思われるので、米国旗の買備船促進に関し、早急に適切な施策の講ぜられることを強く期待するとともに、他面造船計画の繰上げ実施についても必要な諸措置を速かに実施されるよう希望する。

三、緊急原材料の輸入

講和前においては、国際原料割当機構への日本の正式加盟は望み難いと思われるので、別需その他緊急部門の需要を円滑に充たし、日本の応分の責務遂行を期するには、その原料資材の輸入についてとくに米国の強い協力が要請される。なお、現在重要原材料のランニング・ストックが著しくアンバランスとなりつつある状況にかんがみ、経済上の正常ストックに関し、米国の好意的援助を期待したい。

四、民需物資の確保

民生の安定を図り、国論の自由民主的統一を期することは国際危機に対処し、国連に協力するに必要な根本条件であるが、それがためには食糧その他生活必需品はもちろん正常な経済循環を保持するに必要な原材料の輸入等について米国の深い協力が要望される。

五、設備の更新

設備の近代化ひいては工業生産能率の向上についても米国の新技術の導入、優秀機械設備の輸入に対する特別の便宜供与が切望される。

六、別需による生産動員の特別補償措置

喫緊の要請たる別需に対する協力は、企業の側においても当然将来に対する配慮のもとに行われるものと考えられるが、それにして急速な生産力の動員膨脹、設備の拡張を必要とすると思われるので、これらに伴うリスクについては特別の補償措置が絶対に必要であると考えられる。

七、別需、輸出、民需の総合調整等に関する特別措置

別需、輸出、民需生産の競合、摩擦を阻止するため、総合需給調整措置を講じ、且つ民間がこれに協力し得るような態勢を確立されたい。

以上われわれは、日米両国経済の一体化促進のための端たらしめるため、両国経済の協力態勢に関するわれわれの見解と決意の一端を表明することとしたが、なお、如上目的の実現に当っては、関連する幾多の問題を残すので、今後逐次その研究を進め、引続きわれわれの見解を明らかにしたいと考える。

(21) 前掲中村論文参照。

(22) 経済企画庁所蔵資料。

(23) 「渡辺武日誌」昭和二十六年二月一三日、二月一四日。

(24) 「ドッジ・ペーパー」(大蔵省資料Z七二一―一四)。

(25) たとえば『日本経済新聞』昭和二十六年一月二日、一月二五日、二月一三日。『朝日新聞』一月一九日。

(26) 『開銀十年史』三〇ページ。

(27) 『朝日新聞』昭和二十六年一月一三日。

(28) 「渡辺武日誌」昭和二十六年三月七日。

(29) 同前、三月九日。

(30) 『開銀十年史』三五ページ。「渡辺武日誌」三月一三日。

(31) 同前。

(32) 日本銀行では、昭和二十六年三月一三日付資金局作成の左の文書が回覧されている(大蔵省所蔵日本銀行資料)。

開発銀行の構想及び之に伴う援助資金運営計画の変更について  
 標題の件に関し、本日大蔵省から大要左記の通り聴取致しましたので、御報告申し上げます。

記

一、大蔵省は、司令部リード予算課長の示唆に基いて立案し、目下具体的に司令部と折衝中であり、現在の見透しとしては、五月の再開国会劈頭に法案上程、六月早々設立の運びになるものと見られること。

二、開発銀行の構想は、概ね本日新聞所報の通りであること。即ち

(一) 資本金

取り敢えず一〇〇億円とし、全額援助資金からの出資で発足し、存続期間は五ヶ年とする。

この場合、援助資金からの出資は、全額「経済再建及び安定費」(予備費)によることとし、之に伴い、二十六年度私企業投資計画中「その他重要産業」四五億円の枠は削除される。(結局、「その他重要産業」四五億円が、出資金に充てられたことと同一結果となる。)

(二) 業務

(1) 債券の発行及び借入金認められない。外資導入に伴う外貨借入も同様認められない。

(2) (イ)市中金融機関の旧債の肩代りの外、(ロ)新規の長期貸付並びに(ハ)社債の引受及び保証をも行い得るものとする。

(三) 復金の吸収

設立と同時に、復金の債権(現在額約九〇〇億円)債務を承継し、二十六年度復金回収金中予算額一二億円を超過する額(四〇乃至四五億円の見込)は、同年度中に開発銀行の出資に充てる。

三、右によれば、援助資金としては、電力業、海運業及び中小企業についてのみ従来の直接投資を継続し、「その他重要産業」は、これを切り離して、開発銀行を通ずる間接投資に切り替えられる。

(33) 『開銀十年史』三五ページ。

(34) 『渡辺武日誌』三月一九日。

(35) 大蔵省資料Z六二〇—一四。

(36) 『開銀十年史』三七ページ。

(37) 大蔵省資料Z六二〇—一一。なお、設立後における実際の融資決定のメカニズムについては第四・五節を参照。

(38) 「第一〇回国会衆(参)議院委員会々議録」および「第一〇回国会衆(参)議院會議録」による。

(39) 「日本開発銀行法」の規定に関連して、昭和二六年一月段階で作成された当初案とこの決定案との間の相違点は次の諸点であったといわれる(『開銀十年史』三六一—三八ページ)。

まず、当初案の第一条は「日本開発銀行は、経済の再建および産業の開発を促進するため、一般の金融機関が行なう金融を補完し、または奨励することを目的とする」となっており、また業務は「一、銀行からの借入金を返済するため必要な資金を融通すること。二、銀行からの借入金を返済するため必要な社債の応募または引受をすること。三、第一号または前号の規定により資金を融通し、またはその社債を応募または引受けたものに対し、第一号または前号の規定にかかわらず資金を融通すること」とされて、返済資金貸付を前面に出しているのに対し、決定案では第一条で「長期資金の供給を行なうことにより」と明記し、かつ業務の項で新規融資を前面に出していること。この理由はさきに見た交渉の経過から明らかであろう。またこの点に関連して当初案での五年の設置期間規定は決定案では削除された。逆に、当初案では資本金の三倍までの債券発行を認め、借入金については触れていなかったのに対し、決定案では債券発行の規定は排除され、借入金は明文禁止されている。

次に、国会審議中の政府側答弁で明らかにされた点につき『開銀十年史』の整理するところを引用しておこう(三九—四〇ページ)。

- (1) 運営方針 開銀が政府機関であると同時に自主性をもつという二面性の調和については、政府は一般的政策または基本的計画を策定するが、それに対する順応の仕方および資金の用途は、一切開銀の自発的意志を基礎として、その判断に任せる。
- (2) 本行の資金運用と市中銀行との関係 長期設備資金を供給する際、開銀は市中銀行の補完奨励をねらいとしている。これは、一般金融機関と競合してはならないという趣旨とも相応するものである。
- (3) 融資の対象 差し当り、いわゆる基幹産業(電力、石炭、海運、鉄鋼)に重点をおくが、資金に都合がつかずなら中小企業融資も可能である。ただ筋としては中小金融は見返資金・商工中金などで別途考慮する。
- (4) 二六年度の予定資金量 見返資金からの出資金一〇〇億円と、復金回収金の国庫納付超過額約三〇億円を加えた一三〇億円程度である。
- (5) 存続期間 長期融資を供給する専門機関であるから相当長期にわたって存続すべきである。

- (6) 役員 総裁に有能な人材を充て、融資に対する責任を明らかにするとともに、役員のみによる独裁的感覚や、政治的貸出を避けるために参与を設けて、意見具申の機関とする。
- (7) 準備金など 融資の危険性は、市中金融機関に比べ多少高くなることはやむを得ないが、十分な審査、担保の確保などにより万全の措置を行なう。しかし、回収不能となった場合は、償却など適當の措置をとり、そのほか損失補填のため準備金積立の制度を設ける。
- (8) 貸付利率 復金の平均利率年九・九%が考慮されているが、実際には開銀の業務規程で定めるので、業種別に適當な利率が決められることとなる。
- (9) 予算その他 予算の拘束は損益収支に限った。利益金は、政府借入金に対して支払う利率(年五・五%程度)を動かすことにより、多少の調整が可能であり、開銀の独立性を弱めぬよう国庫納付は行なわないことにする。
- (10) 監督 国会が報告書の提出その他による監督権をもつことを希望した意見に対して、政府は大蔵省の監督および会計検査院の検査で十分であるとの考えであった。

(11) 復金との関係 復金の承継は両当事者間でよく検討の上、適當な時期に行なう予定である。また『開銀十年史』は復金との相違として、次の諸点をあげている(四〇—四一ページ)。

(1) 業務範囲 ①復金は設備資金のみならず、運転資金も供給できたのに対し、本行は設備資金のみを供給する。②復金は法律上融資期間が設けられていないため、六カ月程度の短期資金も供給したのに対し、本行は償還期限一年未満の融資は行なってはならないとして、その長期金融機関としての性格を明らかにしている。③復金の業務が金融としての性格をもっていったことは、もちろんであるが、赤字融資のような返済引当の乏しい業務も余儀なくされた。これに対し本行においては償還確実ということが法律上明らかにされている。④復金では原則として旧償還資金の貸付は行なわないことになってしたが、本行の業務には肩替融資も取り上げられた。⑤復金の業務運営は、結果的には多分に市中金融機関の業務分野と混交をきたしていたが、本行は一般市中金融機関と競争してはならないことが法律上決められている。

(2) 資金調達 復金は、資本金に加えて債券発行が認められていたが、本行においては禁ぜられ、その運用資金はすべて政府出資金によるものと定められた。

(3) 融資決定機構 二四年二月四日の改正までの復金の融資決定機構は、融資金額の規模などにより、復興金融委員会を

頂点に同幹事会・復興金融庫当局の三者に分かれていた。これがため、融資決定の責任の所在が不明確となり、金融機関としての独立性ある判断に欠けるうらみがあった。本行の場合は以上のような復金の経緯を考え、融資決定の権限を本行総裁に一任し、その融資責任の所在を明確にしている。

(4) 予算 復金は、毎事業年度の資金計画および経費予算を復金委員会に提出して、その承認を受けることになっていた(ただし二四年四月一日以降は国会の議決を要した)。本行は、毎事業年度の収支予算のみを国の予算とともに国会に提出して、その議決を受けることになっている。

(5) 監督 復金の監督は、大蔵大臣と通商産業大臣の共管になっているほか、直接の監督機関としては復金委員会があって複雑であった。これに対し本行の監督は大蔵大臣専管である。

(6) 存続期限 復金は臨時的機関とされていたが、本行は恒久的長期設備資金供給機関と考えられている。

設立当初の開銀の機構・人事は次のごとくであった。

総務部 部長 正宗猪早夫(興銀)、総務課長 岡田豊(通産省、元興銀)、庶務課長心得 石崎恂(復金)——開銀の政策原案を作成する。

審査部 部長 竹俣高敏(興銀)、審査課長 佐々木菊丸(勸銀)——審査業務。

営業第一部 部長 高木良一(日銀)、営業課長兼管理課長 檜原章五(興銀)——石炭・鉄鋼・非鉄金属・電力(自家発電)等の産業を対象とし、融資申込の受付、説明の聞き取り、貸付け、管理回収等の業務を行なう。

営業第二部 部長 三沢勝(勸銀)、営業課長兼管理課長 川崎一臣(日銀)——第一部対象以外の産業(化学、繊維、機械、海運、港湾等)を担当。

秘書室 秘書役 一瀬幸雄(富国生命)



#### 第四節 昭和二七年七月法改正その他

前節で検討したように、日本開発銀行は、その規定をめぐって経済科学局と日本側との間に意見の不一致を残していたのであるが、具体化が急がれたことから、この時点での一定の妥協の産物として設立をみたのであった。このため設立直後から開銀の規定の変更を求める種々の動きが出はじめ、それらは昭和二七（一九五二）年七月の「日本開発銀行法」の改正に結実することとなる。実質的にはこの二七年法改正の過程まで含めて開銀の設立と考えなければならぬ。

そこで本節の一では、まずこの二七年法改正の経過を取り扱う。また二七年一月には復興金融金庫の開銀への承継がおこなわれる。これについて本節の二で述べる。さらに二では、見返資金特別会計の私企業投資分の開銀への承継、および開銀から中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫への業務の一部引渡しにふれる。これらは本財政史の直接の対象である講和条約発効（二七年四月）までの時期より後のことではあるが、初期における開銀の態勢確定をめぐって欠くことのできない要素と考えられるため、本節でとりあげることにした。

##### 一 昭和二七年七月法改正

すでに前節三でみたように、日本側が強く要望していた政府からの借入金と債券発行を認める規定は、司令部の許

可するところとならず、法に盛り込まれなかった。また、とくに財界が期待していた外資導入を円滑化する機能をもたせることも見送りとなっていた。そのため昭和二六年五月に開銀が開業すると同時に、それらの規定を盛り込んだ法改正の実現をめざす動きが開始された。

この間に作成された開銀法改正に関わる案のうち、文書として存在が知られるものには次のものがある。

- (1) 「今後の金融政策の大綱」<sup>(1)</sup>（昭二六、五、三一）
  - (2) 「日本開発銀行法改正要綱」<sup>(2)</sup>（開銀、昭二六、七、二七）
  - (3) 「日本開発銀行法改正案」<sup>(3)</sup>（大蔵省、昭二六、九）
  - (4) 「開銀法の一部を改正する法律案について」<sup>(4)</sup>（開銀、昭二六、一〇、八）
  - (5) 「日本開発銀行法の一部を改正する法律案要綱（案）」<sup>(5)</sup>（昭二六、一二、一四）
- また、改正案そのものにかかわるものではないが、この時点において作成者それぞれが開銀に関する問題点として考えていた点をうかがいうる小冊子・文書には、次のものがある。
- (6) 「日本開発銀行の使命と運営について」<sup>(6)</sup>（開銀、昭二六、一〇、三）
  - (7) 大蔵省銀行局編『日本開発銀行はなにをするか』（昭和二六年一二月刊、大蔵財務協会）
  - (8) 「日本開発銀行の実績および今後の予想」<sup>(7)</sup>（銀行局、昭二六、一〇）
- 以下これらを概観しながらその論点をみてゆくことにしよう。

(1)の昭和二六年五月三一日付の「今後の金融政策の大綱」は五月二五日付の「経済協力についての問題点」<sup>(8)</sup>の作成に伴って大蔵省でまとめられたものとみられる。「日米経済協力」問題の経過からみれば、昭和二六年五月一六日、訪米を終えたマーカット経済科学局長は声明（いわゆるマーカット声明）を発表し、日米経済協力関係の実現を確認す



る一方、アメリカの対日軍需物資発注も無条件に期待しうるのではなく、あくまで国際的な価格競争の中で調達されるものであることを明らかにした。これをうけて、大蔵省では前記の「経済協力についての問題点」を作成、物価水準の上昇を阻止すること、経済統制の広汎化を避けることを基本とする考え方を打ち出した。「今後の金融政策の大綱」でも、それに沿って、「一、金融に関する一般方針」で、

(一) 金融の調整を適切に行うことによつて、全般的な物資統制、物価統制を行う必要のないような状態を招来することを基本方針とする。

(二) 金融の調整に当つては国内物価水準が国際物価水準を上廻らないように、インフレーションを統制することを旨とし、且つその範囲内で緊要資金の重点的確保を図ることに努めるため、とくに資金の量的規制に主眼を置き、資金の質的規制により、これを補充する。

(註) 国際物価水準については検討を加えるものとする。

(三) 資金の規制は情勢の各段階に応じて強化するが、差当り、日本銀行の貸出政策、金融機関の自主的規制等によつて、これを行ふものとし、必要に応じて法的規制を行うことを考慮する。

(註) 資金の規制を情勢に即応して機敏に行ふことの出来るように、弾力性ある信用調整法(仮称)の制定を考究する。

と述べている。こうして一般的に金融引締めの方角を明らかにするとともに、日本開発銀行に関しては、引締め基調の中にあつても重点融資をおこなうさいの中心機関として重視されるべきこと、またそれを通じて「金融の質的規制」手段の一つとして活用することをうたつてゐる。すなわち、「三、資金の質的規制」で、

(一) 資金の質的規制は、当面極力法規による直接統制を避けることとし、政府及び日本銀行の事実上の指導力並びに資金運用部、日本開発銀行、日本輸出銀行等の政府金融機関の機能の活用により、その目的を達しうることと措置するものとする。

とし、また、日本銀行の融資あつせんは、「市中金融機関のみに限らず、事案によつては、日本開発銀行、日本輸出

銀行との協調融資の取次の役をもはたすものとする。」と述べている。

さらに、これに伴つて必要な開銀に関する措置として、「日本開発銀行の活用」については、

(一) 日本開発銀行の業務運営に当つては、極力市中金融機関との協調融資によることとし、長期産業設備資金の供給については、日本開発銀行の主導力により市中金融機関、就中債券発行銀行に対し、その資金運用に関する方向付けを与へうることと運営するものとする。

(二) 復興金融金庫の債権債務の承継を促進し、その予算超過回収金を可及的速かに再投資しうることと措置するものとする。

(三) 明年度以降における日本開発銀行の資金の充実をはかるため、回収金の再投資の外、見返資金等による現金増資を期待する。

(四) 将来情勢の進展に応じ、日本開発銀行に債券の発行を認め、その一部を資金運用部によつて引き受けることを考慮するとともに、これに長期外資の受入機関としての性格を与へ、さらに民間における長期外資の受入先に対する債務保証の機能をも営ましめるものとする。

と記し、その中で特に、①復金承継の早期化、②見返資金からの出資の増加、③債券発行の許可、④外資受入機関としての性格の付与さらに民間による外資導入の際の債務保証機能の付与を挙げているのが注目される。

以上のような論点は前掲(2)から(5)までの文書にあつても基本的に同様にとりあげられてゐるといふ。ただし、(2)(4)(開銀作成)と(3)(大蔵省作成)との間には、開銀の会計規定について、前者が予算拘束の緩和を主張したのに対し後者は賛成でない、という相違がみられた。また(5)は、①民間の外資導入に際しての債務保証はおこなわないとしてゐること、②外貨借入を見送りとしてゐること、③債券発行について保留してゐること、等の点で例外的である。また、(7)と(8)により大蔵省銀行局の開銀に関する当時の考え方を知らることが出来る。ここでは(8)の文書を掲げておこう。

日本開発銀行の実績および今後の予想(ドッヂ氏提出資料、銀行局昭和二六年一〇月)

一 設立  
日本開発銀行は、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号、昭和二十六年三月三十一日公布施行。）に基づき、昭和二十六年四月二十日に設立された。

二 資本金  
日本開発銀行は、全額政府出資の公法人であり、その資本金は、現在百億円となっており、昭和二十六年度中に米国対日援助見返資金特別会計から出資されることになっている。現在までに払込をうけた出資金額は七十五億円である。

三 事務所  
主たる事務所は、東京都中央区日本橋室町三丁目一番地にあり、目下のところ従たる事務所はない。

四 役員  
役員は、役員七名（総裁、副総裁各々一名、理事四名、監事一名）職員百十六名、合計百二十三名である。

五 融資状況  
日本開発銀行は、昭和二十六年五月十五日に営業を開始し、九月末までの融資申込、融資承諾および融資状況は、別紙の通りとする。（別紙省略——引用者）

六 今後の見越しおよび問題点  
（一）復興金融庫は、昭和二十六年度中に政令で定める日に解散し、その権利義務は、その日に日本開発銀行が承継することになっているが、これは、早ければ昭和二十六年十二月遅ければ明年一月におこなわれる予定である。

復興金融庫の本年九月末の融資残高は、八二、〇六五百万円となっており（別紙参照——省略、引用者）承継時には、概ね八一〇億円程度の貸付債権を有して吸収合併されることになろう。

（二）日本開発銀行に対する融資の申込は、昭和二十六年九月末現在で二百八十五億円に上っており、今後なお漸増することが予想されるが、これに対し昭和二十六年年度における運用資金は、現在のところ、左のとおり、二百五十億円程度となつてい

る。

見返資金からの出資	百億円
一般会計からの出資（補正予算）	七十億円
復金関係回収金および剰余金	八十億円
回収金	六十億円
剰余金	二十億円
計	二百五十億円

備考 復金関係回収金六十億円は、昭和二十六年度における復興金融庫の貸付回収金による国庫納付予算額七、六一九百万円（農中債償還金二、〇九〇百万円を含む。）を納付した後に於ける予算超過額であり、復金関係剰余金二十億円も同じく昭和二十六年度における復興金融庫の剰余金による国庫納付予算額四、五三三百万円を納付した後に於ける予算超過額から法人税等収益課税分を控除した残額であり、両者とも資金として運用しうるものである。

- （三）従つて、日本開発銀行の本年度末における融資残高は、二百五十億円に達する見込である。
- （四）日本開発銀行は、いままでのところ、新規融資を重点にその業務を行つているが、その設立の経過にも鑑み、さきに市中銀行の買船既往融資の肩替りをも行うことを決定し、とりあえず十億円を用途として現在肩替り実行中である。
- （五）昭和二十七年以降の日本開発銀行の運営については、次のような問題がある。

（1）見返資金の電力および海運に対する直接投資（既往投資をも含めて）を承継するか。  
（承継しない場合にも、現在日本銀行のおこなっている電力および海運に関する見返資金の取扱業務を行うこととするか。）——検討中——

（2）見返資金の一般私企業に対する既往投資（優先株式および出資を除く。）を承継するか。——検討中——

（3）見返資金の中小企業融資（既往投資を含めて）を承継するか。——検討中だが概ね承継しない見込——

（4）債券発行、政府からの資金の借入又は外貨資金の借入の権能をあたえるかどうか。——法律を改正してこれらの権能をあたえたいと考えている——

- (5) 債務保証の業務を加えるかどうか。―法律を改正して本業務を加えたいと考えている―
- (6) 国庫納付金制度を設け、非課税法人にするかどうか。―法律を改正してこのようにしたいと考えている―
- (7) 以上の諸点、政府全体の投資規模および日本開発銀行の融資計画と関連し、昭和二十七年年度の政府出資をどの程度とするかにつき慎重な検討が必要である。

これらの諸案で出された論点のうち、開銀側から強く主張されたのは次の点であった。

- (1) 見返資金私企業貸付の開銀への移管
  - (2) 「肩代り」の方法として債権譲受を加えること。
  - (3) 業務に債務保証を加えること。
  - (4) 債券発行
  - (5) 政府資金借入
  - (6) 毎事業年度の経費予算について、国会議決規定を削除し、大蔵大臣の認可事項とすること
  - (7) 国庫納付金について――大蔵省案では、利益金の一定割合(二〇%)と貸付残高の一定割合(千分の七)のうちいずれか多い額を準備金とし、残額を国庫納付、法人税・事業税免除、とされていたのに対し、政府出資に対する一定率の国庫納付をおこない、残額(利益金)中から法人税を支払う、としたこと。
- これらの主張のうちどれが実現されたかについては後にみる。
- ともかく、このような開銀側の要望とすりあわせながら、大蔵省は昭和二十七年三月初までに最終案を作成、三月七日には閣議決定された。同改正案は第一三回国会において六月二三日、原案どおり可決され、七月一日法律第二二四号として公布・施行された。

主要な改正点をあげれば以下のとおりである。

- (1) 復金に対する政府出資金は政府借入金として承継されているが、これを全額資本金に振り替える。
- (2) 見返資金私企業貸付債権を開銀が承継する。また、承継する債権に見合う金額が政府からの貸付金とされ、将来これを資本金に振り替える。
- (3) 債権の譲受けを認める。
- (4) 債務保証を業務として認める。
- (5) 政府資金および外貨資金の借入れを認める。<sup>(10)</sup>
- (6) 利益金のうち一定額(利益金の百分の二〇または年度末貸付残高の千分の七のいずれか高い額)を準備金とし、残額を国庫納付する。それに伴い非課税法人となる。

以上のように、昭和二十七年七月法改正により、懸案であった多くの点が解決されたことになる。その主なものは、①見返資金私企業投資の承継が決定したこと、②債券発行は規定されなかった(のち昭和二十八年七月の法改正により、外資受入にさいして債権発行をなしうることとなった。)が、政府からの資金借入れが認められたこと、③外資受入機能が認められたことである。この改正によって、開銀は講和発効・独立後における経済発展を支える政府長期金融機関としての態勢をととのえたのである。

表 4-1 復興金融金庫承継諸勘定 (昭和27年1月16日)

借 方		貸 方			
	円		円		
承継証書貸付	66,984,091,340	28	準備金	3,730,000,000	00
承継手形貸付	11,758,642,064	12	政府借入金 a)	85,220,367,000	00
支払承諾見返	235,913,200	00	支払承諾	235,913,200	00
国債	9,459,299,970	00	貸付受入金	17,790,840	00
承継地方債	7,800,444	46	貸付償還金	240,975,113	77
当座預ヶ金	58,038,941	54	仮受金	5,051,863	74
承継別段預ヶ金	2,315,925	00			
代理店勘定	788,372	00			
営業用土地	21,695,957	82			
建物什					
仮払金	127,798	00			
承継仮払金	16,329,229	80			
超過納付金	905,046,461	38			
現金	8,313	11			
合計	89,450,098,017	51	合計	89,450,098,017	51

(注) a) は政府の開銀に対する貸付金。  
出所：日本開発銀行「第一事業年度営業報告書」。

ては、開銀の予算を補正増して復金吸収後の規模拡大に対応する経費等を確保することが必要なため、秋の第一二回臨時国会において十一月三〇日(最終日)に昭和二六年度補正予算が通過するのをまたねばならなかった。この間八月に開銀・復金の両者によって設置された承継準備委員会において準備をすすめ、二十七年一月一六日をもって復金の権利、義務を承継した。承継勘定は表4-1のとおりである。承継金額は約八九四・五億円、うち貸付金は六八六五件、七八七・四億円余(設備資金七〇五億円、運転資金八二億円)であった。なお解散時における復金の資本金八五二・二億円余は、「開銀法」第四六条第一項の規定により、政府の開銀に対する「貸付金」(開銀勘定中では「政府借入金」とされ、四半期ごとに承継債権回収金相当額を順次一般会計からの法定出資として資本金に繰り入れていくことになった<sup>(11)</sup>)。なお、のち政令により、二十七年八月一日付でこの政府借入金の残額七三六億九八二三万五〇五円九三銭のうち七三六億九七八六万八一〇五円九

二 復興金融金庫・見返資金私企業貸付の承継、および中小企業金融公庫・農林漁業金融公庫への業務引渡し

日本開発銀行はその初期の態勢固めの時期において、他金融機関・特別会計等との関係調整、分野調整をおこなった。すなわち、

- (1) 復興金融金庫承継(二十七年一月一六日)
  - (2) 米国対日援助見返資金特別会計私企業貸付債権承継(第一次二十七年九月一四日、第二次同年一〇月一九日)
  - (3) 中小企業金融公庫への業務引渡し(二八年一月一〜二九年六月)
  - (4) 農林漁業金融公庫への業務引渡し(二八年三月公庫設立時、および二八年七月〜二九年三月)
- である。

さきにも述べたごとく、(2)(3)(4)については本財政史の直接の対象時期にはあてはまらないが、本項で取り扱う項目に一括して概観する必要があると考える。

(一) 復興金融金庫承継

第二、三節でもみたように、復金の承継は、構想の段階から開銀の性格を構成する大きな要素とされていた。しかし実際の開銀設立に当たっては復金の同時解散はおこなわないこととなり、昭和二六年度中(二十七年三月末まで)に承継されることが規定された(「開銀法」第四三条第一項)。開銀側としては既に二六年五月二一日付で大蔵大臣宛に要望書を提出し、承継の早期化を求めており、また大蔵省はじめ各方面も同様の希望をもっていた。しかし承継に当たっ



表 4-3 米国対日援助見返資金特別会計承継債権内訳

区 分	元本債権額	付随債権額	合 計
1. 第1次承継 (昭27.9.14)分			
電 力	62,672,883,000 00	922,502,614 00	63,595,385,614 00
石 炭	5,577,774,132 00	149,101,323 00	5,726,875,455 00
鉄	1,932,656,000 00	47,383,218 00	1,980,039,218 00
化学肥料	376,000,000 00	7,761,411 00	383,761,411 00
化学繊維	650,000,000 00	20,917,808 00	670,917,808 00
化学薬品	826,500,000 00	27,539,533 00	854,039,533 00
陸 運	250,000,000 00	8,527,397 00	258,527,397 00
視 光	79,400,000 00	1,351,438 00	80,751,438 00
輸入機械	67,500,000 00	1,567,295 00	69,067,295 00
債権管理費	1,485,632 00	119,508 00	1,605,140 00
(小 計)	72,434,198,764 00	1,186,771,545 00	73,620,970,309 00
2. 第2次承継 (昭27.10.19)分			
海 運	58,070,522,618 49	1,277,504,726 00	59,348,027,344 49
中 小	3,239,094,461 00	91,129,940 00	3,330,224,401 00
農 林	794,583,698 00	18,589,237 00	813,172,935 00
(小 計)	62,104,200,777 49	1,387,223,903 00	63,491,424,680 49
3. 総 計	134,538,399,541 49	2,573,995,448 00	137,112,394,989 49

出所：前表と同じ。

九名も吸収した。

(二) 見返資金私企業貸付債権承継

二六年一、二月期においては経済科学局のメンバーの中に開銀への見返資金の出資に対して批判的な意見も根強かったが、結局は開銀設立に当たって同資金からの出資をみた。さらに二六年九月八日の講和条約調印、二七年四月二八日の発効により、見返資金の消滅、承継が迫られることになった。結局、二七年七月の「開銀法」改正により、同資金の私企業貸付債権については開銀が承継することとなった。その内容は表4-3のごとくであり、総額一三七一億一三三九万円余にのぼった。この金額は、改正「開銀法」の規定により政府からの借入金とされた(このうち一三三〇億円は二八年四月一日に、「米国対日援助見返資金特別会計からの日本開発銀行に対する貸付金のうち日

表 4-2 復興金融金庫承継債権回収状況

(昭和28年3月末現在)

(単位 千円)

業 種	昭和26年度 回 収	昭和27年度 回 収	合 計	昭和27年度 末 残 高
食 料 品 工 業	—	201,013	201,013	1,055,046
織 維 工 業	772,898	563,107	1,336,005	2,932,320
木 材 工 業	66,837	64,295	131,132	262,193
化 学 工 業	1,482,680	1,818,096	3,300,776	5,628,919
窯 業	121,620	54,118	175,739	238,317
金 属 工 業	906,496	674,298	1,580,794	1,669,343
機 械 工 業	1,434,277	1,532,754	2,967,031	2,746,792
農 林 業	58,400	14,334	72,734	90,027
水 産 業	494,998	452,723	947,721	2,618,202
鉱 業 (うち 石 炭)	2,854,851 (2,200,817)	3,640,094 (3,235,907)	6,494,945 (5,436,724)	26,848,078 (26,007,031)
建 設 業	79,930	29,954	109,884	175,568
運 輸 業 (うち 水 運 業)	836,227 (568,543)	776,877 (656,877)	1,613,104 (1,225,420)	3,137,855 (2,770,888)
電 気 業	1,348,994	1,331,644	2,680,639	14,498,130
ガ ス 業	160	2,000	2,160	5,150
そ の 他	236,796	171,796	408,592	690,281
公 団	651,768	—	651,768	—
合 計 (うち 償却額)	11,346,932 (891,333)	11,327,103 (255,516)	22,674,035 (1,146,849)	62,596,221

(注) 27年度回収は、この外に炭住資金の貸付利率変更による元金回収充当分1,975,940千円がある。

出所：日本開発銀行「第二事業年度営業報告書」。

三銭が開銀資本金に繰り入れられ、三六万七〇〇〇円は政府に返済された。したがってこの時点で復金関係の政府借入金項目は消滅した。

債権として承継された旧復金貸付金のその後の回収状況を二八年三月末の時点でみると表4-2のごとくである。これによれば総額約八七七億円のうち、二六年度に約一一三億円(約一三%)を回収している。このうち金属工業、機械工業、その他等は比較的回収がすすみ、他方、石炭産業と電力業の回収率が悪く未回収残高も巨額であったことがわかる。

なお、復金の承継に当たり、その九支店、事務所および職員三六



表 4-4 見返資金承継債権回収状況 (昭和27年3月末) (単位 千円)

業 種	昭和26年度	昭 和 27 年 度 回 収			合 計	昭和27年度 末 残 高
	回 収	承 継 前	承 継 後	計		
織 維 工 業	25,000	—	—	—	25,000	593,000
木 材 工 業	—	—	57,000	57,000	57,000	—
化 学 工 業	89,300	85,200	92,100	177,300	266,600	700,564
窯 業	—	—	2,500	2,500	2,500	—
金 属 工 業	145,032	45,300	156,300	201,600	346,632	1,776,356
機 械 工 業	—	2,500	11,250	13,750	13,750	56,250
水 産 業	116,069	66,233	—	66,233	182,302	2,057,678
鋳 業 (内 石 炭)	558,096 (558,096)	222,053 (222,053)	605,985 (562,985)	828,038 (785,039)	1,386,134 (1,343,134)	5,359,789 (5,014,789)
建 設 業	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 (内 水 運 業)	8,401 (8,401)	28,059 (28,059)	206,965 (206,965)	235,024 (235,024)	243,425 (243,425)	61,000,577 (60,750,576)
電 気 業	398,377	—	112,470	112,470	510,847	69,210,413
そ の 他	—	600	1,000	1,600	1,600	664,955
中 小 企 業 (含 農 林 水 産)	365,868	549,240	701,057	1,250,297	1,616,165	3,332,620
計	1,706,143	999,185	1,946,627	2,945,812	4,651,955	144,752,202

出所：前表と同じ。

表 4-5 中小企業金融公庫承継債権内訳

	開銀承継	見返承継	復 金 承 継			合 計
			一 次 口	二 次 口	計	
承 継 年 月 日	28.11.21	29.1.23	29.3.20	29.6.19		
承 継 口 数	2,326	1,218	2,756	1,259	4,015	7,559
承 継 金 額 (百万円)	6,679	1,226	2,458	1,617	4,075	11,980

(注) 1. 開銀承継債権は27年度貸付分と28年度貸付分とで次のとおり承継方法を異にした。  
 (27年度貸付分) 846口 2,860百万円は開銀からの借入金とする。  
 (28年度貸付分) 1,480口 3,820百万円は開銀からの買取り承継とする。  
 2. 復金一次口の承継額は次のような引継ぎ訂正をおこなった後の数字である。

29年6月18日 { 2口 4,593千円 (開銀より追加承継)  
 { 3口 1,170千円 (開銀へ返却)

出所：『中小企業金融公庫二十年史』216ページ。

本開発銀行法第四九条の二第四項の規定により昭和二八年四月一日に返済されたものとなるものに関する政令」(昭和二八年三月二七日政令第四七号)に基づき資本金に振り替えられた。具体的には、昭和二七年八月三〇日政令第三九九号「日本開発銀行が米国対日援助見返資金特別会計から承継する債権の範囲及びその承継の日を定める政令」(昭和二七年一〇月八日政令第四三三号により一部改正)にもとづき、同年二七年九月一四日に第一次として海運業を除く一般の貸付分等約七三六億円、一〇月一九日に第二次として海運、中小企業、農林漁業貸付分等六三五億円を承継した。内訳をみると(表4-3)、付随債権をも含めた額で六三六億円の電力、五九三億円の海運の二産業への貸付けが九〇%弱と圧倒的な比重を占めている。これらの承継債権の二八年三月段階での回収状況は表4-4にみるごとくであり、この時点でも電力・海運については未回収の比率は特に高かった。なお、開銀に承継された私企業貸付分を除く見返資金特別会計は、二八年七月末に廃止され、八月一日付で一般会計からの開銀出資一〇五二億円余および輸出入銀行出資一三五億円とともに新設の産業投資特別会計に引き継がれた。

(三) 中小企業金融公庫・農林漁業金融公庫への業務引渡し

復金・見返資金を承継したことに伴い、開銀は中小企業および農林漁業を対象とする設備資金貸付をも担当することになった。特に中小企業貸付に対しては二七年四月中小事業部を新設して業務に当たった。

しかし二八年にはいって、四月農林漁業金融公庫が、また八月に中小企業金融公庫が設立されたため、この両分野の業務をそれぞれの公庫に引き継ぐこととなった。<sup>(12)</sup>表4-5および表4-6にみるように、中小企業金融公庫に対しては二八年一月から二九年六月まで四次にわたって中小事業部貸付債権約六七億円、見返資金承継分債権約一二億円、復金承継分債権(中小事業部代理貸付債権および直接貸付債権)約四一億円、計一一九億八〇〇〇万円を引き渡し、また農林漁業金融公庫に対しては二八年七月から二九年三月まで三次にわたって開銀貸付分(「開発資金」)約五億円、

表 4-6 農林漁業金融公庫承継債権内訳 (単位 件, 千円)

承継年月日	開発資金		復金承継		見返承継		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
28.7.27	2	8,550	84	286,400	164	481,145	250	776,095
29.1.23	31	162,236	457	1,027,498	19	26,152	507	1,215,886
29.3.6	18	319,303	84	315,478	—	—	102	634,781
合計	51	490,089	625	1,629,376	183	507,297	859	2,626,762

出所：日本開発銀行「第三事業年度営業報告書」。

復金承継分約一六億円、見返資金承継分約五億円、計二六億三〇〇〇万円弱を引き渡した。  
 ほぼ二九年度において完了したこれら一連の措置によって、中小企業・農林漁業に対する政府金融が整理・一元化されるとともに、開銀の業務が重点産業への長期金融に集中される態勢が整えられた。その意味でこれらの措置は、講和後の政府系金融機関体系を整備するための分野調整の重要な一環をなしていたのである。

- (1) 大蔵省資料Z五二〇—一二。
- (2) 『開銀十年史』四六—四七ページ。
- (3) 同前、四七—四八ページ。
- (4) 同前。
- (5) 経済企画庁所蔵資料。作成者不詳。全文は次のとおり。

一、日本開発銀行の業務を左の通り改める。

(一) 日本開発銀行の肩替り業務の方法として返済資金の貸付のみでなく、新に銀行その他の金融機関の開発資金の貸付債権につき、その全部又は一部を譲り受けることとする。

(二) 米国対日援助見返資金特別会計から承継した貸付債権の整理に関する業務を行うることとする。

備考 日本開発銀行は、昭和二十六年以降米国対日援助見返資金特別会計で行っている電力及び海運に対する直接投資業務を承継すると共に、既往の私企業投資債権(優先出資及び株式並びに中小企業融資を除く。)を承継する。これに伴い、日本開発銀行は、米国対日援助見返資金特別会計から右の承継債権に

見合う現物出資をうけるとともに、電力及び海運に対する新規融資のための財源として同会計から出資をうけるものとする。

(三) 日本開発銀行は、市中銀行等からの開発資金の借入に関する債務保証業務を行いうることとするが、外資の受入を促進するための債務保証は行わない。

この場合には、保証債務の現在額は、資本金及び準備金の合計額(自己資本)をこえてはならないこととする。

二、日本開発銀行は、政府から資金の借入をすることができることとするかどうかの問題が備考 (1) 右の外、外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができることとするかどうかの問題があるが、これは、一応見送りとするのが適当であろう。

(2) 日本開発銀行が、日本開発債券を発行しうることとするかどうかの問題がある。その場合には、政府による引受を予定する。

資金の借入(及び日本開発債券の発行額の合計額)は、自己資本に相当する額をこえてはならないこととする。  
 三、日本開発銀行は、毎事業年度の利益金の百分の二十に相当する額を準備金として積立て、残額は、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。  
 この場合、法人税、事業税等は、免税とする。

- (6) 『開銀十年史』四七—四八ページ。
- (7) 大蔵省資料Z六〇—二四五、「ドッジ氏提出資料」中の文書。
- (8) 大蔵省資料Z五二〇—一二。
- (9) 「今後の金融政策の大綱」には作成者の署名はないが、銀行局作成の五月二一日付のメモ(『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一二巻「金融政策」五六—六五ページ所収)と同趣旨で、大蔵省で作成されたと推定される(全文は、同前、五六—七〇ページ所収)。
- (10) この点では、さらにのち、昭和二八年七月法改正により、開銀の外貨借入れにつき政府による債務保証が可能になった。
- (11) 開銀は設立後早くから復金資本金を一挙に開銀資本金に振り向けることを要求していたが容れられなかった。その理由は前掲大蔵省銀行局編『日本開発銀行はなにをするか』によれば、「これは、もし、右の政府出資金が開銀の資本金に加わるとなると、あまり資本金の額が大きくなりすぎ、なにか不安定な感じをあたえるばかりでなく、昭和二六年度においては、

のちにのべるごとく、若干の国庫納付をすることにもなるおそれがあったので、初年度から減資をすることにもなり、どうかとおもわれたから」(一二三—二四ページ)であった。

(12) 『中小企業金融公庫十年史』、『同二十年史』、『農林漁業金融公庫十年史』を参照されたい。

## 第五節 昭和二六年度営業実績

### 一 運用原資

初期における開発銀行の資金量の急速な拡大をもたらしたものは、前節で検討したような諸規定の変更であった。いまいちどその経過をまとめてみれば表4-7のとおりである。

すなわち、当初の資本金は見返資金特別会計よりの政府出資一〇〇億円とされ、これが四半期ごとに二五億円ずつ、それぞれ昭和二六年四月二〇日、八月二九日、一〇月一九日、翌二七年一月四日に払い込まれた。また二六年一月三〇日に成立した昭和二六年度補正予算により一般会計から七〇億円の出資が決定した。これにもとづき二月四日には資本金増加に関する申請書を大蔵大臣宛に提出し、同七日には認可され登記を完了、資本金一七〇億円となった。この払込みは一二月一日に五〇億円、翌年三月三十一日に二〇億円と二回に分けておこなわれた。

さらに二七年三月三十一日には開銀法第四七条第三項の規定にもとづき二六年度中の復金回収金のうち国庫納付分を差し引いた金額九三億五二五七万二七九円二八銭を資本金に繰り入れ、年度末資本金額は合計二六三億五二五七万二七九円二八銭となった。

この間、二七年一月一六日付で復金を承継し、その解散時の資本金八五二億二〇三六万七千円は「政府借入金」となった。

表 4-7 資本金・政府借入金の推移 (昭和26年度) (単位 億円)

払 込 資 本 金			政 府 借 入 金		
払込期日	金額 (計)	備 考	期 日	金額 (計)	備 考
26. 4. 20	25( 25)	見返資金特別会計よりの政府出資…(A)			
		(A)第1四半期分			
26. 8. 29	25( 50)	(A)第2四半期分			
26. 10. 19	25( 75)	(A)第3四半期分			
26. 12. 11	50(125)	11月30日成立補正予算による一般会計からの出資70億円…(B)			
		(B)のうち第一次払込			
27. 1. 4	25(150)	(A)第4四半期分	27. 1. 16	a) 852(852)	復金資本金の承継
27. 3. 31	20(170)	(B)第二次払込			
27. 3. 31	b) 94(264)	26年度復金回収分金(国庫納付金除外)を一般会計出資とし(開銀法第47条第3項による)	27. 3. 31	c) △94(759)	94億円は国庫納付により政府に返済されたものとみなされた

(注) a) は、852億2036万7000円。  
 b) は、93億5257万0279円28銭。  
 c) 4捨5入の関係で末尾一致せず。

## 二 融 資 計 画

第三節でみたように、開銀法案の閣議決定に当たって、開銀融資を国の策定する資金計画に従わせるべきだとする経済安定本部等と開銀の自主的運営を主張する大蔵省との間に意見の相違があり、調整の結果「政府の産業、交通および金融に関する総合的政策およびこれに基づく基本計画に順応せしめるものとする」(傍点引用者)との諒解事項を付すという点で妥協が成立したのであった。そこで開銀の定款にも第十九条「本銀行は……その業務の運営に当つては、銀行その他の金融機関と競合しないよう留意すると共に、政府の産業、交通及び金融に関する総合的な政策並びにこれに基づく基本計画に順応するよう遺憾なきを期すものとする」という文言が盛り込まれた。

このような経過を背景にして、二六年五月一五日、経済安定本部作成にかかる「政府資金による融資の基準となるべき産業及び交通に関する基本計画」が閣議了解された。ここにいう「政府資金」とは、具体的には見返資金(主として海運業・電力業・中小企業対象)、農林漁業資金融通特別会計および開銀を指し、中でも海運業・電力業・中小企業をのぞく一般重点産業を対象とする開銀融資が中心になっている。この「計画」の全文は次のとおりである。

### 第一、基本方針

政府資金の融資の基準となるべき産業及び交通に関する基本計画(昭和二六年五月一五日閣議了解)

我が国民経済の合理的な循環と国民生活の漸進的向上とを確保し、併せて米國始め民主主義國家に対する経済協力体制の確立を推進するため生産力の増加と貿易の拡大を図ることを今後における経済施策の基本原則とする。

かかる観点において最も基本的に実現を要するものは電力供給量の増大と外航船腹の拡充であり、次いでこの基礎の上に各重要産業及び交通規模の拡大と設備の合理化、近代化を図る必要がある。

右の経済施策を実現するため極力民間資金を活用しつつ、対日援助見返資金、日本開発銀行資金及び農林漁業特別会計資金を最も効率的且つ重点的に投資する。この場合には、総合的資金需給の調節等を図ってインフレーションを回避するものとする。

### 第二、要領

以上の基本方針に基づき、特に政府資金の融資の対象として適当と認められる事業の概要は左の通りである。(別表参照)

一、電力  
 生産増加の最大の隘路は電力の供給不足であるから、今後当分の内、毎年三五億キロワット時程度の電力供給量を増加することを目標とし、現在実施中の見返資金による開発工事の外、ロス軽減、新規電源の開発及び自家発電の促進を行

## 二、海運

本邦輸入物資に対する外国船利用の困難性及びこれに伴う船賃の高騰に対処し、併せて外貨払の節約を図るため、極力速かに外航貨物船保有量約二〇〇万重量吨に達するようこれが増加を図る。

## 三、石炭

二十六年度における生産確保のためには少くとも、国内炭約四、四〇〇万屯を必要とし、更に二十八年度には、四、六〇〇万屯乃至四、八〇〇万屯程度の出炭を要する見込であるから、特に必要とされている特殊用炭及び一般高級炭を中心として石炭の増産を図ると共に極力品位の向上と価格の低下を促進するため設備の近代化を図る。

## 四、鉄鋼

鋼材は二十六年度以降各年、約四〇〇万屯の生産を必要とするが、特に薄板、特殊帯鋼、異型鋼等供給不足品種の増産を図ると共に一般に老朽化している生産設備の近代化を促進する。

## 五、非鉄金属

二十六年度以降、銅、鉛、亜鉛、ニッケル等の大部分の非鉄金属については海外から相当程度の原料鉱石又は地金の輸入を行わなければならない事情にあるので、今後極力国内資源を開発し、その増産を図る。

またアルミニウムについてはその圧延設備を近代化し価格の低下と能率の向上を図る。

## 六、化学

(一) 硫酸については、国内需要を充足しつつ、強力に要請されている輸出を可能ならしめるため二十七年度において二七万屯の生産が出来るように、二十六年度中に約三〇万屯の生産能力を拡充する。

又酸性土壌矯正等のため、重要な石灰の生産設備の合理化、増設を図る。

(二) 基礎化学工業設備の合理化及び今後の化学繊維、合成繊維等の増産に即応し、原料化学工業設備の拡充及び合理化を図る。

る。

(三) 闊葉樹の活用によるバルブの製造によりバルブの不足と針葉樹不足の緩和に資する。

(四) 自動車の生産増加に対応し、タイヤの急速な増産を図る。

(五) 高級潤滑油の需要に応じ得るよう石油精製能力の拡充を図る。

(六) 大都市におけるガス供給能力を増大し、木材及び電力不足の緩和に資する。

(七) 新技術の導入により、国民保健上最も重要な医薬品の増産を図る。

## 七、繊維

(一) 主原料を豊富に国内において供給し得る合成繊維、醋酸繊維及び強力人絹の生産能力を増大し、棉花、羊毛等の輸入の節約に資する。

(二) 繊維の染色加工、設備の近代化を行い繊維製品の輸出の増進に資する。

## 八、機械

造船、自動車、通信、軸受等の機械工業の設備の近代化によりこれが生産の増加と価格の低下を図る。

## 九、議港湾施設

貿易量の増加に対応し、主要港の倉庫上屋、荷役機械及び解整備を中心として港湾荷役力の増強を図る。

## 十、農林水産、食品加工

(一) 食糧供給力の増加を図るため、土地改良、干拓、魚田、漁港の修改築、共同利用施設等を促進する。

(二) 森林資源の維持培養と災害の防止を図るため、林道の開設、植栽等を促進する。

(三) 国民食生活の向上、農林水産物の利用の増進等を図るため食品加工工業等の伸展を助長する。

## 十一、新技術の工業化

将来における我が国産業の発展を促進するため技術的に優秀で工業化の見込の多い研究について、工業化の意思と能力あ



る企業に対しては、積極的にこれを助長する。

十二、輸出産業の助長  
輸出産業中、設備の増設又は近代化により輸出の増加を図り得ること確実なものについては、これが増設又は近代化を助長する。

十三、中小企業  
輸出産業、基礎産業の関連産業、生活必需物資産業等として緊要な中小企業の振興を更に積極化するため、見返資金からの融資の対象とする企業の規模と融資金額の拡大を図る。

十四、その他の見返資金継続事業  
見返資金により目下工事継続中の陸運、観光施設については、これが完成を期する。

十五、その他の事業  
需給、技術及び資金調達の見透に応じ、将来考慮し得る事業は、セメント生産設備の増設、尿素、石油系天然ガス合成化学設備の新設並びに私鉄の新線の建設及び電化である。

備考 一、本基本計画は、今後における情勢の推移に応じ、必要あるときは随時これを改訂するものとする。

二、二十五年における見返資金私企業融資計画に基づき、融資を申請中であつた工事については、原則として政府資金の対象とする。

三、政府資金による既存の民間融資の肩替りについては、本基本計画に準じ、別に定める。

業種	対象項目
(一) 電業	電源開発、ロス軽減、自家発電

別表

業種	対象項目
(一) 自家運用	外航船舶新造及び改造、沈船の引揚修理 新区域開発、新坑開発機械化及び選炭強化 圧延設備増設並びに近代化、酸素発生装置増設、砂鉄原料による特殊銑の増産 銅、鉛、亜鉛、ニッケル、水銀、硫黄、硫化鉍、マンガン、金の増産及びアルミニウム圧延設備の整備
(二) 海運	肥料—硫酸及び石灰の増産及び合理化 薬品—ポパール、石炭酸、染料、無水フタル酸の増産、曹達電解法設備の近代化及び曹達原料の荷役設備の強化
(三) 石炭	その他—晒クラフト法によるバルブの増産、タイヤの増産、高級潤滑油の増産、ガス工業におけるコークス炉の新設及び補修、ストレプトマイシンの増産
(四) 鉄鋼	合成繊維、醋酸繊維及び強力人絹の増産、輸入機械等による染色加工設備の近代化
(五) 非金属	造船工業における大型ディーゼルエンジンの増産及び溶接作業化諸設備の整備、自動車、通信(有線、無線)、強電、軸受、鍛鋼及びロール工業の輸入機械を主とする設備の合理化
(六) 化学	倉庫上屋及び荷役機械の整備及び解体の増設
(七) 繊維機械	農業—灌漑排水、土地改良、畑地灌漑、土壤保全、酸土改良、干拓復旧小水力発電施設
(八) 織機	林業—造林(植栽、補植、撫育) 林道
(九) 港湾施設	漁業—漁港の整備、漁田開発、塩田整備
(十) 農林水産	共同利用施設、精糖設備、固型肥料製造設備、大型キャッチポット、水産物等高度利用設備、自動操糸機の増設及び塩、乳製品等の食品加工設備の合理化
(十一) 食品加工等	陸運及び観光施設
(十二) 新技術の工業化	
(十三) 輸出産業の合理化	
(十四) 中小企業	
(十五) その他の見返資金継続事業	

表 4-9 昭和26年度設備資金調達先 (単位 億円)

区 分	金 額
1. 証券市場	634
事業債	304
株式	330
2. 民間貸出	787
全国銀行	622
その他	165
3. 政府資金	716
開 銀	202
復 金	73
見返資金	459
その他	128
4. 外 資	4
5. 小 計 (1~4)	2,141
6. 内部資金推計	2,248
7. 合 計 (5+6)	4,389

(注) 開銀調査部調べによる資金純増(減)額。  
出所：『開銀十年史』, 64ページ。

表 4-8 産業別設備投資額中の開発銀行融資 (昭和26年度) (単位 億円)

産 業 別	設備投資 (A)	開銀融資 (B)	(B/A)%
1. 重点産業			
電力業	553	25	4.5
鉄鋼業	369	35	9.5
海運業	640	15	2.3
石炭業	208	31	14.9
小 計	1,770	106	6.0
2. その他産業			
繊維工業	594	6	1.0
化学工業	418	25	6.0
機械工業	205	11	5.4
非鉄金属業	72	12	6.3
輸送業	120	—	—
ガス業	255	—	—
林水産	74	—	—
その他	441	7	1.6
小 計	440	7	1.6
3. 合 計	2,619	68	2.6
	4,389	174	4.0

(注) 開銀融資には返済資金貸付(海運向)を含まない。  
出所：『開銀十年史』, 62ページ「第一事業年度営業報告書」により作成。

以上の「基本計画」をみてわかるように、対象業種として電力、海運以下やや網羅的にあげられており、また優先ランクや予定金額等も示されていない。それ以上の詳細は開銀の自主性に任せることになっていった。すなわち融資申込者がまず営業部と交渉するという形をとった。ただし、各業種について担当官庁から融資方について開銀に要望を出すということがおこなわれた。<sup>(4)</sup>

この「基本計画」<sup>(5)</sup> についての問題点として指摘されていたことに、「ボーダーライン・ケース」と呼ばれたものがある。<sup>(6)</sup> これは、見返資金から開銀に一〇〇億円出資する代わりに四五億円を削減することとなった同資金私企業投資の対象予定業種で「基本計画」に計上されたものである。これらの業種が開銀融資本来の対象分野である「重点産業」にあたるかどうか問題とされた。この問題がその後どう扱われたかは、融資実績でみるほかない。

いずれにせよ、開銀の第一事業年度融資は、以上の「基本計画」に「順応」しておこなわれることとなったのである。<sup>(7)</sup>

### 三 融 資 実 績

ここでは二六年度開銀融資実績を次の順序で検討する。①設備資金総供給に占める開銀融資の比重、②融資申込、承諾、貸付実行額およびその他の事項、③返済資金貸付業務の比重、④単独融資・協調融資形態別貸付規模、⑤融資対象企業規模、貸付金額(一口当り)規模、⑥主な対象工事

#### (一) 設備資金総供給に占める開銀融資の比重

表 4-8 は、開銀調査部の集計による設備投資額と開銀融資額の比率をみたものである。<sup>(7)</sup> 電力業は、石炭・鉄鋼・

非鉄金属・化学工業企業の自家発電に対する融資であって、二六年度については九電力向け融資は見返資金私企業貸付が担当している。海運業も基本的には見返資金の担当であるが、第七次新造船追加計画に関してとりあえず開銀が融資すること(閣議了解)となった。金属鉱業に対する開銀融資は非鉄金属に含められている。その他産業の中には、前年度見返資金継続工事であるホテル建設、輸出雑貨工業、港湾施設建設が含まれる。

設備投資に占める開銀融資の比重は全産業で四・〇%、

表 4-10 開銀融資申込み・承諾・貸付実行状況 (昭和26年度) (単位 件, 百万円)

	借入申込		貸付承諾		貸付実行			1件当り 平均金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	百分比	
1. 直接貸付								
海運	6	1,519	6	1,519	6	1,519	8.7	253
石炭	64	7,011	45	3,180	44	3,116	17.9	71
鉄鋼	22	13,614	15	3,908	15	3,515	20.2	234
自家発電	38	8,167	26	4,265	20	2,457	14.1	123
繊維	10	1,224	7	590	7	550	3.2	79
化学	42	6,244	30	2,743	28	2,528	14.5	90
非鉄金属	20	2,458	14	1,285	14	1,215	7.0	87
機械	29	3,616	20	1,255	20	1,093	6.3	55
港湾施設	38	1,641	34	805	28	585	3.4	21
農林水産	41	2,417	16	830	11	710	4.1	65
その他	3	288	3	120	3	120	0.7	40
小計	313	48,199	216	20,500	196	17,408	100.0	89
2. 返済資金貸付								
海運	60	3,226	60	3,188	60	3,188 <sup>a)</sup>	(15.5)	53
3. 合計	373	51,425	276	23,688	256	20,596	—	80

(注) a) のかつこ内は直接貸付、返済資金貸付合計に占める返済金貸付の割合。  
出所：前掲「第一事業年度営業報告書」。

うち電力・鉄鋼・海運・石炭の当時のいわゆる四大重点産業では六・〇%を占め、四大重点産業以外で見れば二・六%である。産業別では非鉄金属・石炭・鉄鋼業で開銀への依存度が高い。海運・電力は見返資金の私企業貸付を受けている。表4-9によれば、設備資金のうち約半分は内部留保・減価償却よりなる内部資金があげられているから、残りの外部資金に占める政府資金融資の比重はさらに大きくなる。設備投資のために調達した外部資金に占める開銀融資資金の割合はおよそ八%であり、重点産業ではさらに大きかったと考えてよいであろう。<sup>(8)</sup>

(二) 融資申込み・承諾額・貸付実行額

表4-10は二六年度における借入申込み、融資承諾、貸付実行それぞれの件数および金額の一覧である。

まず各産業への融資の比率を貸付実行ベースで見ると、金額で鉄鋼・石炭・化学・自家発電

で三分の二を占めている。融資一件当り平均金額をみると、海運・鉄鋼・自家発電の規模が大きく一億円規模を越える。これに対し石炭・化学以下その他の産業では相対的に小規模となっている。こうして合計一九六件、一七四億余円の貸付け(返済資金貸付を含めると二〇六億円弱)が実行された。

申込みと承諾・実行の数字を比べると、海運は閣議了解に基づく第七次計画造船資金のため特殊例となっており、他産業ではいずれも承諾件数・金額とも申込みを大きく下回っている。このことは特に鉄鋼業で著しい。全体で三七三件(直接貸付のみでは三一三件——以下同じ)五一四億円(四八二億円)の借入申込みがあったのに対して、開銀が貸付承諾を与えたものは二七六件(二二六件)二三七億円(二〇五億円)、すなわち申込みに対する承諾の比率は件数で七四%(六九%)、金額で四六%(四三%)であった。ただし、この「借入申込み」も開銀が申込みを受け付けたものに限られており、このほかに融資対象として業種的に適当でないもの、計画が不明確なもの、回収の見込みの薄いもの、自己資金または市中で調達可能とみられるもの等は受け付けをおこなわず、これらを含めると申込みの全体は約六八〇件七〇〇億円以上のほった。<sup>(9)</sup>

次に月別の貸付けおよび回収の実績は表4-11のとおりで、貸付承諾・実行の件数および金額を月別にみると、九月頃から貸付けが本格化している。

回収は、初年度であり少額にとどまるが後半返済資金を中心に回収があり、年度内総額で三億六〇〇〇万円となった。

このほか、貸付けの利率別・期間別内訳を表4-12によって示しておく。利率では海運貸付に年七・五%を適用したほかはすべて一〇%を適用している。また貸付期間では三―五年のものが主力をなし、比較的長期の貸付けが多いことが知られる。

表 4-13 返済資金貸付額および使途 (単位 百万円)

年 度	業 種	貸 付 額	使 途
昭 和 26	海 運	3,188	第1次買船融資, 第6次および同追加建造 資金融資返済
27	電 力	2,635	市中借入設備資金返済
27	海 運	2,334	第7次前期分および27年度既着工油送船建 造資金返済
28	海 運	36	3 D型改造資金返済
29	海 運	876	第10次建造資金返済
30	海 運	876	〃
合 計		9,945	

出所：『開銀十年史』, 81ページ。

(三) 返済資金貸付け  
返済資金貸付（「リファイナンス」業務は、設立直前の交渉の段階では司令部側によって開銀の中心業務たるべきとの主張をされていたものである。）  
二六年度においては貸付総額の一五・五％に当たる三一・九億円ほどが海運業に対して融資された。その後の推移を表4-13でも、二七年度に電力業に融資された例を除けばすべて海運業向けであり、総額九九億円を貸し付けて三〇年度をもって打ち切られた。司令部側の構想とはうらはらに、実際にはさほど重要視されなかったといつてよい。

(四) 単独融資と協調融資  
表4-14によって単独融資と協調融資の状況をみよう。これによると全体では、承諾ベースで件数比単独三二・四％、協調六七・六％、金額比単独一八・二％、協調八一・八％、実行ベースで件数比単独三一・一％、協調六八・九％、金額比単独一九・四％、協調八〇・六％である。件別にみると協調融資における開銀の分担率は一七・六％を最低とし九八・六％を最高としていた。<sup>(10)</sup>産業別では、全体に協調融資の比重が高い中で石炭と港湾施設向で単独融資の比率が高いことが特に目をひく。  
なお二六年度における開銀融資の対象工事総額（電力・海運を除く）は約

表 4-11 月別貸付および回収実績 (昭和26年度) (単位 件, 百万円)

年 月	貸 付				回 収		
	承 諾		実 行		直接貸付	返済資金貸	合 計
	件 数	金 額	件 数	金 額	金 額	金 額	金 額
26. 5	—	—	—	—	—	—	—
6	4	910	3	324	—	—	—
7	16	1,725	7	701	—	—	—
8	9	775	11	660	—	—	—
9	27	1,920	23	1,996	—	—	—
10	21	1,910	23	1,561	—	21	21
11	29	1,923	26	2,002	—	25	25
12	85	7,222	81	5,701	—	38	38
27. 1	16	760	18	1,456	6	54	60
2	27	2,609	27	2,932	2	71	73
3	42	3,934	37	3,263	16	127	143
合 計	276	23,688	256	20,596	24	336	360

出所：前表と同じ。

表 4-12 貸付額の利率別・貸付期間別内訳 (単位 件, 百万円)

区 分	件 数	構 成 比	金 額	構 成 比	
利 率 (年利)	7.5 %	6	3.1	1,519	8.7
	10.0 %	190	96.9	15,889	91.3
貸 付 期 間	3 年 未 満	67	34.2	3,391	19.5
	3 ~ 5 年	96	49.0	7,037	40.4
	5 ~ 10 年	27	13.8	5,461	31.4
	10 ~ 15 年	2	1.0	540	3.1
	15 年 以 上	4	2.0	979	5.6
合 計		196	100.0	17,408	100.0

(注) 返済資金貸付を除く。

出所：『開銀十年史』資料編, 32, 34ページ。

表 4-15 貸付額の融資対象企業資本金規模別および  
1口当り貸付額規模別内訳 (単位 件, 百万円)

区 分	融資対象企業資本金規模別				1口当り貸付額規模別			
	件数	百分比	金 額	百分比	件数	百分比	金 額	百分比
3千万円未満	58	29.6	2,357	13.5	60	30.6	904	5.2
3～5千万円	15	7.6	705	4.0	21	10.7	732	4.2
5千万～1億円	22	11.2	1,115	6.5	53	27.0	3,568	20.5
1～5億円	65	33.2	6,767	38.9	59	30.1	10,132	58.2
5億円以上	36	18.4	6,464	37.1	3	1.6	2,072	11.9
合 計	196	100.0	17,408	100.0	196	100.0	17,408	100.0

(注) 返済資金貸付を除く。  
出所：『開銀十年史』資料編，34ページ。

表 4-14 単独融資および協調融資状況 (昭和26年度) (単位 件, 千円)

区 分	業 種	貸 付 承 諾		貸 付 実 行	
		件 数	金 額	件 数	金 額
単 独 融 資	石 炭	23	1,190,000	22	1,155,000
	鉄 鋼	4	205,000	4	205,000
	非鉄金属	6	430,000	6	430,000
	自家発電	8	1,150,000	7	912,000
	化学工業	1	100,000	1	100,000
	繊維工業	—	—	—	—
	機械工業	4	165,000	4	161,000
	港湾施設	19	215,000	14	165,000
	農林水産	4	270,000	2	240,000
	海運	—	—	—	—
	その他	1	10,000	1	10,000
	小 計	70	3,735,000	61	3,378,000
	協 調 融 資	石 炭	22	1,990,000	22
鉄 鋼		11	3,703,000	11	3,310,000
非鉄金属		8	855,000	8	785,000
自家発電		18	3,115,000	13	1,545,000
化学工業		29	2,643,000	27	2,428,000
繊維工業		7	590,000	7	550,000
機械工業		16	1,090,000	16	932,000
港湾施設		15	590,000	14	420,000
農林水産		12	560,000	9	470,000
海運		6	1,518,750	6	1,518,750
その他		2	110,000	2	110,000
小 計		146	16,764,750	135	14,029,950
合 計		216	20,499,750	196	17,407,950

(注) 返済資金貸付を除く。  
出所：「第一事業年度営業報告書」。

四二三・二八億円であり、開銀融資分一四七・一六億円(承諾額)はその約三五%に当たる。また、この対象工事調達資金のうちの借入金では、長期信用銀行融資が二一・七%、都市銀行融資が二二・二%、地方銀行融資が一・一%、その他二・〇%とされているから、開銀の協調先としても長期信用銀行と都市銀行が主力をなしたと考える<sup>(11)</sup>でよいであろう。

このようにして、開銀と一般金融機関とは一方で分野調整をしながら、他方では協調融資を通して、開銀が重点産業への資金流入のリード役をとめたといえよう。

(五) 貸付対象企業の規模・一口当り貸付規模

開銀の貸付対象企業の資本金規模と一口当り貸付金額規模を、表4-15に掲げておこう。

これによると、資本金規模では一億円以上の大企業向けが件数で五一・六%、金額で七六・〇%を占めて主力をなしている。

また一口当り貸付金額でも、五〇〇万円以上、一億円以上のものが件数で中心をなし、金額でも一億円以上、五億円以上の大口貸付けが七割を占めている。『開銀十年史』でも「当期における本行融資においては大企業の比重が高く、貸付もまた大口化していた点に大きな特徴が見出されるのである。この基底には当時はまだ復興推進段階であり、トップレベルの大



表 4-16 第一事業年度末貸借対照表 (昭和27年3月31日現在)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
証書貸付	20,237,655,000.00	資本金	26,352,570,279.28
手形貸付	6,000,000.00	準備金	3,730,000,000.00
承継証書貸付	64,625,554,039.05	政府借入金	75,867,796,720.72
承継手形貸付	11,193,753,523.73	支払承諾	222,743,200.00
支払承諾見返	222,743,200.00	貸付受入金	831,955,000.00
国債	10,010,356,180.00	貸付償還金	329,664,802.90
承継地方債	6,815,388.92	未払利息その他	25,779,874.00
当座預金	1,765,635,663.38	未経過利息その他	32,700,724.00
承継別段預金	1,938,515.00	納税引当金	287,363,850.00
代理店勘定	9,583,509.15	仮受金	7,497,706.03
営業用土地建物什器	23,284,295.62	貸倒準備金	257,000,000.00
所有動産不動産	8,572,048.00	当年度損益金	184,387,949.33
仮払金	3,413,848.00	上半期分	2,262,647.00
承継仮払金	14,145,885.00	下半期分	182,125,302.33
現金	9,010.41		
合 計	108,129,460,106.26	合 計	108,129,460,106.26

出所：前掲「第一事業年度営業報告書」。

企業の生産力を伸ばすことが、国民経済的に強く要請されていたという事情が存在していたのである。<sup>(12)</sup>といわれているように、大企業向け中心・大口貸付中心であったことが確認される。

(六) 主な対象工事

ここでは各産業別の当該時期の設備投資の詳細な検討はおこなわない。<sup>(13)</sup>ごく簡単に産業別貸付金の内訳をみることにしよう。

石炭業では総額三一億円のうち大手炭鉱向け二四億円(七七%)、中小向け七億円(二三%)であった。炭鉱開発が主である。

電力業では先にみたごとく自家発電をおこなう大企業向けが主力であった。

海運業では第七次計画造船にとりあえずの融資をおこなったほか、返済資金を貸し付けた。

鉄鋼業は、八幡・富士・日本鋼管・川崎製鉄・住友金属工業の巨大メーカーによる第一次合理化に関連するものが多く、普通鋼とくにストリップ・ミル等圧延部門設備を対象とするものが主力である。

その他、鉱業では総額八億六五〇〇万円のうち金属鉱業八・四五億円(九七・七%)、石油天然ガス二〇〇〇万円(二・三%)。機械工業(総額九・七八億円)の内訳は造船四・七億円(四八・一%)、自動車一・三五億円(一五・八%)、電気機械三・三七億円(三四・五%)、精密機械三六〇〇万円(三・六%)であった。

化学(一七・二三億円)の内訳は、肥料一・八億円(一〇・五%)、セメント二億円(一一・六%)、その他窯業(耐火レンガ等)一五〇〇万円(〇・九%)、ガス三・九億円(二二・六%)、紙・パルプ二・五億円(二四・五%)、その他化学六・八八億円(三九・九%)であった。

産業関連施設では、荷役施設六七〇〇万円(九・九%)、倉庫三・一八億円(四七・一%)、港湾施設二・九億円(四

三・〇%)、総額六・七五億円である。

最後に農林水産業をみると、捕鯨船が五・一億円(七六・一%)で主力を占め、以下食品九〇〇〇万円(一三・四%)、製氷冷蔵七〇〇〇万円(一〇・五%)、総額六・七億円であった。<sup>(14)</sup>

四 経 理

最後に二六年度末時点(二七年三月)での貸借対照表と損益計算書を掲げておく(表4-16、表4-17)。

負債・資産総額一〇八一億円、負債では資本金二六四億円(二四・四%)、旧復金資本金である政府借入金残高七五九億円(七〇・二%)が主であり、資産では貸付け八五一億円(七八・七%)、国債保有一〇〇億円(九・三%)が主であった。項目中「貸付受入金」は、「貸付」について未だ担保権の設定等の手続きの終わっていない場

表 4-17 第一事業年度損益計算書  
(昭和26年4月20日—27年3月31日)

損 失 金		利 益 金	
科 目	金 額	科 目	金 額
支 払 雜 利 息	34,758,186 <sup>円</sup> 63	貸 付 金 利 息	392,210,186 <sup>円</sup> 00
有 価 証 券 買 入 経 過 利 息	40,945,181 <sup>円</sup> 00	承 継 貸 付 金 利 息	1,713,811,328 <sup>円</sup> 00
支 払 手 数 料	87,584,437 <sup>円</sup> 00	有 価 証 券 利 息	124,929,333 <sup>円</sup> 44
管 理 費	1,489,280 <sup>円</sup> 00	受 入 雜 利 息	28,256 <sup>円</sup> 00
事 務 費	122,101,341 <sup>円</sup> 00	有 価 証 券 益	99,675,680 <sup>円</sup> 00
税 金	2,471,958 <sup>円</sup> 00	受 入 手 数 料	132,779 <sup>円</sup> 00
債 権 償 却 金	371,409,492 <sup>円</sup> 05	受 雑 益	3,294,158 <sup>円</sup> 15
動 産 不 動 産 価 額 償 却	6,822,860 <sup>円</sup> 20		
納 税 引 当 金 繰 入 損	287,363,850 <sup>円</sup> 00		
未 経 過 利 息 其 他 繰 入 損	32,700,724 <sup>円</sup> 00		
貸 倒 準 備 金 繰 入 損	257,000,000 <sup>円</sup> 00		
超 過 納 付 金 償 却 損	905,046,461 <sup>円</sup> 38		
計	2,149,693,771 <sup>円</sup> 26	計	2,334,081,720 <sup>円</sup> 59
(当年度純益金)	184,387,949 <sup>円</sup> 33		
合 計	2,334,081,720 <sup>円</sup> 59	合 計	2,334,081,720 <sup>円</sup> 59

出所：前表と同じ。

合、その手続の完了する迄一時資金交付を見合せ、この勘定に入れておく」ものであり、「貸付償還金」は「貸付金の元利回収金であつて、直ちに元金又は利息に充当出来ない場合に一時受入れておく」ものである。<sup>(15)</sup>

損益計算書で、利益金は二三億三四〇〇万円余であつたが、うち承継貸付金利益が一七億一四〇〇万円、七三%以上を占めている。純益金は一億八四〇〇万円を計上した。

以上のように、占領末期の産物として誕生した開銀は、設立後初期の数年間における諸措置を経て、いわゆる高度成長期への対応を準備したのであつた。

- (1) 前掲、銀行局『日本開發銀行はなにをするか』一三二ページ。
- (2) 大蔵省資料Z六二〇一〇五。
- (3) 長期信用銀行など民間設備金融機関がまだこの時点では未整備であつたため、分野調整

が明確にできなかったことにもよるのであろう。二八年度から基本計画は大きく整理される。

(4) 例として現在入手しうる資料をあげれば、次のとおり(経済企画庁所蔵資料)。

「開銀銀行に対する説明要項(二六、六、七電気機械課)」「開銀銀行説明資料(昭和二六年、通商機械局電気通信機械部無線課)」「開銀銀行融資追加計画(二六、九、一五産業局農林第一課、民生局食糧課)」「日本開發銀行に対する高級潤滑油精製装置の移設転用、資金融資要請に関する説明資料(二六、六、一資源庁鉱山局油政課)」。

(5) 年度中における「基本計画」の変更は次の二点であつた(大蔵省資料Z六〇二一〇五)。

(1) 「食品加工」中に捕鯨母船が追加された(八月二七日)。

(2) 肩替り融資について、八月二二日、次のように閣議了解された。  
政府資金による既存の民間融資の肩替りについて

昭和二六年五月一五日閣議了解にかかる「政府資金による融資の基準となるべき産業及び交通に関する基本計画」備考  
三の融資の肩替りを差当り左の業種及び対象項目について行ふこととする。

記

一、業 種 海 運

二、対象項目 市中銀行の融資にかかる外国船買入資金、但し昭和二六年一月より三月の間に外貨予算の割当を得たものの。

(6) 前掲銀行局『日本開發銀行はなにをするか』参照。

(7) 設備資金供給とその内訳については、開銀調査部「産業設備資金に関する本行統計」(大蔵省所蔵開銀銀行資料)が詳細である。これは、資金供給源泉機関に関する統計を集計する方法でまとめたもので、一般貸出し、政府資金、事業債、株式、外資の各々の純増額を、日銀統計局、開銀、興銀調査部の資料の集計により算出する。ただし、昭和二七年度以降の計数しか得られないので、ここでは断片的な統計を使用せざるを得なかつた。

(8) 表4-9における外部資金額二二四一億円に対する開銀融資額一七四億円(返済資金貸付を除く貸付実行額)の比率は八・一%となる。

(9) 開銀「第一事業年度營業報告書」。

(10) 同前。

- (11) 『開銀十年史』六八ページ。
- (12) 『開銀十年史』六七ページ。
- (13) 簡便には、『開銀十年史』、日本長期信用銀行産業研究会『主要産業戦後二五年史』昭和四七年、等を参照されたい。
- (14) 『開銀十年史』資料編による。
- (15) 前掲「第一事業年度営業報告書」。